

輸出入關稅定率

支那財政は關稅收入を大宗となすため關稅本來の意義と共に輸出入貿易品の稅率問題は極めて重要視されるものであるがこれがため國民政府は從來數次に亘る關稅引上げを行ひ增收を圖つて來た。(別表第二表參照)然るに事變後北支臨時政府、中支維新政府の成立により本年一月第一次關稅改正(輸出入共)が行はれて從來の輸入における高率稅に訂正が加へられさらに六月一日第二次改正(輸出稅率)は一月實施のものをもその儘採用)が行はれ從來の輸入稅率は面目を一新するに至つた。別項にその輸入稅率および輸出稅率(一九三四年改正分に一月改正による十六品目分を加へたるもの)を掲げる。一月改正輸入稅率表は第二次改正分に包含さるゝことゝなるを以て省略した。

臨時政府第一次關稅改正

臨時政府は昭和十三年一月二十一日第一次海關新稅率

事務に至りては原則として従前の例に依り之を處理するも政府の施政方針に基き左の諸點に付改正を加ふ。

- 一、滿洲國及關東州は之を外國として取扱ふ、從て甲、滿洲國又は關東州仕向輸出せらるゝ土產物に付ては輸出稅を課す。
- 乙、滿洲國又は關東州より仕出れ輸入せらるゝ物品に付ては輸入稅を課す。
- 二、從來の海關進出口稅則中庶民の救經生活安定の爲必要ありと認むるもの最少限度に付之に妥當なる改正を加へ中華民國二十七年一月二十二日より之を實施す、即ち
 - 甲、海關進出口稅則中別表第一號の通り改正す。
 - 乙、海關進出口稅則中別表第二號の通り改正す。
- 三、從來の歲入附加稅は之を廢止し別に災區救濟の爲に稅額の百分の五の率に依り賑災附加稅を課す。

中華民國二十七年一月二十一日

中華民國臨時政府行政委員會

委員長 王 克 敏

を發表し翌二十二日より實施した。改正された新稅率は輸入稅六十種、輸出稅十六種で其内の小麥粉、米及粗の輸入、棉花、礮石、銑鐵及鎗鐵の輸出が臨時免稅となり、農業用機械及同部分品、血漿及ワクチンの輸入、棉實の輸出が免稅となつた外、尙臨時免稅のものに鑛山用機械器具及同附屬品並部分品、選礦精煉用機械器具及び同附屬品並部分品、栽培用種子があるが、其他の品目では舊稅率に比較すると大體に於て輸入稅五割、輸出稅七割見當の低減を示した。

- 而して新稅率施行に當つて考慮決定を見たのは
- 一、滿洲國、關東州を外國として取扱ふこと、
 - 二、從來の附加稅を廢止して賑災附加稅を新設したること、

で特に一項は事實上に於ける 中華民國臨時政府の滿洲國承認として其の意義は重大である。

傳 告

關稅は國家歲入の大宗にして實に財政上重要な位置を占むるのみならず通商上産業上にも等しく緊密なる關係を有す。新政府は此に鑑み所あり各海關を整理して關稅を盡く正軌に載せ併せて各國債權の確保を期す。海關

輸出稅率表

(單位國幣元)

(一九三四年改正、三八年一月二十一日改正を含む)

第一類 動物及同製品並に魚介

稅番	品 目	單位	稅 率
一	動物(生けるもの)	從價	七・五%
二	豚毛	同	二・五%
三	卵及同製品(註一)	同	五%
	(イ) 乾卵白、乾卵黃及乾卵黃白	同	五%
	(ロ) 凍濕卵白、凍濕卵黃及凍濕卵黃白(グリセリン加工卵を含まず)	同	五%
	(ハ) 鮮卵(鮮凍卵を含む)	同	五%
	(ニ) 鹽漬其の加工卵	千個	一・〇〇
四	羽毛(註二)	從價	七・五%
五	馬毛	同	七・五%
六	頭 髮	同	七・五%
七	蜂蜜(未精製野蜂蜜を含む)	同	七・五%
八	腸	從價	二・〇〇
九	鮮凍魚(鳥獸及家禽を含む)(註三)	同	七・五%

▼動物及同製品(生皮、鞣皮、毛皮、魚介及海產物を含まず)

三七	鐵 餅	(イ) 黒もの	百 疋	四・四〇
		(ロ) 精製品	同	二・八〇
		(ハ) 白もの	同	一・〇〇
三八	碎 蝦		從 價	五%
三九	其他列記せざる魚介及海産物		同	無 稅
	(イ) 鮮魚(凍魚を含む)			
	(ロ) 其他			五%
第二類 植物製品				
四〇	大豆(黒、青、白及黃豆を含む)		百 疋	〇・二三
	白藥豆(含まず)		同	〇・二三
四一	蠶 豆		同	〇・二八
四二	綠 豆		同	〇・三八
四三	赤 豆		同	〇・三八
四四	碗豆及其他列記せざる豆類		同	〇・二三
	▼雜穀及同製品			
四五	糖及穀		從 價	二・五%
四六	蕎 麥			無 稅
四七	雜穀粉			無 稅
	(イ) 機械製麥粉(麥屑を含む)			無 稅
	(ロ) 其他列記せざる雜穀粉			無 稅
四八	高粱			無 稅
四九	玉蜀黍			無 稅

五〇	種		百 疋	無 稅
五一	米及粗		同	無 稅
五二	種精(碎及粉を含む)		同	〇・〇八
	(イ) 豆 精		同	〇・二八
	(ロ) 棉實精		同	〇・二二
	(ハ) 落花生精		同	〇・二二
	(ニ) 菜種精		同	無 稅
五三	小 麥		同	無 稅
五四	其他列記せざる雜穀		同	無 稅
	▼植物性染料			
五五	藍		百 疋	五・二〇
	(イ) 乾 藍		同	一・二〇
	(ロ) 液體藍		同	二・六〇
五六	五倍子		同	二・六〇
五七	鬱金根		同	〇・六〇
五八	其他列記せざる植物性染料		從 價	七・五%
	▼鮮果、乾果及加工果物			
五九	生 栗		百 疋	一・一〇
六〇	乾 栗		同	一・三〇
六一	乾 赤 棗		同	〇・九六
六二	乾 荔 枝		同	二・二〇
六三	乾 龍 眼		同	一・九〇
六四	乾 眼 肉		同	二・八〇
六五	(イ) 鮮 橘		同	〇・五一

一〇	加工肉		百 疋	五・七〇
	(イ) ハム(散荷)		從 價	七・五%
	(ロ) 其他		同	七・五%
一一	骨(虎骨を含む)		百 疋	一・九〇
一二	牛 膠		同	一・四〇
一三	牛及水牛角		同	一・四〇
一四	鹿 角		同	五・九〇
一五	老鹿茸		從 價	七・五%
一六	若鹿茸		同	七・五%
一七	麝 香		同	七・五%
一八	貝殼及牡蠣殼		百 疋	〇・三六
一九	水牛、牛及鹿筋		同	四・九〇
二〇	獸 脂		同	二・一〇
二一	動物性蠟		同	九・三〇
	(イ) 白蠟(虫蠟)		同	六・二〇
	(ロ) 黃蠟(蜂蠟)		同	七・五%
二二	其他列記せざる動物製品		從 價	七・五%
	(註一) 西班牙向卵及同製品の輸出には原産地證明を要する。			
	(註二) 羽毛を剥がざる鳥皮の輸出は禁止されてゐる。			
	(註三) 野生禽獸の輸出には制限が付けられてゐる。			
	▼生皮、鞣皮及毛皮			
二三	乾、濕、鹽鞣及未鹽鞣牛皮及水牛皮(仔牛皮を含む)		百 疋	五・四〇
二四	粗製既鞣牛皮(クローム鞣底皮を含む)		同	一・六〇

二五	未製成毛皮(未鞣及既鞣)		從 價	七・五%
	(イ) 犬 皮		同	七・五%
	(ロ) 山 羊 皮		同	七・五%
	(ハ) モルモット		同	七・五%
	(ニ) ラッコ皮		同	七・五%
	(ホ) 羊皮(仔羊皮を含む)		同	七・五%
	(ヘ) 灰鼠皮		同	七・五%
	(ト) 黃狼皮		同	七・五%
	(チ) 其他		同	七・五%
二六	製成毛皮		同	七・五%
二七	其他列記せざる生皮及鞣皮		同	五・七%
	(イ) 鞣皮製品		同	五・七%
	(ロ) 其他		同	五・七%
	▼魚介及海産物			
二八	海 産		百 疋	八・八〇
	(イ) 黒もの		同	三・一〇
	(ロ) 白もの		同	二・四〇
二九	烏賊及章魚		同	一・六〇
三〇	乾 魚		同	二・〇〇
三一	魚 膠		同	一・〇〇
三二	魚 肚		同	一・〇〇
三三	鹽 魚		同	〇・六一
三四	魚皮(鱈皮を含む)		同	三・一〇
三五	乾 鮑 貝		同	二・六〇
三六	乾 蝦(碎蝦を含まず)		同	二・二〇

一六七	紙箔(紙箔製紙紙を含む)	從價	七・五%
一六六	下級紙(一庭國幣一五元以下のもの)	無稅	
一六五	次級紙(一庭國幣一五元以上三一元以下のもの)	無稅	
一六四	高級紙(一庭國幣三一元以下のもの)	無稅	
一六三	木器及其他列記せざる木製品	無稅	
一六二	チーク 其他列記せざる木材及木(樟及紅木板を含む)	同	七・五%
一六一	紙	同	七・五%
(G)	厚一五二種以上	同	七・五%
(F)	厚一二七種以上一五二種以下	同	七・五%
(E)	厚一〇二種以上一二七種以下	同	七・五%
(D)	厚七六種以上一〇二種以下	同	七・五%
(C)	厚五一種以上七六種以下	同	七・五%
(B)	厚二五種以上五一種以下	同	七・五%
(A)	厚二五種以下	同	七・五%
(ロ)	軟材	從價	七・五%
(B)	長七米巾三〇種厚七六種以下		
(C)	其他		

一六八	馬糞紙	無稅	
一六九	其他列記せざる紙及紙製品	無稅	
一七〇	家置繭(雙繭を含む)(註一)	從價	二八・〇%
一七一	野蠶繭(註二)	從價	七・五%
一七二	野蠶繭	同	七・五%
一七三	棕櫚	從價	一・七%
(イ)	棕櫚糸	從價	七・五%
(ロ)	生棕櫚	從價	七・五%
一七四	棉花	暫時免稅	
一七五	屑綿(フライ・コットンを含む)	同	〇・三七%
一七六	山羊毛(ヘアール)(註三)	從價	二・五%
一七七	大麻(ヘンプ)	同	一・七五%
一七八	黄麻(デュート)	同	〇・九五%
一七九	苧麻(ラミー)	同	〇・四五%
一八〇	雙繭生糸	無稅	
一八一	白糸(再繰糸及機械糸を含む)	無稅	
一八二	野蠶糸(機械糸を含む)	無稅	
一八三	黄糸(再繰糸機械糸を含む)	無稅	
一八四	屑糸(絹糸屑及繭衣を含む)(註四)	無稅	
一八五	打綿	從價	無
一八六	眞綿	從價	無
一八七	駝毛	從價	二・五%

一四二	飼料(青草及乾草)	同	五%
一四三	醬油	同	〇・八八%
一四四	豆素麵及マカロニー	同	〇・八八%
一四五	其他列記せざる植物製品	同	一・五〇%
(イ)	インドゴム、ガタベル	從價	無稅
(ロ)	其他	從價	七・五%
第三類 竹、燃料、籐、木材及紙類			
▼竹及同製品			
一四六	竹	千本	一・四二%
(イ)	直徑二五種及同以上のもの	百疋	〇・四三%
(ロ)	直徑二五種以下のもの	從價	七・五%
一四七	割竹及竹皮	無稅	
一四八	列記せざる竹器	無稅	
▼燃料			
一四九	木炭	百疋	〇・二一%
一五〇	石炭(屑炭及屑炭製磚炭を含む)	一疋	〇・五二%
一五一	コークス	同	〇・二〇%
一五二	薪	百疋	〇・一〇%
▼籐及同製品			
一五三	籐皮	從價	七・五%
一五四	籐片	百疋	一・一〇%
一五五	籐條(籐芯を含む)	同	〇・六〇%
一五六	籐器及籐製家具	無稅	

一五七	▼木材及同製品		
(イ)	硬材	從價	七・五%
(A)	角材	同	七・五%
(一)	長さ八米、底三〇平方種以下のもの	同	七・五%
(二)	其他	同	七・五%
(B)	角材以外のもの	同	七・五%
(ロ)	軟材	同	七・五%
一五八	橋及桁	同	七・五%
(イ)	硬材	同	七・五%
(A)	長さ一二米以下	同	七・五%
(B)	長さ一八米以下	同	七・五%
(C)	長さ一八米以上	同	七・五%
(ロ)	軟材	同	七・五%
(A)	長さ一二米以下	同	七・五%
(B)	長さ一八米以下	同	七・五%
(C)	長さ一八米以上	同	七・五%
一五九	杭、柱及舵梁(底部より一・五米の部分の圓周一・一米を超える軟材の柱は除く)	同	七・五%
一六〇	板	同	七・五%
(イ)	硬材(樟、紅木及チーク板を除く)	同	七・五%
(A)	長五米巾三〇種厚七六種以下	同	七・五%

一八八	山羊毛(ウール)(註五)	同	二・五%
一八九	綿羊毛	同	二・五%
一九〇	其他列記せざる紡織纖維(註六)	同	二・五%
(註一)	包装時に於ける壓搾の爲め線維なし得ざるに至れると否とに拘らず元來線維に適したる雙面は均しくこれを含む		
(註二)	包装壓搾前に線維に適せざるものを含む		
(註三)	ヘアー層中一〇%以下のウールを含むもの或はウール一〇%以上を含むものにして百疋四九・六〇元以下のものを含む		
(註四)	屑膚皮より紡げる土絲皮を含む		
(註五)	ヘアー層中ウール一〇%以上を含み百疋四九・六〇元以上のものを含む		
(註六)	百疋二四・八〇元以下の綿羊毛屑を含む		
一九一	繩及綱	無税	
一九二	綿靴下	無税	
一九三	軸巻綿縫糸(四六米以下のもの)	一哥	〇・〇六
一九四	其他列記せざる綿縫糸	百疋	二・八〇
一九五	綿織絲	同	二・八〇
一九六	刺繡品(絹及其他の材料によるもの)	無税	
一九七	レース及トリミング	無税	
一九八	苧麻織絲及縫絲	無税	

一九九	絹織絲及縫絲	同	無税
二〇〇	毛織絲及毛絲	同	一・二〇〇
二〇一	絹布	物	三・九〇
二〇二	粗夏布(一種に付經糸數一六本以下のもの)		無税
二〇三	細夏布(一種に付經糸一六本以上のもの)		無税
二〇四	絹布(絹人絹及絹人絹交織並に絹又は人絹と綿毛との交織物を含む)		無税
二〇五	絹織		無税
二〇六	其他列記せざる織物	從價	七・五%
二〇七	綿毛布及敷布	百疋	七・七〇
二〇八	毛布(綿毛交織品を含む)	一枚	〇・二三
二〇九	麻袋	同	一・一〇
二一〇	(イ) 新もの	同	〇・六四
二一一	(ロ) 古もの	同	七・七〇
二一二	タオル		
二一三	毛製絨毯(綿毛交織絨毯及床敷を含む)	無税	
(イ)	絹製	無税	
(ロ)	雜絹糸製	無税	
(ハ)	綿製	無税	

二一三	其他列記せざる紡織品(註)	無税	
(註)	純絹糸及雜絹糸を交織せざる紡織品は無税である		
第五類 金屬、礦物及同製品			
▼礦石、金屬及同製品			
二一四	礦石	從價	暫時免稅
二一五	アンチモニー	百疋	一・五〇
(イ)	粗アンチモニー	同	二・二〇
(ロ)	純アンチモニー	同	二・二〇
二一六	黃銅及同製品(註一)	無税	
(イ)	鈕釦	無税	
(ロ)	箔	百疋	一三・〇〇
(ハ)	釘	同	四・九〇
(ニ)	線	同	三・九〇
(ホ)	苗銅器	從價	無税
(ヘ)	其他	從價	七・五%
二一七	外國硬貨	從價	無税
二一八	銅及同製品(註一)	從價	七・五%
(イ)	錠及塊	同	七・五%
(ロ)	片、條及釘	同	七・五%
(ハ)	其他	同	七・五%
二一九	金銀及同製品(註二)	同	無税
(イ)	條及塊(砂金を含む)	同	七・五%
(ロ)	金銀器	同	七・五%

二二〇	鋼及鐵並同製品	暫時免稅	
(イ)	條、片等(粗鋼を含む)	無税	
(ロ)	釘	無税	
(ハ)	銑鐵及ケントレッヂ	無税	
(ニ)	線	從價	暫時免稅
(ホ)	其他	無税	
二二一	鉛及同製品(註三)	百疋	一・〇〇
(イ)	塊及條	同	一・五〇
(ロ)	片	從價	七・五%
(ハ)	其他	同	七・五%
二二二	水銀	百疋	一三・〇〇
二二三	錫及同製品	同	一三・〇〇
(イ)	箔	同	五・九〇
(ロ)	錠及塊	同	無税
(ハ)	錫器	從價	無税
(ニ)	其他	從價	七・五%
二二四	亜鉛及同製品	從價	無税
(イ)	白鉛	百疋	一・四〇
(ロ)	其他	從價	七・五%
二二五	其他列記せざる金屬及同製品	從價	無税
(イ)	製品	從價	七・五%
(ロ)	其他	從價	七・五%
(註一)	銅、青銅及黃銅を溶解して尙器物に製せざるもの及び舊層銅は輸出を禁止されてゐる		

(註一) 金は輸出禁止、銀兩及銀條は板錠にして購買に供せらるべきもの輸出には従價二・二五%を課す、但し中央造幣廠の製造する銀條は無税である

(註二) 舊鉛は輸出禁止

(註三) 舊鉛は輸出禁止

二二六	腕環及踝環	無税
二二七	硝子珠(着色或は無色)	無税
二二八	板硝子	無税
二二九	其他列記せざる硝子及硝子器	無税
▼土、砂、石及同製品		
(磁器及珐瑯磁器を含む)		
二三〇	煉瓦及タイル	従價 五%
二三一	セメント	百疋 〇・〇八三
二三二	大理石	同 一・一〇
二三三	陶磁器	無税
二三四	珐瑯磁器及七寶燒	無税
二三五	其他列記せざる石、土、砂及同製品	従價 五%
第六類 雜 品		
▼化學製品及化學合成品		
二三六	青 礬	百疋 〇・三六
二三七	明 礬	同 〇・三三
二三八	砒 素	同 二・一〇
二三九	蠟	従價 七・五%
二四〇	鉛丹、鉛石及鉛黃	百疋 一・九〇

二四一	ボツターシユ	百疋 〇・九三
二四二	鷄冠石	同 二・三〇
二四三	松香樹脂	同 〇・六〇
二四四	洗濯石鹼	同 一・三〇
二四五	化粧石鹼	従價 五%
二四六	結晶曹達	百疋 〇・三六
二四七	酒 精	一立 〇・〇一
二四八	生 漆	従價 五%
二四九	列記せざる化學製品	同 五%
▼印 刷 物		
二五〇	書籍、廣告、繪本、軸、日記、裝訂或は未装訂の銅線カレンダーを含む古籍、古畫、卷軸は除く(註)	無税
二五一	圖書及圖表(海圖及地圖を含む)	無税
二五二	新刊雜誌及新聞	無税
二五三	其他列記せざる印刷物	無税
(註) 支那の古籍、名人の稿本、孫文の遺墨等は輸出を禁止してゐる		
▼雜 貨		
二五四	麥稈眞田及麥稈帽	百疋 無税
二五五	蠟 燭	同 二・三〇
二五六	糖菓及砂糖漬	同 一・八〇
二五七	容器及包装用品	同 一・八〇

二五八	骨董品(法令にて禁止せるものを除く)	従價 七・五%
二五九	扇	無税
二六〇	爆竹	無税
二六一	石 膏	百疋 〇・二〇
二六二	ヘア、ネット及ヘア、スワイツチ	無税
二六三	象牙器	無税
二六四	線 香	一・二〇
二六五	雨 傘	無税
二六六	無地或は花模様漆器	無税
二六七	燐寸(白燐或は黄燐寸を除く)	〇・〇二
二六八	菓筵及蘭蔗(註)	無税
二六九	地 氈(註)	無税

(イ) 空サイダー及麥酒瓶(既に輸入税を納めたるものにして再輸出する外國品)

(ロ) 空木箱(再使用のため返還するもの)

(ハ) 包装用茶箱及同材料

(ニ) 鐵桶(油桶の如きものにして輸入税を納付せるもの)

(ホ) 酒瓶及糖果罐

(ヘ) 茶箱レツテル

(ト) 空石油罐(四まざる完全品)

二七〇 其他本規則に列記せざる商品 従價 七・五%

(註) 席は凡て草蓆を以て織れるもの或は編めるもの又無地の、畫模様或は繡模様を拘らず(イ)長一九八釐巾一三七釐以下のものは稅番二六八號により(ロ)巾長共これ以上のもの(床敷風に織れるものを含む)は第二六九號による

臨時政府第二次 關稅改正

中華民國臨時、維新兩政府は六月一日より改正關稅稅率を施行する旨五月三十一日正午北京及び上海に於いて同時に左の如き政府命令を以て發表した

▼臨時政府命令

輸入稅率轉口稅率中改正の件

第一條 茲に民國二十七年中華民國輸入稅々則を制定し之を公佈す、民國二十七年六月一日より之を實施す

第二條 茲に民國二十七年中華民國轉口稅稅則を制定し之を公佈す、民國二十七年六月一日より之を實施す

第三條 民國二十七年一月二十二日附中華民國臨時政府佈告はその第二條乙項及別表第二號を除き引續き有効とす、同佈告を未だ實施せざる海關に於ては民國二十七年六月一日より之を實施す

第四條 本令に抵触せざる從來の海關諸規則は特に命令なき限り、引續き有效とす

▼維新政府命令

關稅々則中改正之件

第一條 茲に民國二十七年中華民國輸入稅稅則を制定公佈し民國二十七年六月一日より之を實施す

第二條 民國二十三年中華民國輸出稅々則に改正を加へ民國二十七年六月一日より之を實施す

第三條 從來の收入附加稅は之が徵收を停止し新に災區救済のため稅額百分の五の賑災附加稅を課す

第四條 本令に抵触せざる從來の海關諸規則は特に命令なき限り引續き有效とす

附 則

一、滿洲國及び關東州仕向輸出せられる土産物に就ては輸出稅を課す

一、滿洲國及び關東州より仕出輸入せらるる物品に就ては輸入稅を課す

右は一月二十一日改正を見たる輸入二十品目を除いては輸出入とも大體一九三一年度稅率に準據しをり新稅率制定と特徴としては左の如き各點が注目される。

一、通貨單位の相違に關係せず北支及び中南支を通じ一本の稅率を同時に實施することとなり茲に兩政府の合流の具體化の第一歩を進めたこと

二、輸入稅率に就ては原則として一九三一年國民政府制定の當時公正妥當と認められた稅率をメートル法に換算し復活したこと

三、但し左の二十品目に就ては去る一月二十二日臨時政府が實施せる改正稅率を據置いたこと即ち

新榮麻袋、毛製物、人造絹絲、金屬板厚サ二、三耗以上のもの、同未滿のもの、並型及び平板、農業用機械及び部分品、鮮魚乾魚(乾鱈、乾鮭を除く)海草、紅茶以外の茶、生林檎、豆類、生橙硫酸アンモニア血漿及びワクチン、新聞用紙醫學器具、普通印刷用紙陶磁器(化學用及び科學用を除く)肥料

四、轉口稅は國民政府が昨年十月一日改正せる稅率を有效と認めたこと

五、輸出稅は臨時政府が一月二十二日實施せる稅率を存置し上海方面も實施せること

六、對滿關係に就ては去る一月二十二日關稅改正の際に於けると同様之に輸出入稅を適用し滿洲國に對する實

天津貿易幹旋所

天津日本租界福島街三六番地
電話二〇〇五九番

關東州北支貿易幹旋所

天津日本租界橋立街二一番地
電話二〇五三六番

天津京都物産紹介所

天津日本租界福島街三六番地
電話二四四二八番

神戸絹人絹輸出組合

本部 神戸市神戸區東町二六
天津出張所 天津日本租界福島街三六
電話二三三七七番

神奈川縣東亞輸出組合

天津 幹旋所

天津日本租界福島街三六
電話二四三四一番

福井縣絹人絹輸出組合

天津出張事務所

天津日本租界福島街三六
天津貿易幹旋所内
電話二局四四五三番

天津日界福島街三十六番地

東京市役所
產業局 天津出張所

電話二〇三五四番

(四の二)

廣島縣產業獎勵館

天津事務所

天津日本租界福島街三六
電話二三八〇二番

名古屋市商品紹介所

天津日本租界福島街三六
電話二〇四二五番

岡山縣立商工獎勵館

天津販賣幹旋所

天津日本租界福島街三六

愛知縣天津商品紹介所

天津日本租界福島街三六
電話二四三三九番

神戸海陸產物輸出組合

天津出張所

天津日本租界福島街三六
電話

米國ダイヤモンド、タイ
國產金剛號

北、中、支那總代理店輸入元

金剛公司

天津日界住吉街一ノ十

上海黃浦灘路二四號橫濱正金
ビル四階二十九號

内外各種木材
原木、丸太製材各種
ベニア板各種
直輸入販賣

製材工場經營

株式會社 大二洋行

天津特別第四區三號路河沿
電話二二九八一番

本社 安東縣一番通五丁目一番地
出張所 新嘉、吉林、敦化、圖們、牡丹
及工場 江、新義州、京城、仁川、咸興
駐在員 釜山、奉天、大阪、高知、宮崎
東京、名古屋、雄基、清津

(四の三)

目種業營

鋼材部	サツシドアー、オベリター、シヤッター防空設備、鐵骨建築工事、プレス鋼材
材料部	モスラー金庫扉、金庫書庫設備、天窗、スレート、通風器、富國石、チツソラ
衛生水道部	イト、日東テツクス、其他建築諸材料、氣送装置、輕量物輸送機、コンベヤー、洗濯機及洗濯装置、耐房器具及耐房設備、工業用加熱爐、塵芥汚物燒却設備、火葬爐、重油燃燒機
暖房部	暖房換氣、濕湿度調整並冷凍設備
電氣部	衛生、給水湯、消火、汚水淨化
機械部	電話、電燈、表示、電飾、發電、變電、鑛山用機械、上下水道處理裝置、化學及諸工業用機械

(四の四)

建築設備工事と建築材料
 ◇設計、監督、請負、販賣

三機工業株式會社

天津出張所

代理店三井洋行
 天津日界山口街三井洋行
 電話二三三四一
 北京東單牌西總布胡同三井洋行
 電話東局五五二二番

瓦斯管、フラン管、バルブ、コック
 各種バッキング、銲接棒、鋼材
 其他水道、瓦斯、防火、暖房、冷房、ボイラー、附屬品一式
 暖房、冷房、水道、瓦斯、防火、給湯、換氣裝置

天津日本租界旭街八十九番地

日米商事株式會社天津出張所

日米洋行工事部

(華名日米洋行)
 (電話二四〇四三番)

中山商事株式會社天津出張所

天津日本租界吾妻街二番地

電話二二〇三九 二二〇四五
 二〇四八六 二二四八三

天津中山鋼業所

天津市鄉區五所鄭莊子
 電話二三二六七番

(四の五)

天津日租界小松街十一番地



華北紙業公司

電話二局一八四八番

運重量物搬

青山組
湯淺商店

天津支店

天津日界福島街二四ノ一
(電話二一二八二番)

營業種目

米子地及
ボタン類
其他洋服
附屬一式



竹村洋服店

天津日本租界福島街四七
電話二、一〇二九番

竹村貿易公司

天津日本租界福島街四七
電話二、一〇二九番

土木建築請負
貨物運搬請負

陸軍 滿洲
御用 田島組

天津特別二區金湯大馬路一號
(富山ビル一號)

電話 一四一四 一四一五 一四一六 一四一七

日界事務所 電話二局二二一一番

鑄鐵製品製造販賣
古地金類買賣
右屬スル一切業務

天津鑄鐵工廠 資合會社

天津海光寺六里台中日學院前
電話二〇七三番

(四の九)

日本蓄音器商會
株式會社精工會社
東京電氣時計株式會社
帝國生命保險株式會社

北支總代理店



副華洋行

時計樂器部

北支大賣捌元

支店 天津日本租界旭街
支店 北京王府井大街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街
支店 天津日本租界旭街

營業目

信用及擔保貸附
金錢信託(信託預金一弗以上)有利取
扱・信託積立金ノ取扱・不動産ノ管理
受託・債務ノ保證・商品委託賣買



天津興業株式會社

天津日本租界壽街十一番地
電話二〇二〇八番

▲倉庫部新設

一般荷物責任保管料金低廉野積荷物モ引受可申候

營業目

和洋棉果罐海
洋產
紙布實詰物

天一行

電話 三三〇九
電話 二二九四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四
電話 二二八四

入船印發賣元



吉川毛織工場

天津出張所

天津日本租界須磨街二四
電話(二)二二四七番

(四の八)

天津曙街三業組合

(四〇一〇)

旭新地料理店組合

いろは順

大和街一	旭街鯉	旭街新
電話二四三六番	電話(二〇三六七番)	電話二四四二番
北旭街い	福島街祇	大和街日
電話三三七七番	電話二〇五五九番	電話二一九五二番
大和街博	福島街祇	北旭街一
電話三三〇三番	電話三三〇三五番	北旭街一
扶桑街東	北旭街遊	旭街大
電話二二八九八番	電話三三〇一八番	電話二二六四〇番
橋立街千	旭街美	旭街大
電話二二七五三番	電話(二)九九二番	電話二二六四〇番
旭街花	新壽街三	旭街大
電話二二五五九番	電話(二)九九一六番	電話二二六四〇番
北旭街梅	旭街三	旭街大
電話二二八三〇番	電話二二九四五番	電話二二六四〇番
旭街柳	旭街勝	旭街大
電話二二三五五番	電話二〇八〇四番	電話二二六四〇番
新壽街萬		旭街大
電話(二)四二四番		電話二二六四〇番

(四〇一一)

組合事務所
電話二二三〇五番

天津日本租界旭街

松平藥房

電話(三〇〇二五九二五番)

印刷インキ商

福信洋行

天津日本租界四街
電話二〇五八四番

輸出入貿易商

永義洋行

天津日本租界明石街一六ノ六番
電話二二一〇二八番

バブル肥料
化學藥品
工業原料
紙業肥料
メ原ヤス
電油煤和
布皮石
紙炭
雜貨輸出入



島田商會天津出張所

天津日本租界蓬萊街二六ノ二
電話(二)一一五九號

メリヤス製造販賣



丸松合資會社天津支店

天津南開馬場道大街興業里五
電話(二)四六一六

(四〇一三)

(四〇一二)

營業課目

洋品雜貨
軍需品
活版印刷
諸帳簿

金華洋行

天津日本租界芙蓉街三〇三番
電話(三)一五九一
北京東城崇文門外順胡同七號
電話東局一八九七番

ルメラヤキ治明

トーレコヨチ治明

詰瓶料食・詰罐物果・品製乳他其

街壽界租本日津天

店支津天菓製治明

番九四三一話電

所賣販京北菓製治明 廠磨打外門前京北

番七五三一局分南話電

所賣販島青菓製治明 路州膠島青

番四二四五話電

目課業營

建築 用金 物	類、 農工 具類	其他 一般 鐵鋼	丸釘、 銲接 棒	鋼線、 針金、	丸鐵、 鐵線、
---------------	----------------	----------------	----------------	------------	------------

店商嚴浦松



店支津天

○二街磨須界租本日津天

番三八一一話電

四二月丁三通南町新區西市阪大 店本

(四〇一五)

屋問材料氣電

古河電線及電機、コ
ンチットチューブ及
附屬品、森式照明器
具、島田照明器具、
三藤客車照明器具、
眞棒、亞鉛引金具、高
壓低壓導子及架線材
料一式、神戸配線器
具スキツチ類一式、
各種絕緣材料、電話
機、電氣計器、機械
一式

號二十里新鼎街山秋界日

社會式株氣電和協

所張出津天

番三〇五三三話電

地番七五町佐土市連大社本
濱爾哈、京新、天奉、山鞍 所張出

目課業營

EXPORT & IMPORT

雜五毛染	建電護	自紙砂莫	人毛綿棉
貨金皮料	品品品	車類糖小	布布物布花

地番十街榮界租本日津天

行洋日大

六四六二二話電
四十三街強自縣德 所張出

具機道水・房煖・關機燃內・關機汽蒸・算汽蒸
品屬附・品部機織紡・品屬附・品部車動自
具器作製・具器造製械機

部器機行洋日大

(四〇一四)

土木建築請負業

里見工務所

里見治郎

天津日本租界明石街二九ノ一
電話二〇七七一番

(四の二六)

目科業營

各種機械設計製作修繕、据付
輸入販賣各種機械原動機電機
煖房冷房暖管工事設計施工



永安公司機械工作所

日界事務所電話二〇八八五
天津日界住吉街一(淡路街通)
工場南市慎益大街四號里

目品業營

棉花、綿糸、綿布
加工綿布、人絹糸布
フアイバ
其他纖維工業品

天津日本租界淡路街十四ノ一



株式會社 田附商店 出張所

華名 田附洋行

電話 二一四七一八番
二一四七一九番

本店 大阪
支店 奉天
出張所 天津、石家莊

目科業營

輸入部：電線、導子等電氣材料一般
有線、無線材料、鐵道材料
機械及工具、金物
輸出部：漢藥、種子、油脂、皮革類
製造部：電球、特製動力用ベルト各種



天成洋行

本店 天津佛租界二號路五三號

電話 ③〇三三二番
②一八三六番

支店 濟南二大馬路一四五號

電話 一四〇六番
一八六三番

出張所 青島館陶路四七號

電話 七一六二番

(四の二七)

營業案內

内外の商品仲介
歐米諸國との商工業聯絡
外交交渉と通譯。翻譯(但し十箇國語)
土地家屋の買賣と貸借。管理

天津日界伏見街稻荷神社隣

公認 萬國仲介社

電話二〇五六一

義品放款銀行日界辦公處

營業科目

機械工具
地金、鐵道
鑛山、土木
建築水道用品



合信洋行

天津日本租界壽街十五ノ三

電話二局一〇〇一番

出張所 北京東城西觀音寺胡同

電話東八九五番

(四の二八)

各種ゴム製品製造販賣

西長橡皮工廠

富士自轉車北支總代理店
各種自轉車及附屬品輸入

西長商店

天津日租界淡路街二四

電話二局 一一〇〇 七七七 四三二 番

(四の一九)

東光商事株式會社

天津支店

天津法界四號路六十六號
電話三四四四二

土木建築請負業

赤山工程局

天津日本租界春日街
電話二〇八一五番

日華貿易
並鑛山業
橫山洋行

北京東城順江胡同二五號
電話東四三六二番

鹽業銀行

行址 天津法租界八號路
電話三局四一六三・四一六四

醫療藥品有名賣藥
化粧品衛生材料

谷水大藥房

北京東單大街
電話東局三十二號

河北總站前料理店組合

- | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 勇樓 | 心清樓 | 新玉樓 | 東京樓 | 看月樓 | 天津館 | 金泉館 | 階樂樓 | 金成館 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

一、一、一、
鐵船一般
工取貿易
業拔易
東

洋

公

司

天津河北大經路一〇二番號
電話六局七七九番號
北京東城小街六九番號
北京東城小街六九番號
北京西城長安街八〇番號
北京西城長安街八〇番號

バス
トラック
ボデー専門製作

大前自動車工場

天津河北大經路八九號
電話六局一七九二番

主要製品

一、自轉車及人力車用タイヤ、チユウ
二、荷車、馬車、運搬車用ソリツトタ
三、各種帆布ゴム底靴、總ゴムエナメ
四、各種帆布靴用ゴム底及ヒール
五、各種引布及壓延ゴム、防濕水響電
六、各種被服、カパー其他建築工業用
七、各種工業、建築、鐵道、自動車用ゴ
八、各種板、管、パツキング、ロール其
九、最新高熱式リグレイム
十、破損自動車タイヤ、チユウブの
十一、完全修覆と磨減タイヤの新品の
十二、車及リヤトラツク、乗用車、小型
十三、本工場製品御用家力裁縫部鐵
十四、工機として本工場動力裁縫部鐵
十五、及各種機械製作の製作其他の作業を御
十六、引受可致候

怡豐橡皮(ゴム)工廠

イーホウチヨウビ

日界福島街(華北汽車公司跡)
電話二二五八九

天津伊太利租界十五號路六十一號

(福島街渡船對岸上流約一町)

電話 事務所 四〇一〇六
工場 四〇三三五

朝鮮石油 優良

國產

CSK

石油 揮發油 輕油 重油 機械油

營業種目

礦油、鋼鐵、棉花、穀物、其他北支特產物内外貿易、朝鮮石油株式會社代理店、國境商事株式會社天津出張所

天津日本租界秋山街八番地

國境商事公司

電話代表二一〇九二五番

本店 朝鮮新義州府本町四番地

出張所 保定、石家莊、彰德、新鄉、太原、濟南

ダットサン



ダットサン北支賣捌元

華勝洋行

日界宮島街四〇 電話 20153 22030

(四の二六)

目科業營

食料品、日用荒物、漆器陶磁器

金物及刃物、ガソリンコンロ

石油コンロ

陸軍御用達
諸官衙御用達



東信公司

本店 北京崇文門大街八十五號

電話 東局 五〇五三八七

分店 北京西觀音寺四十四號

電話 東局 二二一九七

支店 山西省太原紅市街七十一號

支店 山西省大同北街四十二號

出張所 天津日本租界松島街二十八號

取扱店 日本油燃機製作所
株式會社宮崎商店
板谷生命保險株式會社

(四の二七)

工業用藥品
雜貨
貿易業
弘南公司
弘南商事株式會社天津出張所
電話 ② 一五七四

棉花商
山松本洋行
原田萬造
電話二一〇三四、二〇九九二

營業目
棉落布 團綿花
榮大製綿工廠
工場 天津日本租界榮大街
電話 ② 一六八八 ② 一七五七
② 〇四四一

事上の承認の意志を明示したこと
また變化の主要點は
▲綿布は一九三五年の高率關稅に比し約五十パーセントの大幅引下
▲麻關係も袋を除いては約五十パーセントの引下げ
▲毛製品は多少の低率
▲人絹製品は從來の四割乃至八割が三割乃至五割五分程度に引下げ
▲金屬及び其製品類は大差無く特にアルミニウムの低率が目立つ
▲自動車の部分品は却つて三十二年度の稅率より上り從價の三割五分を示してゐるが、自動車其のものは殆んど變らない
▲電球は非常に低率となつてゐる
▲海産物は概して低率
▲酒類は大體安くなつてゐるが日本酒は多少高くなつて居り、瓶詰は安く樽詰は逆に高い結果を示してゐる。
▲煙草は變化なし
▲染料は概して下つて居り
▲砂糖は變らず
▲麥粉は依然として免稅

紡織機械、紡織用品
綿糸綿布、石炭、石油
電動機械、建築材料
工業藥品、一般輸出入
商



新井洋行支店

天津法租界二號路六九號
電話四〇五四七
受電略 アラキヨコー

本店 上海漢口路百三十號
支店 青島遼寧路一六一號
出張所 南京、杭州、蘇州、無錫、鎮江

尙暫行免稅品左の如し

- 一、鑿礦機、截炭機、試錐機、大形坑内通風機、捲揚機、運搬車、機械鉋子掘鑿機、其他鑛山用機器及其配件、附屬品
- 二、熔鑪爐、轉爐、平爐、反射爐、壓延機、破碎機其他選礦機、精鍊用機器及其配件、附屬品
- 三、栽培用種子
- 四、血清及疫苗

(註) 轉口稅とは貨物の船移し若しくは一旦陸揚げした貨物をさらに外國へ轉送する場合課する稅である

輸入稅率表

(單位海關金單位) 一九三八年六月一日改正

品名	單位	稅率
第一類 棉及其製品		
生金巾、生粗布(巾百二種)	正	〇・五一
長三十八米を超えざるもの		
甲、重量三・二疋のもの		
及それ以下のもの		

二	乙、重量三・二疋を超え 四・一疋を超えざるも 丙、重量四・一疋を超え 五・〇疋を超えざるも	同	〇・七四
	生金巾、生粗布(巾百二 種長三十八米を超えざる ものにして毎平方種につ き線糸数四十三以上のも の)	同	〇・九八
	甲、重量五・〇疋を超え、 五・七疋を超えざるも 乙、重量五・七疋を超え、 七・一疋を超えざるも	同	一・一〇
	丙、重量七・一疋を超ゆ るもの	同	一・三〇
三	生金巾、生粗布(巾百二 種長三十八米を超えざる ものにして毎平方種につ き線糸数四十三以下のも の)	同	一・五〇
	甲、重量五・〇疋を超え、 七・一疋を超えざるも 乙、重量七・一疋を超ゆ るもの	同	一・九二
		同	一・一〇

四	生雲齊布、生細綾綿布(三 枚又は四枚組合せのもの の)巾七十九種、長二十 九米を超えざるもの	正	〇・八三
五	生雲齊布、生細綾綿布(三 枚又は四枚組合せのもの の)巾七十九種、長三十 八米を超えざるもの 甲、重量五・八疋のもの 及それ以下のもの 乙、重量五・八疋を超ゆ るもの	同	一・一〇
六	天竺布(巾八十七種、長二 十三米を超えざるもの) 甲、重量三・二疋のもの 及それ以下のもの 乙、重量三・二疋を超ゆる もの	同	〇・九一
七	天竺布(巾八十七種を超 え巾九十四種長二十三米 を超えざるもの)	同	〇・七一
八	模造土布(機械織を含む) 巾六十一種を超えざるも のにして毎平方種につ き線糸数四十五以下のもの 綿フランネル、フランネ レット(平織又は綾織の もの)	同	〇・五五
九	甲、巾八十四種、長二十 九米を超えざるもの	同	一・四・八八
		同	〇・九九

一〇	綿帆布、小倉 (注綿クレープは番號二十六を参照)	從價	一・四〇
一一	列記せざる生地綿布 漂白及染色綿布	從價	一・〇〇
一二	晒金巾、晒粗布(平織の もの)	同	一・〇〇
一三	甲、巾九十四種、長三十 九米を超えざるもの 乙、巾百五種を超ゆるも の	正	一・二〇
一四	晒アイリツシユ(巾九十 四種、長三十九米を超え ざるもの)	從價	一・七〇
一五	晒綾木綿、晒細綾綿布(三 枚又は四枚組合せのもの の)巾七十九種、長三十 米を超えざるもの	同	〇・八八
一六	晒天竺布、メキシカンズ 甲、巾八十二種、長二十 三米を超えざるもの	同	一・二〇
		同	〇・五九

一七	デイミテイ、ピケ、胴衣 地蒲團地、ベッドフオリ ドユード(晒)(巾七十七 種長二十八米を超えざる もの)	正	一・〇〇
一八	カムブリツク、寒冷紗、 モスリン、ネインスツク、 マル、ジャコネツト、グ イグリア格子縞、スイ ム格子縞、ラベツト、ス ムブリツクアロケイド (單糸のもの)、平織又は模 様入り、金巾、縞、緋、 畦織(晒又は染色のもの) 甲、巾七十七種、長二十 九米を超えざるもの 乙、巾七十七種を超え巾 九十四種、長三十九米 を超えざるもの 丙、巾九十四種を超ゆる もの	同	一・六〇
一九	紹(晒又は染色のもの)巾 七十九種、長二十八米を 超えざるもの	從價	一・二・五〇
二〇	紹アロケイド(晒又は染 色のもの)	從價	一・二・五〇

三二	三〇	二九	二八
甲、晒、染色、捺染及糸除のものを(両面捺染を米を超えざるもの)	超えざるもの	ポアリン(ポアリン、ダフエダスを含む)の模入	サテインの組立(五枚組以下)
同	同	同	同正
〇・三九	三・五〇	二・八〇	一・二〇 一・三〇 一・六〇

三四	三三	三二	二七	二六	二五	二四
イ、染色、捺染、糸除のものを(両面捺染を米を超えざるもの)	超えざるもの	ポアリン(ポアリン、ダフエダスを含む)の模入	サテインの組立(五枚組以下)	サテインの組立(五枚組以下)	サテインの組立(五枚組以下)	サテインの組立(五枚組以下)
同	同	同	同	同	同	同
一・二五%	〇・二二〇	一・五〇	〇・六〇	〇・三六	一・二〇	〇・五六 〇・九五 〇・四五

二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
染色したる金巾組布及ポ	巾七十七種、長三十	巾七十七種、長三十	巾七十七種、長三十	巾七十七種、長三十	巾七十七種、長三十	巾七十七種、長三十
同	同	同	同	同	同	同
〇・七二	〇・九七	〇・六四	〇・九一	一・二〇	〇・九四	一・二〇

二七	二六	二五	二四	二四	二四	二四
イ、重量一・五疋のもの	重量二・四疋を超え	重量二・四疋を超え	重量二・四疋を超え	重量二・四疋を超え	重量二・四疋を超え	重量二・四疋を超え
同	同	同	同	同	同	同
〇・五〇	〇・六四	〇・八九	一・八〇	一・四〇	一・〇%	〇・三〇

五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一
綿糸	襦袢	肩綿	棉花	棉花、綿糸其他綿製品	別號に上掲せざる綿布	別號に上掲せざる糸染綿布	別號に上掲せざる糸染綿布	別號に上掲せざる糸染綿布	別號に上掲せざる糸染綿布
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七・五%	七・五%	一四・七一	一三・〇六	九・五九	八・七六	七・五%	七・五%	一・〇	一・〇

五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二
靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地	靴下用綿莫大地
同	同	同	同	同	同	同	同
一九・八四	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%

三七	三六	三五
擦染綿布	擦染綿布	擦染綿布
同	同	同
一〇%	一〇%	一〇%

四三	四二	四一	四〇	三九
擦染綿布	擦染綿布	擦染綿布	擦染綿布	擦染綿布
同	同	同	同	同
一・五〇	一・八〇	一・〇〇	〇・〇三八	一・五〇

六〇	起毛莫大小衣類	從	百	二八・一〇
六一	起毛せざる莫大小衣類	從	百	一〇%
六二	短靴下、長靴下、 甲、兩面起毛せざるもの 一、ガスマス又はマーセ ライズ糸製にあらず るもの 二、ガスマス又はマーセ ライズ製のもの 乙、其他	同	同	七四・四〇 一五%
六三	綿製エラスチック・ウエ ディング、ブレイド及コ イド	從	同	一五%
六四	腰帶子(裝飾したるもの 又は裝飾せざるもの)	同	同	一五%
六五	ラムプ芯	同	同	三三・〇六
六六	タオル(タツキツシユ)	同	同	二一・四九
六七	ブランケット及ブランケ ット布(無地又は捺染し たるもの)	同	同	二九・七六
六八	ハンカチーフ	同	同	三六・三七
六九	綿製袋(新しきもの)	從	百	一五%
七〇	別號に上掲せざる衣服及 衣服部分品又は附屬品	從	同	一五・〇四
七一	別號に上掲せざる綿製品	同	同	二五%

第二類 亞麻、苧麻、大麻、黃麻 及其の製品

七二	生黃麻	從	百	〇・九五
七三	生亞麻、生苧麻、生大麻	從	同	五%
七四	織糸、糸、繩索、線及ロ ープ	同	同	五%
七五	レリス、トリムミンク、 刺繍品、其他の裝飾用材 料及同製品	同	同	一〇%
七六	大麻又は黃麻製のカンパ ス及ターポリン帆布 覆用又は類似の用途に供 するもの(綿を混じ 有無を別たず)	同	同	一二・五%
七七	亞麻織物又は亞麻綿交織 物	同	同	一二・五%
七八	ヘツシアン・クロース	同	同	一一・五%
七九	大麻袋又はヘツシアン袋 (新のもの)	同	同	五・六二
八〇	ガンニー袋、(新のもの)	同	同	二・三〇
八一	ガンニー袋、(新のもの)	同	同	七・五%
八二	ツシアン袋(故のもの)	同	同	三〇%
八三	衣類、同部分品及附屬品 (別號に掲げざるもの)	同	同	一五%
八四	別號に掲げざる亞麻、ラ ミー、大麻及黃麻製品(綿 を混じたるものを含む)	同	同	一五%

八五	羊毛、山羊毛、駱駝毛(カ イド又はコームしたるも のを含む)	百	九・七五
八六	肩羊毛、肩山羊毛、肩駱 駝毛(絹以外其他纖維を 混じたるものを含む)	從	七・五%
八七	毛織糸(手編糸を含む)	從	五七・八七
八八	乙、其他	從	一二・五%
八九	レリス、トリムミンク、 刺繍品其他の裝飾用材料 及同製品	同	三五%
九〇	編みたる布帛	同	二五%
九一	パンテイング(巾四十六 釐長三十七米を超えざる もの)	正	四・一〇
九二	カムレット(巾七十九釐、 長、五十七米を超えざる もの)	同	一二・〇〇
九三	ラスティング(無紋織、紋 織又は縮織のものにして 巾七十九釐長三十米を超 えざるもの)	同	九・四〇
九四	ロング・エル(巾七十九 釐、長二十三米を超えざ るもの)	同	五・五〇

第三類 毛及同製品

(絹以外其他纖維を混じたるものを含む)

九四	スバニツシユ・ストライ プ(巾百六十三釐を超え ざるもの)	米	〇・六一二
九五	プラツシユ、ベルベツト 其他のバイル織物	從	三〇%
九六	護膜製雨衣布	同	三〇%
九七	別號に掲げざる毛織物 (絹以外其他纖維を混じ たるものを含む)	同	三〇%
九八	甲、毎平方米につき重量 二〇〇瓦を超えざるも の	同	一一・〇〇
九九	乙、全部綿糸の經糸の もの	同	一一・〇〇
一〇〇	丙、其他	同	一一・〇〇
一〇一	二、其他	同	一〇・五〇
一〇二	三、其他	同	一〇・五〇
一〇三	四、毎平方米につき重量 四〇〇瓦を超ゆるもの	同	一〇・五〇
一〇四	フエルト及フエルト・シ ンジング	從	三〇%
一〇五	ブランケット及ラツグ	同	二〇%
一〇六	カーベツト、カーベツト 地其他の牀用敷物	同	三五%
一〇七		同	四〇%

一一七	鑲(各種)	從	價	五%
一一八	箔(無地にして着色せざるもの)	百	庇	三九・六八
一一九	粒インゴット及スラツプ	從	價	七・五%
一二〇	板	同	同	七・五%
一二一	線	同	同	七・五%
一二二	其他(箔を含まず)	同	同	一〇%
一二三	アンティフリクション・メタル	同	同	一〇%
一二四	アンティモニー(良質のもの及精製のもの)	同	同	一〇%
一二五	眞鍮及黄銅	同	同	一〇%
一二六	條及竿	百	庇	五・一二
一二七	ボールト、ナツト、リヴ	從	價	一二・五%
一二八	エツト及ワツシャヤ	同	同	七・五%
一二九	インゴット(故眞鍮又は故黄銅を再熔したるものを含む)	同	同	九・四二
一三〇	釘	同	同	七・五%
一三一	故及屑(改造用のみに適するもの)	從	價	七・五%

第五類 金屬及其製品類

一一三〇	螺旋釘	從	價	一二・五%
一一三一	板	百	庇	六・一一
一一三二	管	從	價	一二・五%
一一三三	線	同	同	一〇・九一
一一三四	其他	同	同	五・六二
一一三五	其他	從	價	一〇%
一一三六	條及竿	百	庇	六・七七
一一三七	ボールト、ナツト、リヴ	從	價	一二・五%
一一三八	エツト及ワツシャヤ	同	同	一二・五%
一一三九	インゴット及スラツプ	同	同	五・二九
一一四〇	(故銅を再熔したるものを含む)	同	同	一九・八四
一一四一	釘	同	同	七・五%
一一四二	故及屑(改造用のみに適するもの)	從	價	七・五%
一一四三	板	百	庇	六・九四
一一四四	管	從	價	一二・五%
一一四五	線	同	同	六・四四
一一四六	其他	同	同	一〇%

亜鉛鍍せざる鐵及鋼(バンプー鋼、撥條鋼、工具鋼及合金鋼を含まず)

一一〇二	フェルト製帽子	從	價	一五%
一一〇三	甲、海狸毛又は毛髪(へア)以外其他の材料にて製せられたるものに單位を超えざるもの	同	同	二〇%
一一〇四	乙、其他	同	同	三五%
一一〇五	衣類、同部分品及附屬品(別號に掲げざるもの)	同	同	三五%
一一〇六	別號に掲げざる毛製品(絹以外其他纖維を混じたるものを含む)	同	同	二五%
一一〇七	甲、帽	同	同	一〇%
一一〇八	乙、其他	同	同	二五%
一一〇九	人造絹纖維及織糸	同	同	三〇%
一一一〇	別號に掲げざる絹及屑絹	從	價	三一・〇〇
一一一一	模造金、銀糸、絹心のもの(他纖維を混じたるものを含む)	同	同	三〇%
一一一二	別號に掲げざる織糸及糸	同	同	三五%
一一一三	レース、トリムミンダ、刺繍品其他裝飾用材料及同製品	同	同	四五%
一一一四	編みたる布帛	同	同	四五%
一一一五	誤護入の布及紐	同	同	三〇%

第四類 絹及同製品

(他纖維を混じたるものを含む)

一一二一	飾布	從	價	一五%
一一二二	ブラッシュ、ベルベット	同	同	四五%
一一二三	其他のバイル織物	同	同	四五%
一一二四	然、染色、染糸織、絹(天然)平織	同	同	二、六四五
一一二五	甲、模様入	同	同	五、二九一
一一二六	乙、染糸織	同	同	六、七七九
一一二七	丙、別號に掲げざる絹織物(他纖維を混じたるものを含む)	同	同	四五%
一一二八	甲、天然絹のもの	從	價	四五%
一一二九	乙、人造絹のもの	同	同	四五%
一一三〇	丙、天然絹及人造絹交織のもの	同	同	四五%
一一三一	丁、天然絹及毛織のもの	同	同	四五%
一一三二	戊、天然絹及毛織のもの	同	同	四五%
一一三三	己、物織交織のもの	同	同	四五%
一一三四	庚、天然絹及植物纖維交織のもの	同	同	四五%
一一三五	衣類、同部分品及附屬品(別號に掲げざるもの)	同	同	三五%
一一三六	別號に掲げざる絹製品(他纖維を混じたるものを含む)	同	同	三五%

一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四
バムブー鋼	故の線索(織維心の有無を別たす)	新しい線索(織維心の有無を別たす)	別號に掲げざる故及肩(改造用のみに適するもの)	片の端片、短尺線、疵線、故及肩の如何に關せず大小混滑せる層堆を含むむ)	鐵及(亞鉛鍍したると否とを別たす)	線索(織維心の有無を別たす)第八十一號及第八十二號を参照(短尺線、第七十九號参照)	乙、平面のもの	甲、波形のもの	釘、鉄(タツク)及螺旋釘筒、管及同用繼手
百 庇	從 價	同	同	百 庇	從 價	同 庇	同 庇	同 庇	從 價
一・五七	一〇%	六・六一	〇・六七	〇・九〇	一〇〇%	一〇〇%	一・六〇	一・五〇	一・五%

一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四
工作を施さざる白金即ちインゴット、條(厚三・二を越ゆる板及肩)	ニツケル	フエロマンガ	マンガン	其他	線	板	管	塊及條	故(改造用のみに適するもの)	錫	金銀地金及金銀貨幣	鐵錫洋	撥條鋼	工具用鋼(高速度鋼を含む)
同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	從 價	同 庇	同 庇	同 庇	從 價	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	從 價
免 稅	免 稅	免 稅	免 稅	免 稅	四・一三	四・四六	三・六三	一・〇	一〇%	免 稅	免 稅	一〇%	一〇%	一〇%

一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八
鐵砧、型盤、銷及銷部分品並に鍛成品	乙、一箇の重量十一・五	未仕上の鑄物	鐵及同部分品(新しきもの)	鐵道用交叉軌條及轉車臺	鐵、條、扭條、又は變形、丁型、溝型、山形、小梁、桁其他の建設用形	鐵(巾六・四耗を超える巻きたる半楕圓竿及び直徑四・八耗を超える巻きたる竿を含むもの)	線釘及切釘	鐵鐵及船鐵	筒管及同用繼手		
從 價	從 價	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇
四・七九	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三
形狀不同の鐵板斷片(大ききの如何に關せず大小混滑せる層堆並に溝形、丁形及山形鐵の斷片を含む)	軌條、軌條用の鋼製枕木、フイツシュ、ボールド、スバイク、ボールド及ナツトを含む)	リヴエツト	螺絲釘	厚三・二耗のもの又はそれ以上の板	厚三・二耗未滿のもの	スバイク	鉄(タツク)	葉鐵(裝飾を施したるもの)	葉鐵(無地のもの)	故葉鐵(箱裏張に使用したるものを含む)	錫鍍鉄(タツク)	線	其他	ボールド、ナツト、リヴエツト及ワツチャー
百 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇	同 庇
〇・七二	〇・四七	二・六四	一・五	〇・六〇	〇・七〇	一・五	六・一一	五・四五	二・八一	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一・五

二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	二二一
飛行機、飛行艇その他各種の航空機及同部分品	晴雨計、寒暖計、製圖用、測量用、醫療用、航行用、光學用、外科用、齒科用、其他各種の科學用器具、裝置及同部分品並に附屬品(別號に掲げざるもの)	科學器具	タイプライター、自動販賣器、計算器、金銭登録器、コップ・パイプ・オレス・ダイ、デイトイング・マシン、騰寫器、ナムパリングマシン及類似の事務又は計算用器械並に同部分品別號に掲げざる機械及同部分品	縫機、莫大小編機及同部分品	汽罐、エコノマイザー、シニール・パイプ・ター、メカニカル・ストーカー、其の他の汽罐室用附屬品及同部分品
從價	從價	同	同	同	從價
五%	七・五%	七・五%	一五%	七・五%	七・五%

二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一
消化機關、消化栓其他の混火器(運行裝置の有無を別たす)及同部分品(手動化學消化器を含む)	發動機、帆船、汽船及同部分品又は同材料(別號に掲げざるもの)	甲、完成したるもの 乙、別號に掲げざる部分品及材料	自動車 甲、モータートラクター、モーターレイラー、客車(十二座席を越ゆるもの)貨物自動車(載重一噸を越ゆるもの)並にそれら車輛の車臺及同部分品(自動自轉車を含む)車輛の車臺並にその他各種附屬品	鐵道及電道用品 甲、機關車及炭水車 乙、鐵道、電道用客車及貨車 丙、別號に掲げざる鐵道及電道用材料 別號に掲げざる車輛(自轉車を含む)及同部分品(タイヤを除く)
從價	同	同	同	同
五%	一五%	一〇%	一五%	三五%

一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三				
水銀	錫	コムパウンド	インゴット及ストラップ	管	其他(錫箔を含まず)	活字用合金	白銅	條、インゴット及板	線	其他	亞鉛	粉及塊	板(穿孔したるものを含む)及ボイラー・プレート	其他	別號に掲げざる金屬箔又は金屬葉	別號に掲げざる金屬	金屬器具	別號に掲げざるアルミニウム器、眞鍮器、青銅器、銅器及錫器
從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價
一〇%	一〇%	一〇%	一八・一八%	一〇%	一〇%	一〇%	二六・四五%	二六・四五%	二六・四五%	二六・四五%	四・九六%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九	二二〇		
別號に掲げざる白金器、金器及銀器(懷中時計用、甲、無垢又は寶石入りのもの)	乙、填め、張り、着せ又は鍍したるもの	別號に掲げざる金屬器(勿物を含む)電鍍したるものとを別たす	機械及工具	農業用機械器具及同部分品	發電機、電動機、變壓機、變流機等の如き發電及送電用機械並に部分品	旋盤、平削盤(プレート・ス)鑽孔盤(ドリル・プレート)等の如き工作機械及同部分品	カッター、ドリル、リマー等の如き機械用工具(氣動及電動工具を含む)及手工具にして全部又は主として金屬製のもの	瓦斯機關、燃油機關、蒸氣機關、水力タービン、蒸氣タービン、タービン、發電裝置、其他の原動力機(發電機と結合したるもの)
從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價		
四〇%	三〇%	二〇%	免稅	免稅	七・五%	七・五%		

三三七	龍眼肉	同	百	四・九六
三三八	麥芽	同	百	三・一四
三三九	別號に掲げざる植物性藥材(粗製のもの)	同	價	一〇%
三四〇	モルヒネ(各種)	同	價	二〇%
三四一	椎茸	同	價	二六・四五
三四二	肉荳蔻(散裝のもの)	同	價	三六・三七
三四三	檳榔	同	價	一五%
三四四	甲、乾し又は調整したるもの	同	價	一五%
三四四	乙、生鮮なるもの	同	價	二〇%
三四五	阿片丁幾	同	價	二〇%
三四六	オレンヂ(生鮮なるもの)	同	價	五・七八
三四七	陳皮(散裝のもの)	同	價	九・七五
三四八	胡椒(散裝のもの)	同	價	一六・二〇
三四九	甲、黒色のもの	同	價	二九・七六
三五一〇	乙、白色のもの	同	價	九・七五
三五〇	馬鈴薯(生鮮なるもの)	同	價	六・一一
三五〇	杏仁	同	價	一・八一
三五二	蓮子(脱殻したるもの)	同	價	二・四八
三五三	大楓子	同	價	一・五八
三五四	西瓜子	同	價	一・五八
三五五	松子	同	價	一・五八
三五六	胡麻子	同	價	一・五八
三五六	別號に掲げざる種子	同	價	一・五八

三五七	別號に掲げざる香味料(調整したもの)	同	價	一五%
三五八	甲、散裝のもの	同	價	二〇%
三五八	乙、其他	同	價	〇・四七
三五九	甘蔗	同	價	一〇%
三五九	蔬菜(生鮮なるもの及乾燥調製又は鹽漬したるもの)	同	價	一〇%
三六〇	糖蜜	同	價	一〇%
三六一	砂糖(和蘭標準物第十一號を超えざるもの)	同	價	三・一四
三六二	砂糖(和蘭標準物第十一號を超え第十八號を超えざるもの)	同	價	三・九六
三六三	砂糖(和蘭標準物第十八號又はそれ以上のもの)	同	價	四・七九
三六四	角砂糖及塊糖	同	價	一六・〇三
三六五	氷砂糖	同	價	九・五九
三六六	別號に掲げざる糖(葡萄、果糖、麥芽糖、乳糖、楓糖、糖及サツカリン等)	同	價	二五%
三六七	酒、麥酒、燒酎及糖飲料品	同	價	二五%
三六七	シヤムパン及シヤムパンなる標記の下に販賣せらるる葡萄酒	同	價	二五%

二六八	沸騰性アステイ	同	半瓶	二一・〇〇
三六九	其他の沸騰性葡萄酒	同	同	九・二〇
三七〇	葡萄の天然醸造のみ依り醸造したる非沸騰性の赤又は白葡萄酒(甘味性葡萄酒を含まず)	同	同	一〇・〇〇
三七一	甲、輸入のもの	同	同	七・二〇
三七一	乙、輸入のもの	同	同	〇・二四一
三七二	ポルト・ワイン	同	同	〇・二四一
三七二	甲、輸入のもの	同	同	〇・二四一
三七二	乙、輸入のもの	同	同	〇・二四一
三七三	マルサラ	同	同	〇・八一三
三七三	甲、輸入のもの	同	同	〇・八一三
三七三	乙、輸入のもの	同	同	〇・八一三
三七三	ポルト及マルサラ以外の甘味葡萄酒(マデイラ、マラガシエリ等)	同	同	〇・六五九
三七三	甲、輸入のもの	同	同	〇・六五九
三七三	乙、輸入のもの	同	同	〇・六五九

三七四	乙、輸入のもの	同	半瓶	二一・〇〇
三七四	グエルモット、バイル及キンキナ	同	同	〇・六八一
三七五	グエルモット(輸入のもの)	同	同	五・六〇
三七六	清酒	同	同	〇・六一五
三七六	甲、輸入のもの	同	同	二九・七六
三七六	乙、輸入のもの	同	同	九・二〇
三七七	果實、漿果より造つた濃酒、麥酒、黒麥酒、林檎酒、サイダー、梨酒、燒酎	同	同	五〇%
三七八	ブランデー及コニヤック	同	同	五〇%
三七八	甲、輸入のもの	同	同	五〇%
三七八	乙、輸入のもの	同	同	五〇%
三七九	ウキスキ	同	同	一三・〇〇
三七九	甲、輸入のもの	同	同	一三・〇〇
三七九	乙、輸入のもの	同	同	一三・〇〇
三八〇	ジン	同	同	五〇%
三八〇	甲、輸入のもの	同	同	五〇%
三八〇	乙、輸入のもの	同	同	五〇%

五六〇	包裝用マット(船貨下敷用マットを含む)	從價	七・五%
五六一	甲、花蓆	同	二〇%
	乙、蓆用蓋蓆	同	四・四〇%
	丙、蓆	從價	二〇%
	丁、蒲草蓆	同	二五・〇〇%
	戊、蓆	同	二・六〇%
	己、蓆	同	〇・一六%
	庚、其他	從價	二〇%
五六二	列記せざる蓆(マットイソング)	從價	二・四〇%
	甲、蓆地(幅九十二厘米長さ三十七米のもの)	從價	二・四〇%
	乙、其他	從價	二〇%
五六三	蓆及列記せざる蓆製品	同	三・六三%
	甲、蓆心、及蓆棒	同	五・九五%
	乙、蓆片	同	三・六三%
	丙、蓆器	同	二〇%
五六四	蓆棒、バナマ、同類似品及其の製品	同	一〇%
	甲、蓆棒	同	一〇%
	乙、蓆條	同	三〇%
	丙、蓆子	同	三〇%
	丁、其他製品	同	二〇%

五六五	木	同	一・二五%
	甲、カマゴン木	同	一・四五%
	乙、ガロー木	同	〇・六六%
	(ラカハ第四六五號参照)	同	一・三八%
	丙、ブル木	同	一・九二%
	丁、紅木、花梨木	同	一・二五%
	戊、白檀	同	〇・九二%
	己、白檀粉	同	一・五%
	(サバンは第四七一號を参照)	同	〇・九二%
	庚、秤用棒	同	一・五%
	辛、香木、馨木(香柴)	同	一・五%
	壬、コルク	同	一・〇%
	癸、其他(樟、黒檀、香木、沈香等を含む)	同	一・二五%
五六六	木毛(槍製のもの)	同	一・二五%
五六七	ベニヤ板	同	一・二五%
五六八	各種木器及其の他列記せざる木製品	同	七・五%
	甲、桶、箱、籠及其の他	同	七・五%
	乙、普通包装用器具	同	七・五%
	丙、コルク栓	同	一・五%
	丁、全部或は一部木製の機械	同	七・五%
	戊、機寸箱用木	同	七・五%
	己、機寸箱製造用木條	同	七・五%

五四三	甲、牛筋、鹿筋	從價	二・三・一四%
	乙、其他	同	二・五%
五四四	甲、象牙、象牙及其の製品	同	一・一七三%
	乙、象牙製品	同	四・〇%
	丙、其他	同	一・五%
第十二類 木材、木、竹、籐、藎及其の製品			
五四五	木板(長さ一・二五米を超えざるもの)	千條	一・〇〇%
五四六	普通角材及丸太(チーク及列記せる木材は除く)	從價	一〇%
五四七	軟材(普通木材を挽きたるもの)	同	一〇%
五四八	硬材(毎立方米に付七十金單位を超えざるもの)	立方米	三・九四%
五四九	軟材(普通の加工材、單なる鋸挽以上に加工したるものを含み、積材及船桁材を含まず)	同	二・七一%
五五〇	硬材(無疵、純量毎立方米につき百三十金單位を	同	二・七一%

五五一	超えざるもの	立方米	八・八九%
	乙、商品用となし得るもの	同	六・三五%
	甲、無疵、純量の純量	同	四・六六%
五五二	普通角材及船桁材	同	三・〇九%
五五三	鐵道枕木	同	一・〇%
五五四	チーク材(角、板、丸)	同	一・八六%
五五五	列記せざる木材	同	一・〇%
木、竹、籐、藎、藎及其の製品			
五五六	袋(藎又は草)	千	七・四〇%
五五七	竹及其の製品	同	二・三〇%
	甲、竹竿	同	一・〇%
	乙、竹片、竹皮	同	二・〇%
	丙、各種竹器	同	二・〇%
五五八	甲、生籐、籐片、籐糸	同	七・五%
	乙、籐繩	同	一・〇%
	丙、門口用籐籠	同	三・〇〇%
	丁、籐籠(巾九十二厘米、長さ九十二米のもの)	同	一・〇〇%
五五九	カポック	同	七・五%

庚、横寸軸木
辛、その他
從 價
百 庇
〇・五七
一・五%

第十三類 石炭、燃料、ピツチ、
タール類

五六九	木炭	百 庇	〇・六一
五七〇	石炭	從 價	〇・八七
五七一	煉炭	從 價	一〇%
(柴油は第四九一號を参照)			
五七二	ピツチ及アスファルト	同	七・五%
五七三	コール・タール	同	〇・五九
五七四	コークス	從 價	七・五%

第十四類 陶磁器、磁器、
硝子類

五七五	亞鉛引磁器製洗面器	同	二・五〇
五七六	陶磁器(科學用或は化學 陶磁器を含まず)	同	二・五%
五七七	磁器(洗面器、碗、 取手付湯呑)	同	一・五%
五七八	磁器(直徑十一種を超えざ るもの)	打	〇・一六

五七八	乙、直徑十一種を超え二 十二種を超えざるもの	打	〇・二九
五七九	丙、直徑二十二種を超え 三十六種を超えざるもの	從 價	〇・五一
五八〇	丁、その他	同	一〇%
五八〇	列記せざる磁器	同	一〇%
五八〇	厚硝子板(塗銀せるもの)	同	七・五%
五八〇	甲、每片、十分の一平方 米を超えざるもの(邊 を磨かざるもの)	同	七・五%
五八〇	乙、每片、二分の一平方 米を超えざるもの	同	七・五%
五八〇	丙、每片、二分の一平方 米を超ゆるもの	同	七・五%
五八〇	丁、每片、十分の一平方 米を超ゆるもの	同	七・五%
五八〇	厚硝子板(塗銀せざるもの)	同	七・五%
五八〇	甲、每片、十分の一平方 米を超えざるもの(邊 を磨かざるもの)	同	七・五%
五八〇	乙、每片、二分の一平方 米を超えざるもの	同	七・五%
五八〇	丙、每片、二分の一平方 米を超ゆるもの	同	七・五%
五八〇	丁、每片、十分の一平方 米を超ゆるもの	同	七・五%

五八一	丙、(一)邊を磨かざるもの 米を超ゆるもの	同	一・五〇
五八二	(二)邊を磨かざるもの	同	二・四七
五八三	別記せざる厚硝子又は薄 硝子	同	二・〇四
五八四	硝子(普通のものにし て毎片、一平方米につき 六・一〇庇を超えざるもの)	同	一・五%
五八五	硝子(色付焼付模様付 及針金入)	同	一・〇四
五八六	硝子(透明器又は半透明器 (一)模様の入又は磨光せ るもの(貴金屬或は貴 通金屬を以て飾りたる もの及貴金屬を鍍せる ものを含む)	同	一・五%
五八七	(二)其他	同	一・五%
五八八	乙、其他の硝子器(粗製、 模造、壓製を含む)	同	一・五%
五八九	(鏡は第六二九號参照)	同	一・五%
五九〇	雙眼鏡及眼鏡(完全なる もの)	同	二・〇%
五九一	磨光又は未磨光の光學鏡 及三稜鏡	同	一・二五%

第十五類 石材、泥土及其製品

五八七	水硬性セメント(ポルト ランドの如き)	同	〇・三九
五八八	鋼玉砂	同	一・一〇
五八九	金剛砂及硝子砂(金剛砂 布は第六五〇號を参照)	同	〇・七一
五九〇	耐火煉瓦及煉瓦	同	〇・七一
五九一	耐火土	同	〇・三三
五九二	磁石(ペブルを含む)	同	〇・三三
五九三	(サンド・ペーパーは第六 三八號参照)	同	〇・三三
五九四	瓦及タイル	同	一・二五%
五九五	坩堝	同	一・〇%
五九六	列記せざる石材、泥土及 其の製品	同	一・二五%

第十六類 雜貨類

五九六	石棉塗料	同	一・〇五
五九七	石棉織物及メタリック パッキング	同	一・三五
五九八	石棉紙	同	二・八一
五九九	石棉板及石棉パッキング	同	一・六五
六〇〇	石棉絨	同	一・三八
六〇一	列記せざる石棉製品	同	一・〇%

(生地)の綿織 第二十六號
參照) 米 〇〇三〇
從價一〇%
一一 別號に掲げざる生地
綿織物 從價二〇%

一 漂白又は染色綿織物
二 漂白したる無地織の金
巾(シャーターイング)及粗布
(甲) 幅九十四糎長三十九
米を超えざるもの 反一〇〇
(乙) 幅百五糎を超えるも
の 從價一〇%

綿クレープ幅八二糎以
下 米 〇〇七
從價一〇%
生カムブリック、寒冷
紗、毛織、プロケイ
ド(單絲のもの) 從價二五%
綿、絹、哇織、模様
金巾、絹、プロケイ
生 紗、トウ、ダイ、ア
ン、グ、ボ、ト、ウ、イ、ル、ヘ、リ
オ、ト、ミ、ン、ト、ウ、イ、ル、ヘ、リ
コ、ト、ウ、イ、ン、グ、ス、ト
ン、グ、デ、ン、ツ、ウ、イ、ム、ダ、ガ、バ
リ、ン、グ、サ、テ、イ、ム、ウ、ザ、リ
生、ボ、リ、ン、リ、ブ 從價二五%
模、造、ボ、リ、ン、リ、ブ 從價二五%
コ、ト、ウ、レ、ツ、ア、ラ、ッ、シ 從價二五%
綿、天、鵝、絨、プ、ラ、ッ、シ 從價二五%
其、他、起、毛、綿、布、プ、ラ、ッ、シ 從價二五%
列、記、さ、れ、ざ、る、生、地、綿、布 從價二五%

米 〇〇五
幅九二糎以下 米 〇〇五 反 一九五 反
及び一七〇 及び 〇〇三三
〇〇四三

一三 漂白したるアイリツシ
二 幅九十四糎長三十九米を
超えるもの 反一七〇
一四 漂白したる雲齋布(ド
リル)及細綾木綿(ジーン)
三枚又は四枚綜統を用いた
るものにして幅七十九糎長
三十米を超えるもの 反〇八
一五 漂白したる雲齋布(ド
リル)及細綾木綿(ジーン)
三枚又は四枚綜統を用いた
るものにして幅七十九糎長
三十九米を超えるもの 反一三〇
一六 漂白したる天竺木綿及
メキシカン
(甲) 幅八十二糎長二十三
米を超えざるもの 反〇九
(乙) 幅八十二糎長二十三米
を超え八十二糎を超えざ
るもの 反一〇〇
一七 デイミテイ、イ、ピケ、
ヴ、エ、ス、ア、イ、ン、グ、ク、キ、ル、テ
イ、ン、グ、ア、ベ、ツ、ド、フ、オ、イ、ド、
オ、イ、ド、漂、白、し、た、る、も、の、に、し
て、幅、七、七、糎、長、二、十、八、米、を
超、え、ざ、る、も、の、 反一六〇
一八 ケムブリック、ロリン、
モスリン、ネックス、ク、マ、
ル、ジ、ア、コ、ネ、ツ、ト、ウ、イ、ク

巾八二糎以下 米 〇〇九 反 一八七 反
〇〇九 米 〇〇三三
〇〇四三

(幅八二糎以下)……同 〇〇九 同一八七 反
〇〇九 同 〇〇三三
〇〇四三

(晒又は染めたるもの) 從價二五%
同 一六〇 同 〇〇三三

セライズドクリンブ)無
織又は紋織のものにして幅
八二種長さ三〇米を超えざ
るもの 反一八〇

二五 晒染色又は紋織の(オ
トミール)縮(無地織又は
紋織のものにして幅八四種
長さ三一米を超えざるもの) 反一四〇

二六 生地晒白染色又は練染
の錦縮(オトミール縮を
含まず) 従價一〇%
(甲) 幅三九種を超えざる
もの 米〇〇三〇
(乙) 幅三九種を超え七
種を超えざるもの

二七 晒または染色の(ラス
チング)縮子(イタリアン)
縮(ヴェネシアン)(テンシ
ン)ドウイル(ビートリス
トルイル)(ダイアゴナル、
トルイル)(サード)睡織筋
入り(ポプリン)を除く紋織
及び(モーリン)(無地織又
は紋織のものにして幅八四種
長さ三一米を超えざる物)
(甲) 紋織(ラスチング)及
び(イタリアン)
(乙) その他

二八 晒又は染色の(テチン
ドリル)(五枚縮子)縮縮子
反一六〇
反一三〇

従價 二五% 反 一八〇 米 〇〇三二
米 〇〇三一
幅八二種以下のもの 米 〇〇六一 反 二四六一
甲、反一三〇 甲、米 〇〇九八
乙、反一三〇 乙、米 〇〇四二

(五線統以下のもの)および
縮子縮(無地織又は紋織の
ものにして幅八四種長さ三
一米を超えざるもの) 反一三〇 米 〇〇三三

二九 晒又は染色のポプリン
(ポプリン、ダフェダスを含
む)及び(ヴェネシアン)(無
地織のものにして幅八四種
長さ三一米を超えざるもの) 反二八〇

三〇 晒又は染色のポプリン
(ポプリン、ダフェダスを含
む)及び(ヴェネシアン)紋
織のものにして幅八四種長
長さ三一米を超えざるもの 反三三〇

三一 平織又は綾織の綿フラ
ンネル又はフランネルツト
(甲) 漂白、染色、捺染又
は練染したもの(両面
捺染のもの含まず)
(一) 幅六十四種長さ十四
米を超えざるもの 反〇九元

(二) 幅六十四種長さ七
十七種を超えざるもの 反〇九元

(三) 幅六十四種長さ二
十七種を超えざるもの 反〇九元

(四) 幅七十七種長さ二
十九種を超えざるもの 反〇九元

(五) 幅七十七種長さ十
四種を超えざるもの 反〇九元

幅八二種以下のもの 米 〇〇六六 反 二〇三六 反 一〇% 米 〇〇九元
晒又は染色の綿ヴェ
ネシアン幅八十二種 米 〇二〇 反 三三二 反 二八〇 米 〇〇九三
以下のもの
ポプリン、(ポプリン)ダ
フェダスを含む) 米 〇二〇 反 三三〇 反 二八〇 米 〇〇九三
晒又は染色
のもの
甲、反 〇九元 米 〇〇二八
乙、反 〇九元 米 〇〇三六
丙、幅八十二種以上八
十二種以下 同 〇〇四四 反 〇六二八
丙、幅八十二種以上九
十二種以下 同 〇〇五七 反 一六三三 丙、反 一三〇 米 〇〇四三
捺染せるもの
甲、幅八十二種以下 米 〇〇四四 反 一三三三 甲、反 〇九元 米 〇〇三三
捺染せるもの

或は煙草及び酒税を支拂済のものは除外)税關或は税關公署にて積込み又は卸し或はこれ等の處を經由する場合に汽船、チャック、國道鐵道、或は飛行機により輸送することを問はず、轉口税の支拂を要す。轉口税支拂済の十分に證明あるものは再課せず。然るに之等のものは後日外國へ輸送する場合には輸出税は轉口税の差額の支拂を要す。

海關輸入税および諸税徴收方法

海關金單位

中華民國臨時政府令に依り、凡ての輸入税は海關金單位にて課税せらる。海關金單位一元は純金六〇・一八六六厘に等し。各國金通貨に對し、純金含有量を基礎として計算したる海關金單位の同等額次の如し

英	金	一九・七二六五※
米	弗	〇・四〇※
日	圓	〇・八〇二五※
佛	法	一〇・二〇九七七※
獨	馬	一・六七九

公	斤(庇)	支那斤	一斤六五四
封	度	日本	二封度二〇四六
噸	(英國噸)	日本	一一〇九九六
噸	(英國噸)	英國	一、六八〇斤
噸	(英國噸)	英國	二、二四〇封度
噸	(英國噸)	英國	二升五一八六八
噸	(英國噸)	英國	二升〇九八四六
噸	(英國噸)	英國	四合一九七八
噸	(英國噸)	英國	一二打即ち一四四個
噸	(英國噸)	英國	二〇帖即ち四八〇枚

本税表に掲げたる物品にして規定の寸法を超過せるもの、輸入税は規定の寸法の比例により算出す

從量税貨物の納税價格決定に關する規定

一、輸入税率が、貨物の價格に依りて決定せられたる等級に従つて、更に分別せらるゝ場合は、輸入税則暫行章程第一款第一項に稱する納税價格を以て其の貨物の價格となす。而して此の價格に次の三項を加算したるものを以て、輸入税の査定に用いられしものとす

- a 税率
- b 現行附加税

和	關	ギルダ	〇・九九五	
伊	里	ラ	七・六〇※	
瑞	西	法	二・〇七三※	
白	耳	幣	二・八七七※	
奧	國	幣	二・八四三	
瑞	典、丁抹、諾威、幣		一・四九二※	
新	嘉	坡	〇・七〇五※	
印	度	留	比	一・〇九六※
波	蘭	幣	三・五六五六	
チ	エツコ、スロバキヤ	幣	一六・二〇一※	

※印を附せる金通貨との交換比率は、隨時實際為替相場に據り之を行ふ

◎本表の從量税率單位たる海關金單位最近四箇年の上海に於ける平均交換率次の如し

一九三四年度	海關金單位	一、〇〇〇	國幣	一、九六七
一九三五年度	海關金單位	一、〇〇〇	國幣	一、八六六
一九三六年度	海關金單位	一、〇〇〇	國幣	二、二六〇
一九三七年度	海關金單位	一、〇〇〇	國幣	二、二七一

◎本表中の數量單位の日英との比較次の如し

斤(支那斤)	日	一六・一〇二八六
公升(リットル)	英	一・三六五
公	尺(米)	〇・二二〇
公	尺(米)	二尺七九三三
公	尺(米)	一碼〇九三三六

該價格の百分の七

二、右第一項の規定を適用したる結果、貨物の卸賣市價が某等級の範圍に入りたる時は該貨物の税金は、該等級の税率に依りて課す

三、右第一項の規定を適用したる結果、貨物の卸賣市價が何れの等級の範圍にも入らざるときは、之に最も近き價格の等級に編入して課税す

混合物品の徵税法

輸入税一律ならざる各種の成分を混合したる液體或は其他の物品を混合したる後輸入申告をなし、海關が其の含有物質の數量價格を容易に確定し得ざるときは、税則に規定あるもの、外、税率最高の含有物質に依りて徵税す。

第一類、第二類、第三類及第四類に關する註

織物或は編みたる布帛にして二種以上の纖維より成るものは各纖維の重量が百分の五を超えざれば分類上の變更を受くことなし

綿、亞麻、ラミー、大麻、黃麻、羊毛及又は綿(天然

又は人造)製品の種類は其の物品を構成する以外の材料を以て縫付、紐付、縷り縫又は縁取せられたることにより變更せらるゝことなし

物品の一部がレース・トリミング又は其の他の裝飾材料にて製せられ又は裝飾せられたる場合は然らざる物品に課せらるべき輸入税の外従價五分を賦課す

輸入税則暫行規則

第一 款

一、従價に依りて課税さるゝ各種輸入貨物の納税價格は其貨物の輸入港に於ける通貨を以て計算したる卸賣市價に基きて算定せらるゝものとす、此の卸賣市價は之を海關金單位に換算する時は課税價格よりも左の二項の合計額だけ高價なるものと見做す

(a) 該貨物の税額

(b) 該貨物の納税價格の百分の七

仍て課税價格算定の公式は左の如し

納税價格 = $\frac{\text{海關金單位} \times 100}{100 + 12\frac{1}{2}} + 7$

例、卸賣市價六〇海關金單位、税率一二・二分の一とすれば

課税價格 = $\frac{\text{海關金單位} \times 60 \times 100}{100 + 12\frac{1}{2}} \times 7$

海關金單位6,000

11.95

海關金單位 50.21

二、輸入申告書を提出する際は、正確なる送状と共に該貨物の原價を證明する製造業者の送状を提出することを要す右送状は運賃、保険料、其他諸掛を悉く記載することを要す

輸入業者が、輸入申告書提出と同時に、正確なる送状と、製造業者との送状を提出せず又所要送状を提出し得ざる理由を海關の満足するやう陳述すること能はざるときは、當該輸入業者は、海關が評價したる該貨物の税額に對する凡ての抗議權は自然之を喪失するものとす

三、輸入申告書を海關に提出する以前に、該貨物が賣却せられたる場合は正確なる賣却契約書を申告書に添付して提出すべし

四、送状及び賣却契約書は、該貨物の價格を表示するものと見做すと雖も、必ずしも決定的に表示するものとせず此の點に關する解釋は海關の判斷に依るものとす

六、税則分類估價評議會開會中、手續等に關して疑議起りたる場合は多數決に依りて決定す、而して多數決の最後の決定は關務署の認可を経て同署に同附の日より十五日以内(休日を除く)に公告し效力を發生す。

七、貨物の評價より生ずる係争に關し評議會が若し該貨物の正當なる價格は異議申立人の最初の申請價格より二割或はそれ以上高價なりと決定せば海關當局者は納税金全額の外更に脱逃を謀りたる税額の十倍以内の追加税を課することあるべし

八、申告書、送状及び契約書には申告者に依り署名せられたる左の誓言を記載することを要す
「前記各項及び数字は正確なる事を證明仕候」

す、海關當局は、該貨物の正當なる納税價格を決定するため凡ゆる有效なる方法を用ふる自由を有す。茲に凡ゆる有效なる方法とは、該貨物の評價に關し參考となるべき他の書類の檢閲、賣買兩當局者が證明せる詳細なる賣渡證書の提出、商社帳簿の檢閲、該貨物の檢査、及び必要と認むる場合は審問し又私的援助を求むる事等をいふ

五、輸入業者が若し輸入貨物の評價分類或は其納税額或は料金に關する海關の決定に不満なる場合は、輸入申告書受理其他海關登録事務の行はれたる時より二十日以内に海關稅務司宛其の異議を明白にしたる書面を以て抗議すべし。斯る場合其の解決を見る間該商品は海關の裁量に依り、輸入業者に引渡すことを得。但し輸入業者は納税金全額及び海關が要求する追加納税額を海關に供託することを要す、稅務司は右の抗議書を受理してより十五日以内に其決定をなす、若し異議の申立が理由なしと認められたる時は税則分類估價評議會(The Tariff Board of Inquiry and appeal)の審定を求むる爲め本件關務署(The Kuan-wu Shu)に同附するやう海關稅務司に申請すべし

九、本暫行章程は公布と共に效力を發生す。但し公告に依つて隨時變更せらるゝことあるべし

第 二 款

左の各品は輸入税を免除せらる

金銀塊及び貨幣

白金(未だ物品に製せざるもの)即ち錠、條、片、板(厚さ 3mm以下のもの)及び屑若しくは碎片
書籍、裝訂或は未裝訂の印刷本或は寫本(筆記帳、帳簿、其他事務所用、學校用及び個人用の文具を含まず)、海圖及び地圖(輪廓地圖、地形地圖、地球儀及び解剖學等の教授用標本及び掛圖を含む)
新聞及び雜誌
動物肥料

此處に掲載したるより外の輸入免税品に就ては輸入税率表の各處を参照すべし。凡そ無税貨物のみを搭載し或は一部分搭載したる船舶は、輸入の際噸税を納入することを要す。但し搭載貨物が全く金銀塊或は、外國貨幣なる時は噸税納入を免除さる。

第 三 款

食鹽及び其他化學合成品にして、二割以上の鹽化ナトリウムを含有するものは一律に輸入禁止せらる

各種兵器彈藥、火藥は政府が自ら輸送するが、或は政府が特に許可したる事を明記せる證明書を有する場合の外は輸入を禁止せらる、此の規則に違反したる場合は該品を沒收せらる

阿片及び罂粟實は輸入を禁止せらる

左の各品は、有資格の醫師、藥種商及び藥劑士の發行したる保證書を有する者の外輸入を禁止さる

モルヒネ、コカイン、モルヒネ、阿片或はコカインを含有せる阿片吸飲癖矯正劑、ストヴエン、ヘロイン、ターペン、ガンヂヤ麻葉大麻、印度麻、阿片丁幾、阿片末阿片劑、コデイン、デオニン、其他麻酔性の阿片或は古柯葉より製したる藥劑容積五立方釐以下の注射器及び直徑 0.7mm 以下の細小注射針は地方衛生主管官處發給の證明書を提出したるものゝ外概して輸入を禁止せらる

輸入税則暫行規則第一款第一項に於ける卸賣市場なる語の解釋

一、貨物の輸入を申告したる當日、該貨物を輸入港の公開市場に普通の條件にて、自由に提供したる場合、或は其卸賣數量を、普通貿易狀態に在りて、販賣し得る

平均市價を以て卸賣市價となす

二、貨物の輸入港に該貨物の卸賣市價無き場合は、中國内の他の主要市場に於ける卸賣市價を以て納税價格計算の根據となす

三、中國内に於て卸賣市價を得られざる輸入貨物は普通狀態に於ける眞正の c.i.f. 値段にその百分の五を加へたるものを以て納税價格とす

四、左の事情により卸賣價格及び眞正の c.i.f. 値段を知り得ざる輸入貨物の納税價格は海關斟酌して之を決定す

(a) 貨物の賃借權、即ち貨物の所有權にあらざる使用權が賣買或は讓渡せられたる場合

(b) 貨物の使用料が確定せざるか又は其他の理由によりて價格決定上信頼すべき標準とならざる場合

(c) 貨物が代理人或は支店に賣却せらるゝ場合

(d) 貨物が此處に掲げたるより外の特種事情に依り、中國に於て販賣或は輸入せられたる場合

天津海關徵收税金の種類

一、

中國關稅則表に掲げられた税率で課税される。

二、附加税

關稅額の二割(救災附加税五分、賑災附加税五分) 一九三二年八月一日以降「救災附加税徵收條例」に依り輸入税率の百分の五の救災附加税及一九三八年一月二十二日以降從來の歳入附加税は之を廢止し別に災區救済の爲に稅額の百分の五の率に依り賑災附加税を徵收せらる。

三、河工稅 四分、橋稅 二分

海河修築附加税八分河工稅橋、稅河、海修築附加税は悉く同時に算定合計して表示す是等諸稅は輸入品が直接海外より輸入せらるゝと、沿岸港よりせらるゝとを問はず、一九二二年度輸入稅則税率の百分の十四を金單位にて算定し割當賦課せらる(一九二二年度の税率は大體に於て五分であるから現行税率に依る支那價格の七厘に當ると見て差支えない)

四、雜稅

外國製の綿絲、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、アルコールに對し統稅率に依り海關にて徵收せらる(但し卷煙草の統稅率は關稅の中に包含されてゐる)

統 稅 々 率

▲燐 寸

- A 燐硫化物燐寸
- 1 一箱五十五本乃至八十本の燐寸を容る、縦四十八耗、横三十三耗、深さ十四耗の燐寸箱
大箱一個 一〇・八〇元 小箱一個 一・八〇元
 - 2 一箱百本乃至百五本を容る、縦四十八耗、横三十四耗、深さ十六耗の燐寸箱
大箱一個 一〇・五〇元 小箱一個 二・二五元
- B 安 全 燐 寸

- 1 一箱七十五本乃至八十本の燐寸棒を容る、縦四十八耗、横二十四耗、深さ十六耗の燐寸箱
大箱一個 一三・五〇元 小箱一個 二・二五元
- 2 一箱百本乃至百五本を容る、縦五十九耗、横三十八耗、深さ十八耗の燐寸箱
大箱一個 一七・四〇元 小箱一個 二・九〇元
- 3 一箱百十五本乃至百二本を容る、縦五十九耗、横四十耗、深さ十八耗の燐寸箱
大箱一個 二一・〇〇元 小箱一個 三・五〇元

註 (一)大箱は七千二百の燐寸箱、小箱(ブリキ罐、罐は包裝)は一
千二百の燐寸箱を容れ、小箱六個は大箱一個に等し

X

A 輸入安全燐寸の箱の大きさ及び一箱の燐寸棒数が、

第一級安全燐寸の規程に該當する時は、統稅は第一級安全燐寸の統稅率に依りて課稅す、即ち七千二百箱につき十三元五角とす。

B 輸入全公燐寸の箱の大きさ、或は一箱の燐寸棒数が第一級燐寸の規程を越ゆる時は、第二級品の率に依りては統稅を課し、又算の大きさ或は一箱の燐寸棒数が第二級品の規定を超え、第三級品の夫れを越ゆる時は第三級品の率に依りて課す。

C 折疊式の外國輸入燐寸は四十八耗(折疊式の箱の重量を含む)につき二十一元の割合にて課稅す。

(三) パラ包裝の國產殘缺不濟の燐寸(之が販賣は製造地のみに於て許可せらる)は〇・四八耗に就き一・二五元の率にて課稅す。

▲セメント

- 1 一七〇耗に達する包裝に於ては 一・二〇元
- 2 一一三・三三耗同 〇・八〇元
- 3 八五耗同 〇・六〇元

- 4 六三・五〇耗 〇・四六元
 - 5 五六・六六耗 〇・四〇元
 - 6 四九・九〇耗 〇・三六元
 - 7 四二・二〇耗 〇・三〇元
- 註乃至七に規定せられたる重量を一〇%或はそれ以上超過する包裝は實際重量に従ひ納稅すべきものとす

▲綿 絲

- 1 二十三番手以下の生地綿絲にして、小梱四十を容れ重量一九一・七二耗以下の包裝は、一八八・七〇耗と認められ、次の稅率にて課稅せらる。
一、包 裝 八・五八元
- 2 二十三番手以上の生地綿絲にして、小梱四十を容れ重量一九一・七二耗以下の包裝は、一八七・四九耗と認められ、次の稅率にて課稅せらる。
一、包 裝 一一・六二五圓
- 3 其他の綿絲 價五%
- 4 屑綿絲(回絲) 五〇耗〇六〇元

- 1 及び2の(註)一九一・七二耗以上の重量ある包裝は實際重量に従ひ統稅を課せらる。

▲小 麥 粉

四九封度(二二、二三耗)、の重量ある袋一袋に付〇一〇元
外國輸入麥粉の統稅を算定するには左の方法に依る、

純單位の全貨物總重量を二、二二三を以て除し、標準重量の袋數を求め一袋に不足する端數重量は如何に小なるも一袋と見做し、かくて得たる總袋數を一袋の統稅率(〇・一〇元)に乘ず、統稅局は來稅納入済の標準袋數に依つて統稅納入證を發給す該證書には、最初裝したる袋數を示す特別檢印「原裝一袋」を捺印して以て檢査證とす。

(註)「麥粉」なる用語は國產製小麥粉のみ之を適用す、

▲糖 皮

A 司馬秤五十一斤(三〇・八四耗)及びそれ以上重量ある袋一袋〇・〇五元B司馬秤五十斤(三〇・二四耗)及びそれ以上の重量ある袋一袋〇・〇二五元

▲國產糖煙草

A 紙卷 煙草
登錄賣價三百元及びそれ以上のもの五萬本

等級 稅 率 一六〇・〇〇元

登錄賣價三百元以下のもの五萬本

二 八〇・〇〇元

(註) 前記價率は生産地に於ける登錄賣價を示す、生産地外に於ける二等級卷煙草の最高價は、最高額を二十元まで増加することを得、即ち賣價は三二〇元を

超過することを得ず。

B 葉巻、煙草

登録賣價八〇元或はそれ以上のもの一千本
等級 税率

- 一 六・〇〇元 登録賣價四〇元或はそれ以上のもの一千本
- 二 三・〇〇元 登録賣價二十元同一千本
- 三 一・五〇元 登録賣價一〇元同一千本
- 四 七・八〇元 登録賣價六元同一千本
- 五 四・一五元 登録賣價六元以下のもの一千本
- 六 三・一〇元

▲國産綿織直接製品

海關評價に従ひ従價四%

▲アルコール

- A エチル、アルコール(酒精)
 - 一 立 〇・一三元
- B 變性アルコール、メチ或はウッド、アルコール
 - 一 立 〇・〇六五元

(アンスキーツンド、アラク及びブーゼル油を含む)

- C 樽又は壺入アルコールは各容器の重量を控除したる純用に依りて評價す、各純量一立は一立と見做す(例へば、純量九三立入りの壺十個の物は九十三立とせ)

ず百立と見做す)

D 箱入アルコールの統税は各箱内アルコールの純量に依りて評價し、箱内の第二容器の數に關せず又一立未滿は一立と見做す。

一定數の瓶を單位として包装したる瓶詰アルコールの統税は前項(A)の如くして評價するも一定數を單位とせざる場合は各瓶内アルコールの純量を計算し又一立未滿は一立と見做す。

E

見本及廣告品輸入税徵收辦法

- 一、無料にて配付する廣告品にして、廣告以外の用途及び貿易價值無きもの(例へば型録、小冊子、旗幟紙ポスターの如きもの)は無税とす。
- 二、左記の各製造家見本品は無税とす。
シャツ、肌衣、靴等の見本にして斷裁したる爲着用する能はざるもの。

各番手或は各種品質の認めにしたる凡ゆる種類の糸にして眞正の見本として合理的の數量なるもの反物、リノリウム等の切れにして商品價值無きもの、各種葉煙草、棉花等の眞正見本にして合理的の數量を小包にしたるもの。

三、左の各廣告見本品は無料配布たると否とを問はず夫々税則に依りて徵稅せらる。

- 月別カレンダー、日巡カレンダー、日記帳、扇子、磁器硝子器、吸取紙、ミニカード、鉛筆、煙草パイプ小刀、万年筆等の如く廣告以外に使用し得る見本品瓶詰或は包装の凡ゆる種類の藥品
- 凡ゆる種類の電板
- 小瓶詰のブランドウィスキー等
- 置時計懐中時計塑像、花瓶、工具、玩具等
- 染料、ペイント、練齒磨類剃用クリーム等の如く小型包装の凡ゆる見本

四、凡そ輸入税を徵收さるべき輸入見本品を六箇月以内に再輸出することを豫定せる場合は輸入の際詳細を記載したる申告書を提出することを要す、然る時は海關は輸入税に相當する供託金を受け、検査の後通關を許す。

供託金に對しては海關より正式の領收書を發給す。六箇月の期間が滿期の時納税すべき見本品の一部分が國內に留まり殘品が海外に輸出さるゝ時は、國內殘留品に對する税金を供託金より控除し殘金は返却

を得ず。

輸入税則暫行章程

第一節 從價税に依る輸入貨物の課税價格は輸入地の卸賣市價より算出す、市價は如何なる種類の貨幣に依り表示せらるゝ共總て規定の換算率により海關金單位に換算す、唯市價は課税價格を超過すべきものとす、超過部分は即ち左の二者なり。

- (甲) 該貨物の税額
- (乙) 該貨物課税價格の百分の七

(註) 課税價格算出公式は左の如し

$$\frac{100 + 12\frac{1}{2}}{100 + 12\frac{1}{2}} \times 100 = \text{今卸賣市價を六〇海關、金單位税率を一分二分五厘とすれば}$$

$$\frac{100 + 12\frac{1}{2}}{100 + 12\frac{1}{2}} \times 100 = \text{海關金單位 6,000}$$

$$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$

$$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$

$$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$

せらる、海關は事情を斟酌して六箇月の期間を延長することを得、但し延長期間は六箇月を越ゆることを得ず。

(註) 在華各國大使館領事館及び商務代表者が輸入したる金用商品見本にして、之が販賣品に非ざる事を聲明せられたる場合も前記規則に依りて處理せらる。

輸入税則暫行章程

第一節 從價税に依る輸入貨物の課税價格は輸入地の卸賣市價より算出す、市價は如何なる種類の貨幣に依り表示せらるゝ共總て規定の換算率により海關金單位に換算す、唯市價は課税價格を超過すべきものとす、超過部分は即ち左の二者なり。

- (甲) 該貨物の税額
 - (乙) 該貨物課税價格の百分の七
- (註) 課税價格算出公式は左の如し
- $$\frac{100 + 12\frac{1}{2}}{100 + 12\frac{1}{2}} \times 100 = \text{今卸賣市價を六〇海關、金單位税率を一分二分五厘とすれば}$$
- $$\frac{100 + 12\frac{1}{2}}{100 + 12\frac{1}{2}} \times 100 = \text{海關金單位 6,000}$$
- $$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$
- $$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$
- $$100 + 12\frac{1}{2} = 119.5$$

第二節 輸入申告書呈出に際しては同時にインボイス (マヌファクチュアリー・インボイスを含む) を呈出し検査を受けることを要す。該インボイスには輸入価格並に輸入商の該価格に對する證明及運賃、保險價額其他一切の必要事項を記載することを要し且つ税關に於て保存すべき副本一通を添付すべきものとす。

第三節 輸入申告以前に於て既に貨物を賣却したる時は輸入申告書と共に契約書を呈出するを要す。

第四節 インボイス並に契約書は輸入貨物價額の査定の一條件たるも之を確定せしむるものに非ず、該価格は税關に於て決定すべきものとす。税關は商人に對しインボイス、契約書の呈出を求むる外更に一切の有効なる方法を行便することを得。例へば價格査定に關係有る各種又書を検査し。賣買雙方の證明する詳細なる貨物賣渡し證、各種帳簿、貨物の品質等を調査することを得。又必要に應じ總ゆる質問を爲し價格査定に關する一切の協力を求むることを得。納税を完了したる貨物に關しても隨時帳簿を檢查することを得。

第五節 輸入商税關査定價格、分類、其他税關に納入すべき税金、費用に關し不服ある時は輸入申告及其他

登記事項決定後二十日以内に税務司に對し書面を以て不服理由を詳述し抗議を呈出することを得。輸入商税關所定の税金を完納するに足る保證金を納め且つ税關の許可を得たる時は該抗議解決前と雖も貨物を通關せしむることを得。税務司抗議書を受領したる時は十五日以内に審議を行ひ、該抗議を不當と認めたる時は之を總稅務司を経て關務署に呈出し税則分類價格評議會の審議に附す。

第六節 税則分類價格評議會に於て手續其他に關し發生したる一切の問題は多數決により決す。評議會に於て多數決により決したる事項は關務署の批准を練て十五日以内(休日を除く)に公布す。

第七節 査定價格に關する抗議を受領したる税則分類價格評議の結果該貨物の實際價格が申告價格の百分の二十或はそれ以上を超過するものと決定せる時は税關は正税以外にその十倍を超えざる匿報税を課することを得。

課稅價格に關し係争中の貨物にして輸入以前既に賣買契約成立し居りたるに拘らず輸入申告に當つて契約書を呈出せず紛争發生後該契約書を税則分類價格評議會

に呈出して價格査定上の證據とせんとする時は、商人或は其の代理人に於て該契約書が輸入申告の時輸入商の手許に在らざりしことを證明し且つ評議會員全體の承認を得ることを要す、輸入申告に當り故意に契約書を隠匿したる時は價格査定に關する該抗議は無効とす。

第八節 輸入申告書、インボイス及契約には總て「前記各事項の數額種類には誤無きことを證明す」る旨の記載を爲し且つ申告者の署名を要す。

第九節 本暫行章程は公布の日より實施し不備の點は隨時之を修正す。

第 二 款

左記の各品目は輸入税を免除す。

大麥、蕎麥、玉蜀黍、粟、燕麥、粳、米、裸麥、小麥、金銀貨幣、白金、錠、條、片、板 (厚さ三・二釐以下) の如き未製成物及廢物、屑、既裝訂或は未裝訂の印刷物、復寫物、書籍 (電報暗號書、教授用圖書及習字書兒童教授用樂譜を含み其他樂譜、帳簿及其他公務用、學校用、私用の文具を含まず) 海圖地圖 (概略圖、記伏地圖、地球儀、教授用の標本、掛

圖等を含む) 新聞、雜誌、動物肥料。

全部或は一部免税品を積載せる船舶は噸税を納むることを要す、但し載貨が全部金銀條及外國貨幣なる時は噸税の徵收を免す。

第 三 款

食鹽は輸入を禁止す、各種銃器彈藥火藥は政府の直接輸入するもの或は特に輸入を許可すべき旨の明文あるものを除く外輸入を禁止す、違反するものは沒收す、アヘン、罂粟粒を輸入を禁止す、左記各品は特に許可せる醫者、藥種商、化學品取扱商の證明書あるもの以外は輸入を許さず。モルヒネ、コカイン、注射器、モルヒネ、アヘン或はコカインを含有する戒毒丸、セバイン、ガンヂヤ、麻葉、大麻、印度麻、アヘン酒精、アヘン粉アヘン劑、アヘン精、ダイヤニン、其他麻酔性のアヘン、コカインを含有する製成物

輸入税則暫行章程第一款第一節 内の卸賣市價の解釋

一、輸入時に於ける輸入港市場の普通貿易情況下に於ける普通卸賣數量の平均卸賣市價を以て卸賣市價とす。

二、輸入港に該貨物の卸賣市價無き時は國內の他の主要市場に於ける卸賣市價を以て價格算定の根據とす。

三、國內市場に卸賣市價無き時は普通狀態に於ける真正陸揚價格に百分の五を加へたるものを以て課稅價格とす。

四、卸賣市價及真正なる陸揚價格なき貨物の課稅價格は左記事情を斟酌して稅關之を定む。

(甲) 貨貨性を有する貨物にして所有權が尙他人に屬する貨物。

(乙) 未だ確定せざる Bonded を負擔する貨物

(丙) 代理人或は支店に於て賣却すべき貨物

(丁) 特殊情況の下に支那に於て賣却せらるゝ貨物

輸出(及轉口)稅則暫行章程

第一條 從價により輸出稅及轉口稅を納むべき貨物の課稅價格は該貨物検査の時の平均卸賣市價による。該卸賣市價は貨物の包裝費整理費等を包含するも關稅を含まず。輸出港に該貨物の卸賣市價無き時は國內の他の主要市場に於ける卸賣市價を以て課稅價格算定の根據とす。

第二條 賣買契約の成立せる輸出貨物は輸出申告書と共に

て十五日以内(休日を除く)に公布す。

第五條 査定價格に關する抗議を受領したる稅則分類價格評議會が評議の決果該貨物の實際價格が申告價格の百分の二十或はそれ以上を超過するものと決定せる時は稅關は正稅以外にその十倍を超えざる隱報稅を課することを得。

第六條 課稅價格に關し係争中の貨物にして、既に賣買契約の成立し居りたるにも拘はらず輸出申告に際し之を呈出せず、後日に至り該契約書を稅則分類價格評議會に呈出して價格査定上の證據とせんとするも之を承認せず、且つ該抗議を無効とす。

註、本暫行章程は公布の日より實施し不備の點は隨時修正す。

舊冀東關稅定率

舊冀東政府の關稅修正と同政府が成立後新關稅政策を建て國民政府の高率關稅制を打破すべく該稅率の四分の一の課稅率を以て冀東沿岸から貨物を輸入せしめたもので當初北支特殊貿易後ちに冀東貿易と稱せられ普通支那貿易に對し四分の一課稅率の冀東貿易の存在はさながら一敵國をなしてゐたが冀東貿易は本年一月二十月限り廢止され同月二十日以前の船荷にして一月三十日まで到着の

に賣却價格を記載せる真正の契約書を呈出すべし、該契約書は價格査定の一條件たるも之を確定せしむるものに非ず、課稅價格は稅關に於て決定すべきものとす。稅關は商人に對し契約書の呈出を求むる外更に一切の有効なる方法を行使することを得、例へば價格査定に關聯ある一切の文書を検査し詳細なる貨物賣却書、各種帳簿、貨物の品質等を調査することを得、又必要に應じ總ゆる質問を爲し價格査定に關する一切の協力を求むることを得。

第三條 輸出商稅關査定價格、分類、其他稅關に於て徵收すべき稅金費用に關し不服ある時は輸出申告其他登記事項決定後二十日以内に稅務司に對し書面を以て抗議を呈出することを得。輸出商稅關所定の稅金を完納するに足る保證金を納め且つ稅關の許可を得たる時は該抗議解決前と雖貨物を通關せしむることを得。稅務司抗議書を受領したる時は十五日以内に審議を行ひ該抗議を不當と認めたる時は之を總稅務司を経て關務署に呈出し、稅則分類價格評議會の審議に付す。

第四條 稅則分類價格評議會に於ては手續其他に關聯して發生せる一切の問題を多數決により決す。評議會に於て多數決により決定したる事項は關務署の批准を経

ものに限り舊稅率の適用を受けた。(冀東貿易の項參照)

鹽 稅

鹽稅は北支稅收中關稅に次ぐ重要項目で北支中央稅收の三一・二%を占め全支鹽稅の二二・六%に當り、長蘆鹽區は全支鹽區中の第一位を占めてゐる。國民政府は生活必需品たる鹽に重稅を賦課し來つたが本稅收の多くは地方軍閥その他勢力者によつて抑留され中央への移送は僅かに一部分に過ぎなかつた。従つて稅額も中央、地方と重課され限られた製鹽地において纏めて課稅しうるの便宜と販賣を通じての容易に重課しうるの便宜とによつて益々高率となり大衆を苦しめて來た。鹽田區域は今事變の中心地であつただけに鹽稅は致命的な打撃を受けた。新政府は近くこの惡稅を整理することになつてゐるが右は食官汚吏による中飽が排除されるのであるから實際の收稅額は差して減退を見ずして大衆負擔の輕減を行へる筈である。新政府治下において鹽稅は大體事變前の水準に到達し本年度北支鹽稅收入は大體四千萬元と概算される。事變後鹽稅收入に關する統計の見べきものはないが事變前における額は次の如くである。

十六	〇八〇〇	〇九二〇	一一二〇〇	一六〇〇
十七	〇八五〇	〇九七〇	一一七五〇	一七〇〇
十八	〇九〇〇	一〇二〇	一二三〇〇	一八〇〇
十九	〇九五〇	一〇七〇	一二八五〇	一九〇〇
二十	一〇〇〇	一一二〇	一三四〇〇	二〇〇〇

その他各品の引上は左の通り。

セメント 一割
煙草 每箱(五萬本入り)
新率 三〇〇元以下
舊率 三〇〇元以上
一六〇元
一〇〇元
四〇〇元
八〇〇元

〇八〇〇	一〇〇〇	一〇六〇	一三〇〇	一四〇〇
〇九二〇	一〇三〇	一〇九〇	一三六〇	一四六〇
〇九七〇	一〇八〇	一一二〇	一四一〇	一五二〇
一〇二〇	一一三〇	一二〇〇	一四七〇	一五八〇
一〇七〇	一二八〇	一三五〇	一五三〇	一六四〇
一一二〇	一四三〇	一五〇〇	一五九〇	一七〇〇
一二〇〇	一五三〇	一六〇〇	一六五〇	一七六〇
一二五〇	一五八〇	一六五〇	一七〇〇	一八二〇

水泥(セメント) 一四〇、七七一 二七、〇〇五
 煙酒 一六、一〇七 四、三六、一九〇
 合計 一五、二六五、〇八〇 二七、四九、二五三

統制收入實績 (單位元)

年 度	北支稅收	全支稅收	全支に對する%
民國二十二年	一五、二六五、〇八〇	二七、四九、二五三	一三〇
民國二十三年	一五、三三四、三三八	二七、六〇、〇四〇	一三〇
民國二十四年	一四、七五二、五九二	二九、五五、六九七	一三〇

資料は古いが民國二十二年年度の統制收入は次の如くである。

統 稅 收 入 (單位元)

種 別	北支收入	全支收入	全支に對する%
卷 煙	二〇、一、五九九	六五、〇、三、七一九	三二
棉 紗	五、二、三、一八六	二、八、九、五、四〇四	三二
麥 粉	一、三、五、六、一四七	五、七、〇、三、四〇五	三九
火柴(マッチ)	三、六、八、〇、一九〇	六、四、七、七、三三七	五五

臨時政府統稅公署組織暫行條例

(二十七年三月二十八日公布)

- 第一條 統稅公署は臨時政府行政部に直隸す。
- 第二條 統稅公署は行政部總長の命を受けて全國の統稅を統稅分局と改稱し太原、濟南、蕪各縣内に設置した。

印花稅、煙酒稅、礦產稅、所得稅及び禁煙清查事項を掌理す。

第三條 統稅公署に左記各室科を置く。

- 一、秘書室
- 二、總務科
- 三、經理科
- 四、統稅科
- 五、印花稅煙酒稅科
- 六、礦產稅所得稅科
- 七、禁煙清查科

第四條 秘書室は左記事項を掌理す

- 一、一切の機要に關する事項
- 一、稿件の審核及び翻譯に關する事項
- 三、章則の編纂及び圖書保管に關する事項
- 四、特交辦理に關する事項

第五條 總務科は左記事項を掌理す

- 一、印信保管に關する事項
- 二、文件の收發、頒布、撰擬、繕校、保管に關する件
- 三、本署及び所屬機關職員の任免及び成績考核に關する事項

四、統計及び報告に關する事項

五、其の代各科の主管に屬せざる事項

第六條 經理科は左記事項を掌理す

- 一、本署及び所屬機關の豫算決算の編擬及び審核に關する事項
- 二、會計に關する事項
- 三、税金及び物品出納保管に關する事項
- 四、印刷に關する事項
- 五、印花票照等の印製及び出納保管等に關する事項
- 六、有價證券の保管に關する事項
- 七、建築物の保管及び修繕に關する事項
- 八、其の他庶務一切に關する事項

第七條 統稅科は左記事項を掌理す

- 一、捲煙草、棉紗、麥粉、燐寸、セメント、麥酒、火酒、汽水等各項統稅の稽徵減免の指揮及び監督に關する事項
- 二、捲煙草、棉紗、麥粉、燐寸、セメント、麥酒、火酒、汽水等の各項統稅の査緝審核及び處罰の指揮及び監督に關する事項
- 三、捲煙草、棉紗、麥粉、燐寸、セメント、麥酒、火

酒、汽水等の各項統稅の調査及び計畫に關する事項
四、其他統制一切に關する事項

第八條 印花稅菸酒稅科は左記事項を掌理す

一、印花稅、菸酒稅の稽徵減免の指揮及び監督に關する事項

二、印花稅、菸酒稅の査緝審核及び處罰の指揮及び監督に關する事項

三、印花稅、菸酒稅の調査及び計畫に關する事項

第九條 礦產稅所得稅科は左記事項を掌理す

一、礦產稅、所得稅の稽徵減免の指揮及び監督に關する事項

二、礦產稅、所得稅の査緝審核及び處罰の指揮及び監督に關する事項

三、礦產稅、所得稅の調査及び計畫に關する事項

第十條 禁煙清査科は左記事項を掌理す

一、煙毒物品銷毀の指揮及び監督に關する事項
二、禁煙禁毒違章處分の指揮及び監督に關する事項
三、禁煙禁毒狀況の調査及び計畫に關する事項

四、禁煙禁毒收入の稽核及び登記に關する事項

五、其他禁煙禁毒一切に關する事項

第十一條 統制公署の各科は其の事務の繁簡及び種類に依り左記各股を分設す。

一、總務科は文書股、考核股を設くることを得

二、經理科は會計股、豫算決算股、出納保管股、印花票照股、庶務股を設くることを得

三、統稅科は捲烟棉紗股、麥粉セメント燐寸股、麥酒火酒汽水股を設くることを得

四、印花稅菸酒稅科は印花稅股、菸酒稅股を設くることを得

五、礦產稅所得稅科は礦產稅股、所得稅股を設くることを得

六、禁煙清査科は事務股、監察股を設くることを得

第十二條 統稅公署に署長一人(簡任)を置き全署の事務を綜理し暨び所屬機關及び職員を指揮監督す、副署長一人(簡任)は署長を輔佐して署務を處理す。

第十三條 統稅公署に秘書主任一人(薦任)、秘書四人乃至六人(荐任或は委任)、科長六人(荐任)、股長十六人(委任)、科員辦事員若干人(各委任)を置く、長官の命

を承けて各室科の主管事務を夫々辦理す、並に僱員を適宜雇用して繕校及び其の他の事務を辦理せしむることを得、統稅公署各科の事務繁簡なる者は副科長一人を適宜設置して本科科長を輔佐して科内の事務を處理せしむることを得

第十四條 統稅公署は應に國內要衝の地區に於て統稅分局を設くべし、並に各統稅分局の管轄區域内に稽徵所及び稽徵分所を設置することを得、其の章程は別に之を定む。

統稅公署は應に統稅を徵收すべき貨品を製造する工廠に於て駐廠徵收員を設くることを得、其の服務規則は別に之を定む。

第十六條 本條例に未だ盡きざる事宜あらば宜しく隨時臨時政府に呈請して之を修正することを得べし。

第十七條 本條例は公布の日より施行す。

統稅徵收辦法告示(五月五日)

南北兩政權の統稅新規程成立迄は統稅を徵すべき貨物に對しては南方から北方へ、北方から南方への何れを問はず規定により統稅を徵收す、又北方にて徵稅する貨物が南方に於て重ねて徵稅されたる場合は規程により疊に徵收された稅額を返還するものとす。

綿絲布統稅處罰規則 (五月初旬公布)

第一條 本規則は綿絲、燐寸、セメント統稅條令第二條及び第七條の規定に準據す。

第二條 凡有る綿絲及び綿絲布の製造、運搬につき若し統稅條令及び各項の規則に違反する時は他種の法令と別に有る、規定外は本規則辦理に準據す。

第三條 綿絲商が左記の行爲有りたる時は統稅部分有るを除き綿絲及綿絲布沒收外は事情の輕重に照し、統稅數目の十倍以上の罰金に處す。

その違反者を護送すべき刑事上法律部分に付きては、司法機關に移送して之を處分す。

一、納稅命令書その他關係文書を偽造或は改竄して文書を不明瞭ならめ、統稅或は退稅橫領せんとしたる者。

二、贈賄して稅務吏員と共同して前項記載の文書を偽造或は改竄して不明瞭ならしめ統稅或は退稅橫領せんとしたる者。

第四條 綿絲商にして左記各項の行爲有りたる時は統稅部分の綿絲或は綿絲布の沒收外を除き、その輕重に従ひ統稅數目の十倍以下の罰金に處す。

一、國內製造の綿絲或は綿絲布を工場より積出しの時所定の申告を爲さずして納稅せる者。

二、國外より輸入の綿絲を入港の時、所定の申告を爲さずして納稅せる者。

三、許可無く小口綿絲或は小口綿布又は端物その他綿絲布を工場より積出したる者。

四、舊納稅證明書を再び行使したる者。

五、貨物有りて納稅證明書無き者或は貨物と證明書と

符合せざる者。
 六、綿絲の太、細、支數と申告と符合せずして統稅署を欺瞞せる者。
 七、未だ施行せざる統稅區域に申告運搬したる退稅の綿絲及び綿絲布を再び統稅區域内に運搬して販賣の申告を爲さざる者。
 八、未だ施行せざる統稅區域にて製造の綿絲及び綿絲布を統稅區域内に運搬し、販賣の申告と納稅を爲さざる者。
 九、國外より申告運搬せる綿絲及び綿絲布を退關して申告を爲さず、市内にて混合販賣せる脱稅者。
 十、下級綿絲の積出しに申告を爲さずして納稅證明書を受取り、或は上級綿絲と混合して申告を爲したる者。
 十一、綿絲の包裝が規定の重量を逾えたるに實際重量を申告せずして、不足分を統稅署に納付せざる者。
 第五條 綿絲廠の責任者經理人が統稅規則所定の各項表式に、若し虚偽あるを發覺したる時は、その情實を酌量して之を處罰す。
 第六條 綿絲商が備付べき文件及び報告すべき検査或は納付の證據書類等の規則、命令、手續等處理を守らざる者はその情實の輕重を酌量して處罰す。
 第七條 凡有る沒收品の綿絲及び綿絲布はその事情を酌量して被沒收綿絲商に準備の價格を以て賣却することを得。

第八條 綿絲商罰金の判決後指定期間經過するも尙ほ納付不能の場合は、該商の在庫品を調査の上、その貨物を抑留換價して代償とす。之が解除に際しては納稅證明書或は免稅證明書を必要とす。
 第九條 密輸、脱稅の行爲有りて、本規則に該當せざる者は、本規則及びその他の法令を比較参照して處罰す。
 第十條 單純織工場が若し脱稅等本規則に違反するの事情有るときは、別に規定有るを除き、本規則に準據して處理す。
 第十一條 密輸、脱稅及び規則違反の事件の處罰事項は各地統稅分局にて審査會議を開き之を決定す。
 第十二條 沒收換價の金錢は、その半額を國庫に納め、残りの半分を十等分して、その四割を密告者に、一割を捕獲者に、一割を協助せし軍警に一割を捕獲機關に、一割を主管分局に、二割を統稅主務官廳に支配す。罰金は之を分けて十等分し前法に準じて之を支配し、半額は國庫に納め、若し各機關が自ら之を發覺したる事件は密告者に充つべき部分と與へ、以て人員の發覺を獎勵す。又特定の方法ある場合は特定の方法に據て處理す。
 第十三條 統稅機關に收納する罰金は統稅公署より發行する三枚續きの納付命令に明瞭に記入すべし。その一枚は納付者に一枚は納付を受くべき官廳に、一枚は調査の爲め殘存す。若しも三枚の記入額が異り大頭小尾

△統稅	煙	稅	一、九八三、二六六〇	本年累計	一五、一六二、四四三、〇六
△統稅	紗	稅	一、四六六、四〇〇〇		一〇、九六一、七四三、五〇
△統稅	粉	稅	一、六九、六九四七		一、八六〇、九八七、四一
△統稅	柴	稅	一、五〇、六六三〇		七、三三三、二六〇
△統稅	泥	稅	三、九六、四三二		一、四四三、五八九、二六
△統稅	水	稅	一、五〇、二〇〇		七、〇七五、九五
△統稅	火	稅	三、〇〇〇		五、一九一、二五
△統稅	酒	稅	一、三三、七〇〇		五、〇八九、七四
△統稅	酒	稅	六、八七、七九三		四、六八五、三三
△統稅	酒	稅	一、二九、八〇〇		八、七六三、三

天津統稅分局管内稅收

の如き惡弊を發見したる時は嚴重に懲罰す。
 第十四條 各統稅分局は綿絲の検査統稅事項に關し綿絲統稅を調査して徵收する規則の範圍内及び本規則に抵触せざる範圍内に於て地方の事情を斟酌し單行規則を審議して施行す。
 第十五條 本規則に未だ不充分なる事項は統稅公署より本部に上申し、審議して之を改修することを得。
 第十六條 本規則は公布の日より之を施行す。
 臨時政府統稅局及分局所在地
 統稅局 北京
 統稅分局 北京、天津、青島、濟南、石家莊、唐山、太原、彰德

△煙酒	稅	一、七六〇、二六四	一五、八二五、八七
△煙酒	費	五三〇、八	八〇、八九四
△煙酒	費	三、三〇九、五四	四七、七七一、五
△煙酒	費	七、四八〇	一四、〇六五、〇二
△煙酒	費	二、六七八七	八、〇八八、七
△煙酒	費	一、二七三、八三	七、五八七、〇
△煙酒	費	四、〇五九、九	一、一六〇、九三〇
△煙酒	費	三、三二四、七	五、二六四、九三〇
△煙酒	費	〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇
△煙酒	費	六、〇二〇	三、〇九七、七
△煙酒	費	三、〇六二、四七	四、七九〇、九四、三
△煙酒	費	八、八三三、三	五、五八八、六
△煙酒	費	五、〇九二、〇	七、一九二、四一
△煙酒	費	七、八〇〇〇	四、三三三、〇〇
△煙酒	費	五、二四一、五	三、六四六、一五
△煙酒	費	二、七七八〇	一、七〇〇、五二
△煙酒	費	一、〇〇〇、一	九、七二二、七
△煙酒	費	一、七三〇、九	六、八三三、五
△煙酒	費	三、七六〇	四、七九八、〇

印花稅收入 (單位元)

年 度	北支稅收	全支稅收	全支に對する%
民國二十二年	三、〇四七、四〇〇	八、二九九、三三六	二九、七
民國二十三年	三、〇四三、二六一	六、九二四、〇〇六	二九、四
民國二十四年	一、七〇〇、〇〇〇	七、三三四、〇四六	二三、六

煙酒稅收入 (單位元)

年 度	北支稅收	全支稅收	全支に對する%
民國二十二年	三,九〇九.七	三,〇七九.五	九二.一
民國二十三年	二,六八八.三	二,四八四.四	三九.一
民國二十四年	二,〇〇〇.〇	一,〇四七.三	三三.〇

鑛稅收入 (單位元)

年 度	北支稅收	全支稅收	全支に對する%
民國二十二年	二,三〇二.六	二,六三三.二	五〇.〇
民國二十四年	二,二七九.九	三,二八五.六	七〇.五

官業並官產收入

北支における事變前官業並官產收入は八百三十六萬三

舊北支五省歲入表 (地方收入) (單位千元)

稅 目	河北	山東	山西	綏遠	察哈爾	計	北京	威海衛	青島	總計
田賦	五,〇二一	一,五二七	六,五三三	四,〇〇〇	四,九四〇	二七,〇二一	八	〇	七三三	二八,八五二
契稅	二,九〇四	二,六五〇	一,五七〇	一,〇七〇	七,三二八	一〇,〇二二	〇	〇	〇	一〇,〇二二
營業稅	六,九二四	三,三三三	三,三三八	一,一七一	九,七七〇	一五,五三三	一	一	一〇五	一六,六四〇
車船稅	七,五三三	三,〇〇〇	一,一七一	一,一七一	八,八二一	一五,六四二	一	一	一〇五	一六,七四八
地方財產收入	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一	一	一〇五	二〇,一〇六
地方事業收入	九,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二一,〇〇〇	一	一	一〇五	二二,一〇六
地方行政收入	三,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇	一	一	一〇五	一五,一〇六
補助款收入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
借入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	一五,二二七	一八,二二二	三三,三三三	一〇〇,〇〇〇	—	—	—	一〇〇,〇〇〇

千元にて北支歲入總額の七%に過ぎないが國民政府の官業官產收入額三千五百十六萬四千元中二三%を占める。北支財政收入として民國二十年より二十三年に至る平均收入は左の如し。

官業・官產收入

項 目	全國收入額	北支に於ける收入額	北支歲入額に占むる割合
財產收入	二〇,二五一	三,四九五	三〇%
事業收入	七,三四五	二,八二四	二四%
營業收入	七,七	三,〇五〇	一八%
計	三五,二六三	八,三三三	七三%

舊北支五省歲出表 (地方支出) (單位千元)

稅 目	河北省	山東省	山西省	綏遠省	察哈爾省	合計	北京	威海衛	青島	總計
地方黨務費	五〇三	九一六	一,〇六一	一,一七三	一,七三三	六,〇〇三	—	—	—	六,〇〇三
地方行政費	二,六三三	四,〇七〇	一,四五四	一,五二一	一,七三三	一〇,四二一	—	—	—	一〇,四二一
地方警察費	二,五三三	二,二二二	四,九〇〇	一,〇〇〇	五,七七三	一六,〇二八	—	—	—	一六,〇二八
地方教育費	九,九二九	五,五三七	二,九三二	三,三三三	八,〇九〇	三〇,一八一	—	—	—	三〇,一八一
地方衛生費	四,二六八	一,九六五	七,三三三	二,〇〇〇	四,〇九〇	一九,六五六	—	—	—	一九,六五六
地方建設費	一,六二七	—	—	—	—	一,六二七	—	—	—	一,六二七
地方營業費	一,六一	—	—	—	—	一,六一	—	—	—	一,六一
地方補助費	三,一〇六	四,九〇九	—	—	—	八,〇一五	—	—	—	八,〇一五
地方郵務費	二七〇	—	—	—	—	二七〇	—	—	—	二七〇
地方債務費	八,九〇〇	五,九三三	四,八四〇	—	—	一九,六七三	—	—	—	一九,六七三
地方立替金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方中央送金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方總計	一,九二四	三,六六六	一,五三三	一,五三三	三,一九三	一〇,二五〇	—	—	—	一〇,二五〇
其他收入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 天津特別市の歲出入は河北省のそれに包含されてゐる。

行 政 費	四、三八五、四八三
司 法 費	二、四六二、二一四
公 務 費	五、二六六、一四二
財 政 費	一、九一一、四五〇
教 育 費	二、九五九、八三六
實 業 費	六、一一七、九九九
建 設 費	一、四六五、〇五二
協 助 費	四〇七、五七〇
撫 恤 費	一〇、〇〇〇
債 務 費	一、六六五、三二五
預 備 費	三、五〇〇、〇〇〇
合 計	二五、五七二、四六一

山 西 省 (單位元)

田 賦 入	六、五二三、八〇一
契 稅 入	一、五〇七、〇〇〇
營 業 稅 入	三、二一八、六三九
事 業 稅 入	一七一、九七八
地 方 財 政 收 入	七五〇
地 方 事 業 收 入	二九、二〇三
地 方 行 政 收 入	一一九、四二四
地 方 補 助 款 收 入	二五三、九八四
備 用 款 收 入	二、五〇〇、〇〇〇

舊北支五省二十箇年間豫算 (單位元)

其 他 收 入	九〇二、三三二
黨 務 費	一五、二二七、一一二
軍 事 立 替 金	一六六、八四〇
行 政 費	八、六一九、九二〇
司 法 費	一、四六二、五〇二
公 務 費	四九〇、〇八四
財 政 費	二九二、〇九八
教 育 費	七五三、三四二
實 業 費	一、四七八、九七四
衛 生 費	九三、九〇〇
建 設 費	八一、三九九
中 央 送 金	九二一、二一四
總 計	八九、二六四

契 稅 入	二九三、七〇〇元
營 業 稅 入	三五二、八〇〇元
牙 稅 入	一〇九、八六〇元
當 票 稅 入	三七四、四〇〇元
印 花 稅 入	二、一〇〇元
煙 酒 稅 入	一〇二、〇〇〇元
卷 煙 稅 入	二〇〇、〇〇〇元
統 一 稅 入	八九七、〇〇〇元
性 質 稅 入	二四〇、〇〇〇元
善 後 稅 入	九三、六〇〇元
查 驗 費 入	一六三、二〇〇元
司 法 收 入	一〇二、〇〇〇元
雜 項 收 入	八四、二〇〇元
長 蘆 稅 入	七、二〇〇元
北 平 稅 入	九〇、七二〇元
合 計	一、五〇〇、〇〇〇元
計 款	六〇〇、〇〇〇元
計 款	五百九十三萬二千八百二十元

舊冀東政府歲入 (民國二十六年七月—十二月)

總 歲 入 1,500,000
總 歲 出 1,000,000
(註) 但し綏遠省は民國十四年の豫算

事變前北支地方諸稅收入 (單位元)

北支地方稅	A 北 支 收 入	B 對 計 割 合	C 全 國 收 入	D 對 計 割 合
賦 稅 收 入 計	八七三、四五六	七〇%	四、五八、九七三	二〇%
地 稅 租	四九〇、九七九	四九%	二、八、九七三	二〇%
營 業 稅	一七五、五三七	二〇%	一、三、三六八	三%
契 稅	六四九、七九	七五%	二、八、七一九	三%
雜 稅	三三九、〇八二	三九%	一、三、七四〇	三%
非 賦 稅 收 入 計	二九八、八七六	二九%	一、九、四七〇	二%
財 政 收 入	三、四九三、三三	三〇%	一〇、一、三一一	一%
事 業 收 入	二、八二四、七〇	二八%	七、三、四〇五	一%
行 政 收 入	二、六〇五、六〇	二七%	七、〇、四七二	一%
營 業 收 入	二〇五、一〇〇	二二%	七、七、〇四三	一%
補 助 金 收 入	四〇五、一〇〇	四三%	三、三、三〇六	三%
借 入 金 收 入	一、〇〇〇	〇一%	四、〇、六三三	〇%
其 他	一、四八七、四八三	一六%	七、三、五〇七	一%
總 計	二、七三三、二七四	一〇〇%	四、三、八三三	一〇〇%

田 賦 稅

田賦附加稅は地方財政中最も重要な收入になつてゐる。國家收入たる關稅、鹽稅には及ぶべくもないがその地方租稅中に占むる地位は左の例によつて明瞭である。

年	靜海縣地方租稅 (單位元)									
	田賦	地稅	牙稅	基稅	各稅	雜稅	性稅	居稅	自稅	房稅
民國十七年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十八年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十九年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十一年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十二年	3,150,000	4,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

年	靜海縣田賦附加捐之用途分配 (單位元)									
	總數	教育	自治	保衛	警務	鄉村教育	其他	行車	房產	其他
民國十七年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十八年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十九年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十一年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同二十二年	3,150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

看板は……衣笠看板製作所へ
 廣告は……衣笠廣告社へ
 建築塗裝は……衣笠塗裝部へ

列國の權益

概況

北支に於ける烈國勢力進出の端緒は遠く英佛對清戰爭續いて英清鴉片戰爭に在りとすべきだが全面且廣範なる利權獲得競争の演ぜらるに至つたのは、日清敗戦に際し對日牽制に白人勢力利用に端を發し、三國の對日干渉は北支各地に列國租借地を出現せしめ、遂に團匪事件を産んだ。しかしして團匪事變後事變に關する最終議定書及び天津還付協定(一九〇一年九月七日)は左の如く北支に於ける列國現存權益骨子を爲してゐる。

天津還付協定及び北清事變議定書によつて得たる權益が各列國共通の現有權益の根本ともなるもので、即ち

一、交通維持權 列國は北平海濱間の自由交通を維持するために、黃村、郎坊、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、灤州、昌黎、唐山、秦皇島、山海關を軍事的に占領する權利を有し、北京、山海關の軍事輸送に對しては北寧鐵路の優先使用權を得た。

禁止。

- (四) 公使館所在地内における常備護衛兵の設置權。
- (五) 北寧沿線二哩内における線路、電信、駐屯軍人及び其の所有物に對する犯罪に限り列國駐屯軍指揮官の軍事裁判權の保有。
- (六) 列國駐屯軍隊及び其の使用品に對する諸稅賦課金の免除。

次いで列國は民國三年支那營業法其他の諸法規を遵守して「外國人の出資分擔額は資本金の十分の五を越えるを得ず」を條件として、探礦、買礦權を取得した。方法としては列國人は當該國外交官、又は領事館の證明書を提出し、條令關係法規を遵守することを支那商務總長、總務監督署長に對して宣誓することを要するものである。最後に海關利權がある。列國の對支貿易に重大なる關係を有する海關の設定は一八五四年上海英國總領事の協唱に依つて英、米、佛各國領事間の海關組織に關する協定成立し同年半ば設立された關稅管理委員會に始まるものである。爾後總稅務司は英人が引續き任命されてゐるが總稅務司の地位は通商貿易上の勢力に依つて英國が得たもので何等條約上規定されてゐるものではない。

- 二、自河工事の管理 列國より委員を選出して海河工程局を設置し、白河工事を管理する。
- 三、公使館區域の設定 各國公使館の占有地域は其の警察權下に屬し、支那人の居住を認めず、行政は列國行政委員會が管理に當る。

四、國內航行權 これは支那領水及び領海に於ける航行權で、沿海航行權、内海航行權、内河航行權の三種に分たれてあり、沿海航行權は日、英、米、伊、澳、和、日、西班、牙、瑞、ベルシヤが有し、内海航行權は、日、英、佛、獨、丁、和、伊、澳、瑞、西班、メキシコ、内河航行權は日、英、米、瑞であり、其他支那と最惠國條約を結ぶ諸國は全部該權利を有する。

- 五、兵備及び通信機關の設置 北清事變に關する最終議定書及び天津還付協定に依つて列國の有する兵備上の權利は左の通りである。
- (一) 天津駐屯列國兵營より二十支里以内における支那軍隊の駐在禁止。
- (二) 支那側の大沽砲臺並に北京、海濱間における砲臺敷設の禁止。
- (三) 白河々口、秦皇島、山海關における海防設備の

次に各國別の權益の説明に入る前に北支における列國の經濟的勢力の實體たる投資狀況を概述する。投資には事業投資と對支償款とがあるが此處では事業投資に就て述べることにする。

對支事業投資國は現在左の十一箇國であるが日、英、米三箇國を除く外は投資額も極めて少く更に日、英兩國の投資額は斷然頭角を現し常に絶體的優勢を占めてゐる。

支那に於ける事業投資國

(單位百萬米弗)

國別	投資額	國別	投資額
英國	九六三・三	日本	三六二・六
美國	一五〇・二	佛國	九五・〇
獨逸	七五・〇	白國	四一・〇
和國	一〇・〇	伊國	四・〇
丁、瑞、諸三國	二・〇	合計	一、七〇三・五

右の如く總額十七億三百五十萬米弗となるが別に列國の對支政府償款は總計七億一千六十萬米弗となつてゐるからこの兩者を合計した二十四億一千四百十萬米弗が列國の支那に對する投資總額となる譯である。

部門別	日本	英國	美國	合計
運輸業	五・四	一・九	一〇・八	一八・二

公益事業	九四	四八二	九八
鑛業	二四九	一九二	四二
製造業	二〇四	一七五	二〇五
銀行及金融業	三三三	二五六	一七五
不動産	—	二〇三	八五
輸出	二四〇	二四〇	二〇八
輸入	二〇〇	二〇〇	二二五
雜計	三〇	二九	二一
合計	三三六	三三三	三三六

日本

概説

我國が支那における發展を計畫して交渉を開始したのは一八七一年七月の日支通商條約の締結からである。以來歐洲大戰に至る迄の日本の經濟的勢力は眞に熾々たるものであつたが、大戰を契機として躍進を遂ぐるに至つた。乃ち各貿易商社銀行業、航運業の對支進出となり各天會社は全支主要都市に支店等を設置し居留民も亦非常なる増加を示し漸次經濟的活動の基礎を確立した。この

間我國は列國と共に或は又別個に種々の權益を獲得、一八九〇年から一九〇〇年に至る間に支那沿岸及び内河航行權、通信機關の設置權、租界居留地の設定、更に鑛山の探掘買續權等を次々と獲得した。斯くの如き權益の獲得は必然的に投資を伴ふもので我國から支那へ流入する資本は巨額に達し、次第に先進列國を壓して英國勢力に内薄してきた。併しながら大戰後いくばくもなくして擡頭した排日貨打倒帝國主義の思想的背景の下に、進出せんとする日本資本を阻害し、加之戦後のパニツクは支那經濟界にも亦襲來相俟て日本の對支進出は一時停頓の相貌を呈した。しかるに昭和六年の滿洲事變の發生は先づ滿洲建國によつて滿洲の情勢を一變したのみならず昭和八年の塘沽停戰協定、同十年の梅河協定を相踵いで進み遂に最近の北支新情勢に即する全面的資本進出時代に到達したのである。而して數年以前迄の投資額は約十一億五千萬圓と推算されてゐたが、近年來の青島及天津邦資紡績の創設及増資額を通算約十三億前後と見たら大過あるまい。

借款によるもの
一四、二〇〇萬圓

軍事借款	一〇、三〇〇萬圓
交通借款	七、六〇〇萬圓
鐵道借款	一六、四〇〇萬圓
實業借款	二四、五〇〇萬圓
投資によるもの	
山東省	一四、〇〇〇萬圓
河北省	四、三〇〇萬圓
企業によるもの	
青島における紡績關係	一三、〇〇〇萬圓
山東省内の其他	一五、〇〇〇萬圓
天津における紡績關係	七、〇〇〇萬圓
天津における其他	三、五〇〇萬圓
北京における企業其他	七〇〇萬圓

諸條約及諸協定

條約及諸協定中には支那國を含む多數國間の條約及協定と支那を除く多數國間條約及協定と支那に關する日本と各國との條約及協定と單に我國と支那との條約及協定との四種類がある。

支那を含む多數國間の條約及協定

北清事變に關する最終議定書 一九〇一年九月七日

北清事變に關する連名公書並に交換公文 一九〇〇年—一九〇一年
北京公使館區域規則 一九一五年九月
支那參戰希望條件に關する覺書 一九一七年九月七日
ヴェルサイユ講和條約支那關係條款
清國輸入稅率改定に關する協定 一九一九年八月二十八日
支那稅關に關する條約 一九二〇年八月二十九日
支那改訂輸入稅率表 一九二二年二月六日
一九二九年二月一日
千九百一一年の清國政府五分利附貨幣改革及工業發展償還基金貨借款 一九一一年四月十五日
支那政府五分利附改革金貨借款 一九一三年四月二十六日
支那に關する九箇國條約 一九二二年二月六日
華盛頓軍備制限會議に於て採擇せられたる支那關係諸決議 一九二二年二月二日
上海國際及佛蘭西國居留地各會審衙門管轄の假規則 一九〇二年六月一〇日
上海公共租界會審衙門還附に關する臨時協定 一九二六年八月—十二月
及交換公文 一九二六年八月—十二月
支那を除く多數國間の條約及協定
支那に於ける門戶開放政策採用に關する列國の聲明 一九〇〇年三月二〇日
對支新借款團組織關係諸文書 一九一八年—一九二一年
對支新借款團規約 一九二〇年一月一五日
武器對支輸入禁止に關する協定 一九一九年四月二六日

武器對支輸入禁止協定廢棄通告 一九二九年四月二六日
 支那海軍擴張不援助申合廢棄決議要旨 民國一八年四月二六日
支那に關する日本と各國との條約及協定
 第一回日英同盟協約 明治三五年一月三〇日
 第二回同 同 三八年八月一二日
 第三回同 同 四四年七月一三日
 支那との關係に關する英國の對日聲明 一九一五年一月二六日
 日英同盟協約に關し日英兩國國際聯盟に對す 第一回大正 九年七月八日
 第二回大正一〇年七月七日
 日米間の太平洋方面に關する交換文 明治四一年一月三〇日
 日米間の支那に關する交換公文 大正六年一月二日
 日米間の支那に關する交換公文廢棄方に關す 大正一二年四月一四日
 日露休戦に關する議定書 明治三八年九月一日
 講和條約 明治三八年九月五日
 第一回日露協約 明治四〇年七月三〇日
 第二回同 明治四三年七月四日
 第三回同 大正五年七月三日
 日佛協約 明治四〇年六月一〇日
 修好條規 明治四年七月二九日
我國と支那との條約及協定
 明治四年七月二九日

通商航海條約並議定書 明治二九年七月二一日
 追加通商航海條約並附屬書 明治三六年一〇月八日
 大連海關設置及內水汽船航行に關する協定 明治四〇年五月三〇日
 臺灣事件交換條約及附屬議定書 明治七年一〇月三一日
 天津條約並附屬公文 明治一八年四月一八日
 休戰條約 同 二八年三月三〇日
 休戰延期條約 同 二八年四月一七日
 講和條約並議定書講和別約 同 二八年四月一七日
 臺灣受渡に關する公文 同 二八年六月二日
 奉天半島邊附條約並議定書 同 二八年一月八日
 滿洲に關する條約並附屬協定 同 三八年二月二日
 福建不割讓に關する交換公文 同 三一年四月二二日
 新奉及長吉鐵道に關する協約 同 四〇年四月一五日
 新奉及長吉鐵道に關する續約 同 四一年二月二日
 吉會鐵道借款豫備契約 大正七年六月十八日
 吉會鐵道建設請負契約 同 一四年一〇月二四日
 天圖鐵道敷設契約 同 一一年一月八日
 鴨綠江日清合同材木會社章程 明治四一年五月一四日
 鴨綠江採木公司章程 同 四一年九月一日
 間島に關する協約 同 四二年九月四日
 鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極 大正二年五月二九日
 支那外交總長發在支帝國公使宛開島方面關稅 大正八年五月三日
 三分の一減稅方承認の公文

滿洲五案件に關する協約 明治四二年九月五日
 滿蒙鐵道借款修築に關する交換公文 大正二年一〇月五日
 滿蒙四鐵道に關する交換公文 同 七年九月二四日
 滿蒙四鐵道借款豫備契約 同 七年九月二八日
 大正四年日支條約並交換公文 同 四年五月二五日
 鄭家屯事件往復文書 同 六年一月二七日
 無線電信建設契約 同 六年二月二二日
 有線電信擴張改良借款立替拂契約 同 七年二月二二日
 交通部電話擴 同 九年二月一〇日
 張借款契約 第一次 同 六年一月二〇日
 第二次 同 六年九月二八日
 有線電信借款契約 同 七年四月三〇日
 吉盛金礦森林借款契約 同 七年八月二日
 濟順高徐二鐵道借款豫備契約 同 七年九月二八日
 參戰借款契約 同 七年九月二八日
 共同防敵に關する交換公文 同 七年三月二五日
 陸軍共同防敵軍事協定 同 七年五月一六日
 陸軍共同防敵軍事協定實施に關する詳細の協定 同 七年九月六日
 陸軍共同防敵軍事協定第九條に基き第十一條第二項中戰爭狀態終了の時期に關する協定 同 八年二月五日
 海軍共同防敵軍事協定 同 七年五月一九日
 海軍共同防敵軍事協定第六條に

基き第八條第二項中戰爭狀態終了の時期に關する協定 大正八年三月一日
 日支軍事協定取消に關する交換文 同 一〇年一月二七日
 山東省に於ける諸問題處理に關する交換公文 同 七年九月二四日
 山東懸案解決に關する條約 同 一一年二月四日
 山東懸案解決に關する條約の締結に付日本及支那委員が一致したる議事録記載の了解事項 同 一一年二月四日
 山東懸案細目協定 同 一一年二月四日
 山東懸案細目協定 同 一一年二月五日
 日本帝國と支那共和國との間に締結せられたる協定 同 五年五月六日
 日支無線電信に關し日本帝國遞信省電務局と中國交通部電政司間に締結せられたる通信協定 民國二二年五月八日
 日支間大使公換に關する公表 昭和一〇年五月一七日
 日支無線電話開通に關する業務上の申合 同 一〇年一〇月二二日
 上海停戰協定 同 七年五月五日
 北支日支兩軍停戰に關する協定
租界權
 北支に於ける日本の租界は天津のみと云へる。濟南及

芝罘は各國との同居留地で所謂專管居留地ではない。又北京の公使館區域も行政權を保有してゐる點から考察すると同居留地乃至共同租界に類似してゐる。此の外居住及營業權のみを保有し行政權を持たぬ商埠地と稱するものは周村、青島、濰縣、鄒州の四箇所である。尙冀東防共自治政府樹立後は区内に於ける邦人の營業は商埠地同様の取扱ひを受けてゐる。

天津日本租界の設定は明治二十九年十月十九日日本專管居留地設定議定書

第一條 新開通商市港場に日本專有の居留地を置くことを安定し、道路管轄及地方警察の權は日本領事に專屬するものとす

第三條 日本政府は清國政府が清國に於て日本臣民の製造せる物品に對し便宜酌量して課税をなすことを允すべし、但し其の税は清國臣民が納むべき税に異なるか或は之より多額なることを得ず。

清國政府に日本政府より請求の上は早速上海、天津、厦門、漢口等處に日本專有の居留地を設けることを允すべし。

の二箇條に基き設立されたもので、以來多少の變遷を

に對し又は其の財産に關し民事訴訟を起すときは日本國官吏に於て之を審理判決すべし

清國臣民に對し又は其の財産に關し清國に在る日本國官吏或は臣民より起す所の民事訴訟は總て清國官吏に於て之を審理判決すべし

第二十二條 清國に於て犯罪の被告となりたる日本國民は日本國の法律により日本國官吏之を審理し其の有罪と認めたるときは之を處罰すべし清國に在る日本國臣民に對し犯罪の被告となりたる清國臣民は清國の法律に依り清國官吏之を審理し其の有罪と認めたるときは之を處罰すべし

第二十三條 清國臣民が日本國臣民に對して負債を償辨せず又は詐偽逃亡するときは清國官吏之を逮捕し其の負債を償還せしむることを務むべし、日本國官吏に於ても日本國臣民が清國臣民に對して詐偽逃亡し又は其の負債を償辨せざるものは處分することを務むべし

第二十四條 清國に在る日本人にして罪を犯し又は負債を償辨せずして詐偽逃亡したる者清國內地に遁し清國臣民の居住若し清國船舶中に潜伏するときは清

經て現在の三十八萬餘坪の確定となつたものである。尙之の外不割讓地と稱するものが一九三〇年五月二十五日日支間に公文書に依つて交換されてゐる。

右は山東省内及附近島嶼に對する日本のみ有する利權で該公文書に「何等ノ名義ヲ以ツテスルニ拘ラス外國ニ租與ハ讓與セサルコト」となつてゐる。此の公文書はワシントン會議に於て列國は不承認であつたが日支間に於ては依然として實在してゐる。

治外法權

日本と支那との間に治外法權の設定されたのは通商航海條約並議定書の北京に於て調印された明治二十九年七月二十一日からである。同條約及び議定書中治外法權に關する條は

第二十條 清國に在る日本國臣民の身體財産に關する裁判管轄權は當該日本國官吏に專屬す、日本國臣民或は一切の他國臣民又は人民より日本國臣民並に其の財産に係る訴訟は總て清國官吏の干渉を受くることなく日本國官吏に於て審理判決すべし

第二十一條 清國官吏又は臣民が清國に在る日本臣民

國官吏は日本國領事より請求次第日本國官吏に之を引渡すべし

又清國に在る清國人にして罪を犯し又は負債を償辨せずして詐偽逃亡したるもの清國に在る日本國臣民の住所若し清國領海に於ける日本國船舶中に潜伏するときは清國官吏より日本官吏へ請求次第之を引渡すべし

第二十五條 日本國の政府及臣民は其の現在效力を有する日清間條約諸條款に據り得たる一切の特權、免除及利益を享有することを更に茲に確定す且日本國の政府及臣民は大清國皇帝陛下より他國の政府又は臣民に現に附與し又は將來附與すべき一切の特權免除及利益を享有すべき事を特に茲に規定す

駐兵權

日本北支駐兵權は一九〇一年北清事變に關する最終議定書に依つて列國と均しく北京、海濱間の自由交通の維持公使館領事館及日本居留民を保護する目的から得たものである。なほ現在における北支兵備活動については叙述を要しないが支那事變の發端は停戰協定による日本權

益への支那側の抵觸にあると解されねばならぬ。

北支における列國軍の駐屯地	北京	天津	塘沽	唐山	秦皇島	山海關	昌黎
英國	○	○	○	○	○	○	○
米國	○	○	○	○	○	○	○
佛國	○	○	○	○	○	○	○
伊國	○	○	○	○	○	○	○

註 ○印は駐屯せるものを示す。

借款 鐵道

北支に於ける日本の鐵道借款は津浦線、京漢線に對する一部借款、京綏線の列國との混成借款、膠濟線の單獨借款、濟順未成線借款等である。尙鐵道(天津—石家莊)借款契約は調印未了のまま、今次事變を迎へ而も同政權解消せるため建設は今後の問題として殘されてゐる。

以上五鐵の日本借款額内容左の如し。

津浦鐵道	二千一百萬元
京包鐵道	一千四十萬元
膠濟鐵道	四千萬元
京漢鐵道	一千萬元
濟順鐵道前渡金	二千八十五萬五千元
合計	一億二百二十五萬五千元

肩替り日支合辦に改組す。

紡織關係 本書工業項目中の織維工業の部参照。

在支日本本店銀行信託會社一覽表

銀行名	本店所在地	支店
漢口銀行	漢口	漢口、上海
上海銀行	上海	上海、北平
天津銀行	天津	天津、青島
濟南銀行	濟南	濟南、青島
中華通業銀行	支那銀	支那銀
上海信託株式會社	上海	上海
泰和銀公司	天津	天津
天津信託興業株式會社	天津	天津
中日共益貯蓄株式會社	天津	天津

内地有力銀行の在支支店

銀行名	本店所在地	支店
橫濱正金銀行	橫濱	上海、漢口、青島、北平、天津(香港)
朝鮮銀行	京城	上海、青島、北平
臺灣銀行	臺北	廈門、福州、汕頭、香港
三井銀行	東京	上海
三菱銀行	東京	上海

投資事業

鐵山關係 鐵山關係の投資額其他は原始産業鐵業の項に詳述しあるも其の名稱を掲ぐれば左の通りである。

博山炭田	日支合辦 博東公司經營
坊子炭田	日支合辦 魯大公司經營
南定炭田	大倉組出資、魯大公司採掘
章邱炭田	日支合辦の五會社により經營さる
淄川炭田	魯大公司採掘經營す
大同保晉	日支合辦 同寶煤礦公司經營
考義縣炭田	日支合辦 日支合辦公司經營
楊家坨炭田	日支合辦 日本資本二十二萬五千元
龍煙鐵礦	日本側の借款六萬元、買權を有す
長城炭田	日支合辦 東拓出資經營
柳江炭田	日支合辦 日支炭礦株式會社經營
井陘炭田	日支合辦 興中公司經營

長城炭礦鐵道株式會社は今次の事變勃發直前決定せるものにして支那側現物東拓側銀百五十萬弗出資せるものである。

柳江炭礦は數年來盜掘問題を廻つて争はれてゐたものであるが、事變直前八分通りの決定をみた云ふもの。

井陘炭礦は事變前迄獨支合辦、獨逸側銀百五十萬弗、支那側三百五十萬弗の合辦、十月上旬獨逸持分を興中公司

住友銀行 5,000,000 大阪 上海、漢口
華南銀行 1,800,000 臺北 廣東

會社名	拂込資本金	設立年	資本關係
東亞興業株式會社	1,300,000	明治29年	興銀、安田、住友、大倉、久原
中日實業株式會社	5,000,000	大正二年	三井、三井、三井、商船その他等
東洋拓殖株式會社	3,000,000	明治四年	國家資本中心
興中公司	5,000,000	昭和十年	滿鐵關係
大倉組	5,000,000		大倉
日本特殊銀行團		大正八年	興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行
海外投資銀行團		(東京大阪十八行)	大正七年

文化事業 (諸外國を含む)

各國の對支文化事業は殆んど北京に集中されてゐる。目星しいものでは東方文化事業總委員會、日本の庚子賠款を以つて經費となし主として圖書蒐集を行つてゐるもの中華文化基金董事會、米國の庚子賠款を以つて教育及び其他の文化事業を管理するもので、國立清華大學社會調查所、靜生生物調查所、北京圖書館を經營してゐる。

次に列國經營の學校は左の通りである。

專門學校以上
國別 學校數 職員數 學生數
米 國 五 六三三 二、一八〇
佛 國 四 三八五 一、五〇〇
右の内主なる學校は米國にあつては燕京大學、財政商業專門學校、協和醫學校等で、佛國は中法大學商業專門學校、國立清華大學等である。

國別	學校數	職員數	學生數
佛 國	一	三〇	二五〇
英 國	三	三〇	二七〇
中 國	女子中學校		
國別	學校數	職員數	學生數
米 國	二	二一	二一〇
英 國	二	七五	八二〇
佛 國	四	四五	四四〇
向此の外佛國の經營になる師範學校が一枝ある。			
北京に於ける列國圖書館			
國別	圖書館數	藏書數	
日 本	一	八五、〇〇〇	
米 國	五	六九三、七九五	

日本人教育機關

北支における日本人教育機關中異色あるものは天津における中日學院(日支共學)共立學校(華人小學)、青島における青島學院(日支共學)、同商業學校(日支共學)であらう。

元來海外居住者にとつて子弟の教育問題は悩みの種となるものであるが、現在居留民の増加と共に教育施設も完備し些も不便はなくなつて來てゐる。殊に天津、青島の如きは小學校は勿論商業學校、中學校(青島のみ)女學校の外に青年學校等の設備迄あり、日本内地の田舎より遙かに勝つてゐる状態である。此の外北支各地に於ても至る所邦人小學校の施設が爲されてゐる。随つて北支に於ける日本八初等教育機關は先づ完全であると思つて差支ないが、昨今の北支時代到來と共に京津兩市の日本居留民の増加は新に中學校の施設を要求してゐる。

中日學院は東亞同文書院の分身であり創立當時は天津同文書院と云つたが大正十五年以後中日學院と改稱された。最初は専ら支那に活躍する日本人の教育に重點を置き大正十年以後は支那人教育をも併せ今日では寧ろ後者

佛 國 一 四四、〇〇〇

更らに列國經營の病院は日本一、米國三、獨逸一、佛國一、伊國一、合計七である。

尙日本が現在對支文化事業に投じてゐる金額は年額三百八十萬圓に上り、此の内百六十八萬圓の助成費を支出してゐるが、此の内譯に就てみると。

- 三十八萬六千圓 上海化學研究所
- 十六萬圓餘 東方文化學院
- 十萬圓餘 人文科學研究所
- 十二萬圓 近代科學圖書館(上海、北京)
- 五十四萬圓 青島華北產業研究所
- 九萬圓 滿蒙文化施設

以上の内米國は文化事業を其の對支政策の樞軸としてゐる關係上群を抜き列國中第一位を占めてゐる。而して其の目標は學校投資を第一とし、病院、教會これに次いでゐるが、これを日本の對支文化事業の着眼の相違と不振なるとに比較し從來屢々讀者間に問題視されてきたところである。即ちその學生に及ぼす影響の如何と、將來に於ける彼等の動向には尠からぬ注意を要すべきものがあるからである。

英 國

概 説

に重點を置いてゐる形となつた。經費は我が政府の負擔になり主として對支文化事業部がこれに當つてゐる。

今回の事變に於いて英國は露骨に國民政府援助の態度を示したがそれは列國を遙に凌ぐ在支權益の擁護のため外ならぬ。北支における英國の權益も列國中第一位に置かれるものであるが、併し事變は英國の期待を裏切つた方向に發展し其の權益も早晚變革を餘儀なくされるに至るであらう。なほ英國が在支權益の擁護に關しわが外務省へ持ち込んだ案件は百數十件に達した。即ち宇垣・クレーギー會談がこれであつた。

政治的權益

諸條約、諸協定

名	稱	調印其他の年月日
江青條約		一八四二年八月二十日
江青條約追加條約		一八四三年十月八日

- 通過税に關する宣言書 一八四三年六月廿六日
- 廣東、福州、厦門、寧波、上海五港通商章程 一八四三年十月八日
- 天津條約 一八五八年六月廿六日
- 天津條約第二十六條に基く通商規則を包含する協定 一八五八年十一月八日
- 北京條約 一八六〇年十月廿四日
- 芝罘條約 一八七六年九月十三日
- 總稅務司の地位に關する清國の宣言 一八九八年二月
- 英國清國間の通商關係に關する條約 一九〇二年九月五日
- 關稅自主條約 一九二八年十二月廿日
- 緬甸及西藏に關する條約 一八八六年七月廿四日
- 「シツキム」西藏條約 一八九〇年三月十七日
- 「シツキム」西藏條約附屬章程 一八九三年十二月五日
- 拉薩條約 一九〇四年九月七日
- 西藏に關する條約 一九〇六年四月廿七日
- 印度西藏間通商章程 一九〇八年四月二十日
- 揚子江沿岸不割讓に關する宣言 一八九八年二月
- 香港地域擴張に關する條約 一八九八年六月九日
- 威海衛租借條約 一八九八年七月一日
- 威海衛返還に關する英國の宣言 一九二二年二月一日
- 漢口英國租界還附協定並附屬公文 一九二七年二月十九日

九江英國租界還附協定並附屬公文 一九二七年二月二十日

英支南京事件解決協定文 民國十七年八月十三日

鎮江英租界還附協定 民國十八年十月卅一日

租界權 北清事變に關する最終議定書及び天津還附協定によつて得たる天津を專管居留地として保有してゐる列國は日、英、佛、伊の四箇國である。この外北京の領事館區域、芝罘、濟南の共同居留地、周村、濰縣、青島の商埠地は列國共有の權益である。

天津英國租界は一八六〇年專管居留地設定契約によりて設定せられ總面積六、一七六畝、天津列國租界中最大のものであるが現在に至るまで次の如き擴張經過を辿つてゐる。

原訂居留地 一八六〇年英國政府が支那道臺に交渉し該地域所有者並に居住者より公用徵收をなさしめ更に強制的買收を爲せる地域に對し九十九箇年間の永租權を得たもので面積も今日の約十分の一に過ぎなかつた。右地域土地權利は英人以外に讓渡する場合は許可を要することなつてゐる。

擴張居留地 政府の介在なく英國人が直接支那土地所有權者より買收せるもので一八九七年居留地に編入され

た英の行政權施行區域となつたものである。

舊米國居留地 一九〇二年米國政府の租借權放棄の際租界統治權の讓渡を受け天津海關道の公壁により其の權利を確實ならしめたものである。

海外租界地 英租界最大の地域であり將來の發展性を見越して一九〇三年支那政府に交渉の結果擴張したものを**駐兵權** 此の權利は北清事變最終議定書に準據し現在天津、北京、山海關を駐兵地とし將兵合計一、〇二八と發表されてゐる。

(猶日本の權益、駐兵權の項參照)

經濟的權益

借款上の權益

津浦鐵道借款 津浦鐵道の借款は第一次及び第二次より成るもので、日、英、獨の借款額は左の通りである。

日	五、九一三、六一四米弗
英	二、六八〇、八八一磅
獨	五、九八七、四八六磅

北寧(京山)鐵道借款 北寧鐵道は最初京奉鐵道(北京—奉天)と稱したが國民革命の北伐完成後北寧鐵道と改

稱滿洲國獨立により山海關以東は滿鐵に讓渡となり今事變において京山鐵道と稱されることとなつたが現在の借款額は左の通りである。

英	一、五一〇千兩
獨	七〇〇千兩
露	六〇〇千兩

京漢鐵道借款 京漢鐵道の借款は英國を主とし日、佛の諸國之に参加してゐる。

日	一、千萬元
英	二、五〇〇、〇〇〇磅
佛	二、五〇〇、〇〇〇磅
白	二〇〇、六三七磅
及	一〇六七千元

道清鐵道借款 本鐵道は山西、河南の鑛業資源開發の目的を以て設立されたる北京シンヂケートの建設になり一九〇五年地方民の回收運動にあひ支那政府が買收することになつたがその後一九一八年八〇萬磅の借款契約により再び北京シンヂケートをして承辦せしむるに至つた

浦信鐵道借款 本鐵道は未成線であるが一九一三年、一九一六年の二回に互り三〇七、二五五磅を起債してゐる。

その他の借款 滬煙沽正副水線借款は一九〇〇年開

事件の際北京、天津、上海間の通信社通し大東(英)大北(丁株)二会社が無許可にて敷設したる上海、芝罘、太沽海底無線電信を支那政府が借款の形式で買収したものは(二五八千磅)、その外地方借款のうち明確なるものは、財産保護借款(二〇萬磅)、協商局社債(一五〇萬兩)、北京シンジケートローン(四〇萬磅)小借款整理借款(七萬磅)等である。

事業投資

礦山

開源炭礦 同炭礦は北寧沿線の唐山、古冶を中心とした開平、灤州兩礦務局の合同經營體の稱呼であつて、開坑は光緒三年、採掘は開源礦務總局に依るもので英支合辦組織となつてゐるが實權は英國側で掌握してゐる。投資額は、英支合辦で三、一六〇磅と云ふが大半は英資に依るものである。尙同炭礦は近年日本の北支進出から利權讓渡説も一時傳へられてゐたが之が眞偽は不明である。然し日本側の北支政策は益々積極化の傾向にあるから或はこの噂の實現性は尠くない。礦區延長二十三哩、滿鐵

の調査によると石炭埋藏量四億噸と云はれてゐる。

開源門煤礦公司 資本三〇〇萬兩、英支折半出資、一九一九年より採掘開始、礦區九、二五六畝、埋藏量七七〇萬噸、日收採炭一二、〇〇〇噸、運出區域は京津一帶である。

中原煤礦公司 河南省營、資本金一、〇〇〇萬元、うち中原公司六〇〇萬元、福公司四〇〇萬元の出資、推定埋藏量約八千萬噸、年産約五二萬噸、掘出地は京綏線沿線および天津である。

焦作煤礦 福公司の經營、資本金二二四萬磅、埋藏量三四、〇〇〇萬噸、年産七〇餘萬噸で良質無煙炭である。一九二六年の反英運動の爲一部停業したが一九三二年復舊された。

商社による事業投資

商社による事業投資は本社が英本國或は上海にあること、極力投資額を秘してゐる關係上正確なる調査は困難であるが主なるものを擧ぐれば左の如くである。

稱名	本店	支店	資本金	本	要
英國電燈公司	天津	天津、北京、芝罘、濟南、青島	一、二一三、二七六兩	英租界工部局經營、區域は英租界内、發電機四臺、七、五〇〇キロワット	
亞細亞火油公司油房	英本國	天津、北京、芝罘、濟南、青島	六、〇〇〇萬磅	青島は代理店にして資本五〇萬元石油販賣業、天津、青島、濟南に油房あり天津油房一日の製造高三萬噸、青島一箇年賣上四〇萬タンク三個	
怡和洋行	香港	青島	一、二〇〇萬磅	海運輸出業、取扱能力一日羊毛棉花約二百噸、獸皮百噸	
隆茂洋行	天津	青島	三〇〇萬磅	海運輸出業、取扱能力一日羊毛棉花百噸、獸皮百噸	
平和洋行	同	同	一〇〇萬磅	海運輸出業、取扱能力一日羊毛棉花百噸、獸皮六〇噸	
新泰興壓榨桐包廠	同	同	一〇〇萬磅	一日羊毛棉花壓榨二五〇噸	
和記洋行屠牛場	同	同	五〇〇萬磅	屠殺冷蔵業、一日羊一五、〇〇〇頭牛三〇〇頭	
濟安水道公司	同	同	三〇〇萬磅	給水一日三、〇〇〇萬ガロン	
英美煙草公司	同	青島、天津、張家口	四、五〇〇萬元	本店英美合辦、各支店資本二〇萬弗	
大英煙草公司	同	青島	二〇萬元	當地資本二〇萬元、英美煙草公司の一部年産額一、五〇〇萬元	
頤中煙草公司	上海	天津、青島	五〇萬兩	本店資本不明、英美煙草公司の一部年産一、五〇〇萬元	
祥泰木行公司	同	青島、濟南	五〇萬兩	青島資本二〇萬元、製材、木材輸入、海運業を營み工場設備も相當完備してゐる	
太古洋行同	同	天津、青島	一五〇萬元	青島支店一五萬元、海運、保險を主要業務として廣東方面の砂糖輸入にも相當有力な商團を有してゐる	

和 記 洋 行	青 島	五〇萬兩	特產品輸出
和 記 洋 行	青 島	二〇〇萬元	個人經營の船舶業
怡 和 洋 行	香 港	一、二〇〇萬元	青島資本二〇萬元、船舶保險代理の外 一般輸出入貿易として綿糸、鷄卵の輸 出と化學肥料、船具、建築材の輸入を をなす
株式會社 エツクフオードモーター	青 島	五〇萬元	自動車販賣業
享 和 洋 行	同	七〇萬元	輸入業
和 記 洋 行	芝 罘	一〇〇萬元	船舶代理、自動車業
仁 德 洋 行	同	六〇萬元	青島支店資本五〇萬元、自動車(フオ ード代理店)その他保險一般貿易
大 來 木 行	濟 南	三五萬元	木材販賣一年二五〇噸
茂 記 洋 行	芝 罘	三〇萬元	青島支店資本二〇萬元、船舶、保險代 理、一般輸出入貿易、三十年の歴史を 有する老舗なるも近來業績は消極状態 にある
卜内門洋碱有限公司	上 海	二〇〇萬兩	化學藥品輸入に關し強力な地盤を有す 特に化學肥料、曹達類等の輸入に優位 を占めてゐる
培 林 洋 行	同	二〇〇萬兩	青島資本六萬元、鷄卵加工並に輸出
匯 豐 銀 行	香 港	英〇〇〇萬香港幣 二、〇〇〇萬兩	一八六四年の設立
麥 加 利 銀 行	天 津、北 京	三〇〇萬磅	一八八五年の設立
福 中 公 司	北 京、焦 作	一五四萬磅	英佛支合辦、主要投資は道清鐵道、焦 作炭礦

中 英 公 司	同	北 京
怡 和 公 司	同	北 京

投資機關

英國の對支投資機關の主なるものは匯豐銀行、麥加利

匯豐銀行を通じて行はれたる對支借款

借 款 名	借款額(千磅)	利率	償還期限	出 資 先
京 山 鐵 道 借 款	二、三〇〇	五分	一九〇五—四四	中 英 公 司
津 浦 鐵 道 第 一 次 借 款	二、〇〇〇	五分	一九一八—三八	華 華 公 司
同 第 二 次 借 款	一、一〇〇	五分	一九一九—三八	華 華 公 司
同 臨 時 借 款	三〇〇	五分	一九二一—四〇	中 公 司
匯 豐 匯 理 借 款	二、五〇〇	五分	一九一九—三八	中 公 司

文化事業

英國の文化事業はこれを事變前の日本に比較すれば格段の相違があるとは云へ、米、佛、獨には及ばぬ状態である。事業の主なるものは教育、病院、學校等である。詳細は日本の文化事業の項に併説してある。

概 説

米國は對支進出の立遅れにより支那におけ政治的權益の道を阻まれ經濟的侵略による外はなかつたのであるが

米 國

銀行、中英公司、福公司、怡和公司の五つである。就中匯豐銀行は一八六六年の設立以來美國政府の對支投資機關の主力をなす。左に各投資機關の内容を略示す。

一八九八年怡和公司と共同出資設立、主として對支鐵道利權獲得方面を擔當す
現在中英公司を通じて投資し、直接の投資はしない

其の經濟的支配策も棉麥借款、金銀交換協定等において失敗したまゝ、今事變に及んで居り、従つて貿易業以外重要産業に對する投資にもみるべきものはないが、たゞ文化事業においては北支列國中第一位を占めてゐる。

政治的權益

諸條約諸協定

名	年	月	日
望 厦 條 約	一八四四年	七月	三日
天 津 條 約	一八五八年	六月	十八日
天津條約追加條款	一八六八年	七月	廿八日
通商及訴訟手續に關する補足條約	一八八〇年	十一月	十七日
米支間の通商關係擴張に關する條約	一九〇三年	十月	八日
關 稅 條 約	一九二八年	七月	廿五日
支那移民取締條約	一八八〇年	十一月	十七日
仲 裁 々 判 條 約	一八九四年	三月	十七日
平和促進進條約	一九〇八年	十月	八日
北清事變賠償金のアメリカ合衆國割當額控除に關する交換公文	一九〇四年	九月	十五日
	一九〇八年	七月	

錦愛鐵道に關する豫備協約
 一九〇九年十月二日
 米支無線電信借款契約
 一九一〇年一月八日
 南京事件解決協定文
 民國十七年三月三十日
 租界權 米國は列國と同様北清事變最終議書及び天津還附協定に依つて天津に專管居留地を有してゐたが一九〇二年均等主義を採ると同時に專管居留地のみは返還してしまつた。然し乍ら北京の公使館區域、芝罘、濟南の共同居留地、青島等の商埠地に對しては列國同様の權利を保有してゐる。

駐兵權 米國駐兵權の根據は英國のそれと同様である。一九一二年及一九二八年に増兵し天津、北京、秦皇島を合し兵員一、四八〇人、重機關銃六五、輕機關銃一〇〇、砲一六門を有してゐたが今事變において天津の撤兵あり現有勢力は變つてゐる。

經濟的權益

借款上の權益 米國の對支進出は列國に立遅れたため北支にはあまり顯著な權益をもつてゐない。各借款は左の如くである。

道清水利事業借款 本借款の目的は淮河流域たる江蘇

省北部および安徽省東北部の洪水地方における治水事業にあり一九一四年米國赤十字社との間に二千萬弗の借款假契約が成立したが正式調印は歐洲大戰に妨げられたが然しこれが大運河借款の前身となつた。

日本共同大運河借款 之は前述の如く道清水利事業借款の變化したもので一九一六年四月米國廣益公司との契約になるが歐洲大戰後日本と參加し日本二五〇萬弗米國六〇〇萬弗の共同借款となつた。後一九二一年前記資金整理借款として日米兩國より九十餘萬弗が起債されてゐる。

京滬鐵道建設材料借款 本鐵道は列國合成借款となつ

名	稱	本店	支店
英米煙草公司	天津	青島、濟南	
倪京洋行工廠	同		
海京洋行工廠	同		
茂昌洋行	上海	青島	
滋美洋行	青島		
美孚洋行	紐育	青島	
公懋洋行	天津	青島、太原、濟南、北京	
大來洋行	桑港	青島、天津	

資

てゐるが一九三三年における現存額は米國機關車公司借款二八三萬弗餘、米國鋼鐵公司レール借款一二七萬弗餘となつてゐる。

中國航空公司借款 航空借款は元來中央政府借款に屬すべきも北支に關係する所が深いから此處に抽出した。本公司の資本は一千萬元で一九三〇年米國の飛運公司との借款である。

商社による事業投資

米國の投資事業は一般に運輸貿易業公益事業等が主となつてゐるが左の如くである。

本	摘	要
三〇萬弗	煙草製造販賣	
三〇萬弗	製絨織業	
一五萬弗	製絨織及毛絨業	
二〇〇萬元	青島資本一五〇萬元、鷄卵冷藏加工並に輸出入業	
一〇〇萬元	鷄卵加工、一般輸出入貿易	
一〇億弗	青島資本五〇萬元、石油業、所有油槽三	
不詳	青島支店五〇萬元、石油類自動車販賣	
一二五萬弗	青島資本五〇萬元船舶取扱並に木材南支續輸入	

亞當母新公司	青島
福華洋行	同
德士古煤油公司	紐育
勝家洋行	芝罘、濟南、青島、天津、北京
慎昌洋行	同
祥泰洋行	濟南
遠陽洋行	芝罘

投資機關

一九〇〇年以前にあつては米國の對支投資は殆んど問題とならず貿易は主として英國系銀行を通じてなされて

名	稱	本店	支店
花旗	銀行	紐育	北京、天津
美國	通運銀行	同	北京、天津
美豐	銀行	同	天津
大通	銀行	同	同

文化事業

米國の對支文化事業は重要な項目であり北支においては列國中第一位を占めてゐる山東における。列國の教

中華文化基金董事會があつて國立清華大學社會調查所、生物調査所北京圖書館を經營してゐる。米國資本による學校、圖書館の主なるものは左の如くである。

燕京大學(同圖書館) 輔仁大學(同圖書館)
 財政商業專科大學 協和醫學校(同圖書館)
 法文學校 清華大學(同圖書館)
 北京圖書館

佛國

概説

佛國は英國に次いで古くから支那に對する武力的侵略國である殊に注目すべきは事變直前頃から極東經營に本腰を入れたことでありこの傾向は事變を通じて益々顯著なるものがある。其の在支經濟利益は古くより存在するにもかゝらず從來帝政時代のロシアと結び或はペルギー財團の蔭にかくれてゐた關係上調査の資料に乏しい。

政治的權益

諸條約協定 佛支間に交された條約及協定中主なる

五〇萬元	自動車販賣(シボレー、トラック)
五〇萬元	保險一般輸出入貿易
二四、五〇〇萬弗	青島四〇萬元、石油類販賣、貯藏油槽
五二萬元	八個、年賣上高、燈油四二萬箱、機械
五〇萬元	油一萬ガロンガソリン五千三百箱
二五萬元	機械販賣
一〇萬元	土地、機械、自動車、鐵器販賣
	木材輸入
	輸出入業

みた。然るに漸次世界經濟における主要地位を確保するにおよび爲替銀行、投資機關設置の必要に迫られ一九〇一年以來花旗銀行をはじめ左の諸銀行が設立された。

本	摘要
一二、四〇〇萬弗	一九〇一年設立、一般銀行業務並に不動産、證券信託、商工業、仲立業及鐵山、運輸、土木、建築請負業をなす
六〇〇萬弗	一九〇六年設立、預金貸出、爲替、運輸
七三一萬元	一九一七年設立、預金、貸出、爲替、證券
五〇〇萬弗	一九二〇年設立、預金、貸出、爲替、證券

會數六九のうち米國四〇、青島、濟南、芝罘、北京、天津の外國病院二八のうち米國一五、又北支那における外國人設立學校全數一六二のうち米國は六六の多きに達してゐる。なほ此の外庚子賠款金をもつて設立せられたる

ものは左の如し。

名	稱	年	月	日
修好通商航海條約(青浦條約)		一八四四年	十月	廿四日
同(天津條約)		一八五八年	六月	廿七日
天津條約追加購和條約		一八六〇年	十月	廿五日
修好善隣に關する假條約		一八八四年	五月	十一日
修好通商平和條約		一八八五年	六月	九日
通商條約		一八八六年	四月	廿五日
追加通商條約		一八八五年	六月	廿六日
一八八七年六月廿六日の追加通商條約の補足條約		一八九五年	六月	二十日
關稅條約		一九二八年	十二月	廿二日
海南島不割讓に關する交換公文		一八九七年	三月	
東京隣接諸省不割讓の約束に關する交換公文		一八九八年	四月	
東京雲南府間鐵道、廣州灣、租借及佛蘭西人の郵便業務參加に關する交換公文		一八九八年	十一月	十六日
廣州灣租借に關する條約		一八九八年	十月	十七日
佛支南京事件解決協定文		民國十七年	十月	十七日
租界權 天津佛租界は日、英、伊同様專管居留地で一八六一年に設定したものである。設定當時は三六〇支畝であつたが一九三一年迄に數回の擴張を経て二千八百餘畝としてゐる。租界行政は佛國駐津領事が行政委員長となれる五名の佛人四名の外國人委員よりなる行政委員會				

により執行する英國租界と異り支那人は絶対に委員になり得ない。尙現在ではウエズ運河以西を盛んに買収しつつある。

公使館區域、共同居留地、商埠地に關しては列國と同様の權益を有する。

駐兵權 一九〇一年北津事變議定書に基き天津、北京、秦皇島、山海關、塘沽に駐兵す。將兵二、〇五四名、重機四八、輕機一二四、砲二八、戰車一〇を有し居留民の割合に兵備は多い。なほ通信機關として北京、天津、山海關間の無線電信がある。この外在海軍人より成る義勇隊がある。

經濟的權益

借款土の權益

商社による事業投資

名	稱	本店	支店	資
佛租界電燈公司		天津		二五萬元
永興面粉公司		同		一〇萬元
ウオーターマンコー		青島		五〇萬元
ボレーション		同		一八五萬元
儀品公司		濟南		

名	稱	本店	支店	資
佛國工部局經營				二五萬元
鷄卵加工業				一〇萬元
佛米支合辦ホテル業				五〇萬元
土地及建物業				一八五萬元

京滬鐵道借款

||英國の部參照||

正太鐵道借款 本借款は一八九八年露清銀行との間に二、五〇〇萬法で契約が出来たが一九〇二年改めて四、〇〇〇萬法を同行より起債(佛國の資金)し、一九三二年期限満了と共に支那政府に回收されたが其の後同成鐵道借款に對する元利支拂不能のため正太鐵道年利三分の二が擔保に入れられた。

事業投資

北支における佛國の事業投資は日英米に比較して誠に僅少である。投資においては獨、白にも及ばぬ状態で、鐵山投資の如きは皆無の状態にある。

名	稱	本店	支店	資
東方匯理銀行		巴里	天津、北京	一二、〇〇〇萬法
中法工商銀行		天津		五、〇〇〇萬法
義品權款銀行		巴里	天津	七、〇〇〇萬法

文化事業

佛國の文化事業は一般投資事業に比して若しく列國中第二位、教會、學校、病院を經營す(日本文化事業の部參照)

伊太利

概説

北支における伊太利の權益に關しては特記するほどのものなく殆んど列國共通の權益に限られ投下資本に關しての利權も殆んどない。たゞ國民政府が抗日戰備に狂奔するに至り軍需品關係においてやゝ飛躍的動きを示してゐたに止まる。

政治的權益

諸條約諸協定
伊支南京事件解決協定文 民國十七年十月八日
修好通商暫定條約 一九二八年十一月二十七日
租界權 一九〇一年の條約により天津專管居留地(面積約七七一畝)を設定したが北京、青島、濟南等における共同居留地、商埠地に關しても列國同様の權利を有してゐる。

駐兵權 天津、北京、山海關に駐屯し一九二五年以來海兵三箇中隊を増派常駐せしめてゐる。將兵三二六人、重機關銃六七、砲四、の勢力を有し駐屯通信機關として北京山海關に無電がある。

經濟的權益

投資機關 北支における伊太利の事業投資は殆んどく僅か數名の貿易業者を數ふるに過ぎず、投資機關には華義銀行(本店上海、資本百萬米弗)の天津、北京支店があ

り一般銀行業務の外貿易及爲替業務を取り扱ふ。

獨逸

概説

獨逸の北支政策は山東省内に於ける自國宣教師二名殺害事件の發生に乗じて膠州灣を中心として山東省一帯に權益を設定した。然るに世界大戰の結果該權益の總てを喪失したのみでなく、列國と共有の租界權駐兵權等回收の憂目に遇つた。しかし戰後特にナチス擡頭以來の獨逸は爲替管理、輸出保證等の制度を整備し貿易、航空、軍事の各部門にわたり飛躍を示して來てゐるのである。

諸條約諸協定

膠州灣委任に關する條約 一八九八年三月六日
 山東鐵道章程 一九二一年三月廿一日
 獨支協約並附屬公文書 一九二一年五月二十日
 通商條約 一九二八年八月十七日

經濟的權益

借款上の權益

津浦鐵道借款 第一次第二次借款は英國と共同出資である津浦鐵道德華銀行立替金(津浦臨時借款)

一九三二年津浦鐵道建設に當り工事費として德華銀行より年利七分約九〇萬磅を借入れた。

京滬鐵道借款 一九二四年獨逸アコリソント商會より一三、七五〇磅を借入れたものが其の後本利權を全部德華銀行に移讓した。

事業投資

礦山投資 獨逸の礦山投資としては井陘炭礦が唯一で同礦は獨支合辦獨逸側百五十萬元支那側三百五十萬元の投資であつたが昨年十月上旬我興中公司に肩替り讓渡した。

鐵道投資 京漢鐵道黃河鐵橋材料借款一、〇〇〇〇萬元

航空利權 ルフトハンザ會社は一九三一年國民政府と歐亞連絡航空契約を成立せしめ資本金三〇〇萬元のうち三分の一を獨逸出資とし且つ技術上の一切の權益を獲得した。

商電投資 北支那における獨逸の商社は一九三〇年末において二〇〇餘を數へたが概して小資本のもの多く特記すれば次ぎの如くである。

名	稱	本店	支店
魯	麟洋行	上海	天津、北京、濟南、青島
禮	和洋行	上海	天津、北京、太原、濟南、青島
古	德洋行	青島	青島
大	成洋行	同	青島
美	最時洋行	ズレー	天津、青島、濟南
正	昌洋行	天津	青島
德	孚洋行	上海	天津、北京、濟南、青島
吉	利洋行	青島	青島
禪	臣洋行	ハンブルグ	天津、北京、太原、濟南、青島

其他濟南には鷄卵加工業の天成蛋物公司等がある。

投資機關 支那における投資機關は德華銀行(資本四六〇萬磅)一つであり同行は獨逸有力銀行十三行の共同出資で大戰前は獨逸の投資機關として重要な位置を占めてゐた。資本は四六〇萬圓で北京、天津、青島に支店あり一般銀行業を行つてゐる。

白耳義

資本

摘要

五〇萬元	青島支店資本一〇萬元、保險代理、卵製品輸出、藥品輸入販賣
五萬兩	青島支店資本二〇萬元、保險、船舶代理、特産輸出其他一般貿易
一〇萬元	通關、貨物測量、酒、煙草輸入
二〇萬元	船舶、保險、一般輸出入貿易
不詳	青島支店資本三〇萬元、船舶、保險、一般輸出入嶗山汽水工廠經營(年産サイダー一五萬打)
四〇萬元	各種煙草輸入販賣
不詳	青島支店資本一〇萬元、肥料、染料、化學藥品輸入
二〇萬元	一般百貨輸入販賣
一〇萬元	輸入雜貨、自轉車、バラフィン、建築材、飲食料、化學藥品、輸出特産、保險業

白耳義の對支權益の中で鐵道借款に於ける活躍は目覺しきものがあつたがこれは露佛の恩賜としてあつて、独自の經營にかゝる北支唯一の利權は比商電部電燈公司である。

政治的權益は北清事變により列國と同様の權益を得たが一九二九年の白支協定によつて駐屯軍權等の消滅をみてゐる。

政治的權益

白耳義は一九〇一年九月の北清事變の最終議定書及天津還附協定に依つて列國同様天津に於ける專管居留地の設立及駐屯軍權等を得たが其後天津に於ける白耳義租界は何等の施設も無く遂に一九二九年八月三十一日白耳協定によつて專管居留地は還附した。従つて北寧沿線に於ける駐屯軍權も同時に解消したのである。然し共同居留地及商埠地に於ける利権は今尙保有してゐる。因みに天津に於ける舊白耳義租界は特別第四區と稱してゐる。

諸條約・諸協定

修好通商暫定條約 一九二八年十一月二十八日
天津白耳義租界還附協定 一九二九年八月三十一日

經濟的權益

借款上の權益

京漢鐵道借款 華北銀行を通じて一四六、六三八・〇〇元。

京漢鐵道借款 一九二二年京綏鐵路包寧間材料購入に關する八分國庫證券に應じたもので實際交付額は八〇萬磅(契約額三三〇萬磅)である。なほ借款條件として將來京漢鐵路において支線又は延長をなす場合材料賣込の優先權が附隨してゐる。

關海鐵道に關する借款 比公司借款(一九二二年)、比荷借款(一九二〇年—一九二三年)、一九二四年度短期借款、一九二五年短期借款等は何れも關海鐵道に關係する。尙個人借款として一九一六年北京大學の建築に際し義昌公司が二〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅、一九一八年北京女子師範建築に同じく義昌公司が四五、〇〇〇元の借款を與へてゐる。

事業投資

比商電氣公司 現在の資本六五〇萬法日支合辦の天津電氣会社が昨冬より送電開始と決定するや早くも悲鳴を上げ近き將來に日本側或は電氣公司側の買収するところとならん。(工業之部参照)

投資機關

白耳義の對支投資機關には華比銀行がある。一九〇二

年三月の設立になり資本關係において佛國及露國と關係深い。従つて佛國及び露國の對支投資は往々本銀行を通じて行はれた。その資本二億萬法、本店はブラッセルにあり、天津に支店がある。

奧太利及丁抹の權益

此の兩國には特筆すべきものもない。一九三〇年南京に開かれたる外債整理委員會に提示せられたるものに奧太利分は一九二二年の奧太利借款及び瑞起洋行借款の確實擔保借款があるに過ぎない。丁抹には滬煙沽正副水錢借款がある。

天津英佛租界邦人引揚問題

天津は北支唯一の國際都市で、日本租界を初め英佛伊の各國租界があつて従來とかく、各租界間の外交交渉のうるさいところであつた。事變の勃發以來わが官憲は第三國人の生命財産ならびに權益を保護しあくまでも第三國との親善を促進せんとする帝國の根本方針に基いてあきらゆる機會、あきらゆる問題に就いて租界當局に對して謹

恭の態度を以て積極的協調をはかつて來てゐたのである。その結果イタリ租界當局の如きはよく我が方の誠意を理解して圓滿なる協調をなして來てゐるが、英、佛兩租界當局は故意にわが方の誠意を曲解して、わが通商及商業取引に妨害をなすほか、事毎にわが方の方針に副はざる態度を示して來たのである。すなはちこれに乗じた抗日分子の經濟擾亂を目的に不法紙幣印刷放火事件、不穩文書發行等をなしこれに對し英佛租界は權益を盾として抗日分子に温床を與へる結果となつた。よつてわが軍當局は各關係當局と協議のうへ八月末兩租界在住邦人および同商社に對し引揚げ斷行の事を發表し「二週間以内に引揚準備を完了せられたし、何れ引揚げの實施は命令を以て指示する」旨の訓示がなされた。その後邦人の他地區に引揚ぐるものは相當數に上つたが十一月十日現在までに大商社中移轉を見たものは興中公司、國際運輸等のみでその大部分は未だ諸種の事情から兩租界に止つてゐる併し當局の意圖するところ餘程徹底的なものであるだけにこれらの引揚實現も後幾許もないものであらう。

高野精肉店 日界福島街 魚肉
 天津報國商會 日界大和街 同
 日滿漁業(株)會社 日界浪速街二四ノ三 鮮魚輸入
 (株)林業商店北支所 日界須磨街四ノ一 鮮魚輸入
 山營林業 日界桃山街九ノ一三 鮮魚
 菅沼タイプライター 日界旭街サクラダン タイプライ
 出張所 スホール前 タイ
 日本タイプライター 日界福島街四一ノ二 タイ
 (株)會社出張所 日界福島街四一ノ二 タイ
 (株)進和商會出張所 日界須磨街一〇ノ五 鐵工
 (株)天津鑄鐵工廠 工場楊家莊 鐵
 (株)東洋什器會社 海光寺六星臺中日學 同
 (株)中山鋼業所 院前 同
 (株)滿洲工廠出張所 法界三〇號五三 鐵工業並販

電業並電氣材料其他

池田電機工業所 日界住吉街 電氣材料
 大關洋行 日界芙蓉街 同
 玉章公司 日界旭街一八ノ二 同
 沖電氣會社駐在所 日界淡路街 電機
 春日電氣商會 日界春日街 電氣材料
 河北電機工業所 日界橋街 同

(表) 義昌洋行 日界旭街三ノ二 電氣材料
 北村洋行分店 日界旭街二ノ一 電機
 共立電機工業所 日界春日街 電氣材料
 協利電氣(株)會社 日界秋山街鼎新里一 電氣器具及
 出津電氣公司 日界旭街三二 電氣材料
 伍賀電氣商會 日界住吉街 同
 國際電業公司 法界七號路 同
 聚福洋行 法界一號路五一 同
 大平洋行 日界壽街一六ノ二 同
 中日電業股份有限公司 日界壽街一三ノ二 同
 天津電業股份有限公司 特一區大沽路 電氣分解及
 天津電氣(株)會社 日界福島街六ノ一 電氣材料
 東亞電氣商會 日界明石街 電氣材料
 東京電氣(株)會社 日界芙蓉街 電氣材料
 出東京電氣(株)會社 日界伏見街 電氣材料
 東亞電氣商會 日界松島街 電氣材料
 中村商會出張所 日界松島街 電氣材料
 西原商店出張所 日界春日街八 電氣器具
 日華電氣公司 日界新壽街 電氣材料
 日本電氣會社出張所 日界花園街 電氣材料
 富士通信機社駐在所 日界須磨街 同
 富士電氣會社事務所 日界須磨街 同
 古河電氣工業(株)會社 日界明石街九 電氣工業

(株)三吉麵粉廠 日界山口街三井洋行 製粉
 日清製粉(株)出張所 佛界新華大樓 同
 日東製粉(株)天津所 日界住吉街四ノ五 同

染料

維新化學工業社工場 特一區柳莊子同義里 染料工業
 大阪合同(株)出張所 日界芙蓉街三二ノ八 染料
 瑞祥洋行 日界壽街 同
 大生洋行 日界桃山街二ノ一 同
 大清洋行 日界宮島街三一ノ三 染料
 (表) 大清染料工廠 海光寺八里臺 硫化里其他
 西川商行 日界榮街九ノ三 染料
 福善洋行 日界春日街三四ノ一 同
 福美洋行 日界福島街 同
 茂壽洋行 日界壽街 同
 (表) 大和化學染料工廠 特三區大馬路三九 硫化黑其他
 和記洋行 日界宮島街 染料
 岩崎洋行 日界常盤街一〇ノ一 船泊倉庫
 國際運輸倉庫 法界四號路 船泊倉庫
 信記倉庫 日界山口街 同
 大連汽船倉庫 佛界六號路 同

中裕倉庫 日界明石街 倉
 天津信託倉庫 日界山口街 同
 天津倉庫 日界山口街 同
 (株) 東興洋行 法界二號路三七 同
 白河船會社 特一區海河路 同
 北支棉花(株)會社 特一區杭州路 倉
 華北東亞煙草(株)會社 日界三島街四 煙草工業
 奉東洋行出張所 日界淡路街協和里一 煙草製造小
 (株) 中和公司 日界三島街四華北東 同
 亞煙草會社內 同

鮮魚

山本製製造所 總站大經路一三 鮮魚
 門七美商會 日界春日街三二 同
 森田會 日界松島街七ノ三 同
 村田會 日界春日街三二 同
 備後會 日界春日街三二 同
 太田會 日界春日街三二 同
 岩橋會 日界春日街三二 同
 明石會 日界春日街三二 同
 安華界河北大經路 日界春日街七ノ四 鮮魚
 魚肉

瑞寶洋行	華隆洋行	日界住吉街一ノ五ノ一	石鹼材料釘
清家商店	特一區中街三七	製造	製造
泰興洋行	華界平安大街六四	ネオン製作	ネオン製作
泰昌洋行	日界青日街五ノ二六	看板裝飾	看板裝飾
大亞聖井公司出張所	日界吉野街四ノ二〇	敷物	敷物
大興公司	日界須磨街三ノ一	苦汁賣買	苦汁賣買
大日本東公司	日界福島街二	苦力供給	苦力供給
高野精肉店	特三區	工業	工業
高橋勝三	日界福島街二ノ三	肉商	肉商
中日公司	日界福島街七ノ一	製鍊製鐵	製鍊製鐵
朝鮮商工(株)會社	日界松島街一〇	電氣材料其	電氣材料其
鶴谷洋行	法界一號路一	植木	植木
天津工業(株)會社	日界壽街九	興業	興業
天津興信會社	特三區七緯路一〇三	製水	製水
天津製水冷蔵(株)會社	日界壽街一六ノ九	製馬	製馬
天津萬國體育賽馬會	日界住吉街七	製馬	製馬
天津朝鮮人民會	英界二九號路一二九	製馬	製馬
浪速會館	日界秋山街一六	製馬	製馬
二華洋行	日界福島街一一	製馬	製馬
日華化學工業(株)會社	日界明石街一八ノ四	製馬	製馬
日華化學工業(株)會社	日界春日街二六ノ四	製馬	製馬
日華化學工業(株)會社	日界松島街一〇	製馬	製馬

蒙疆概観

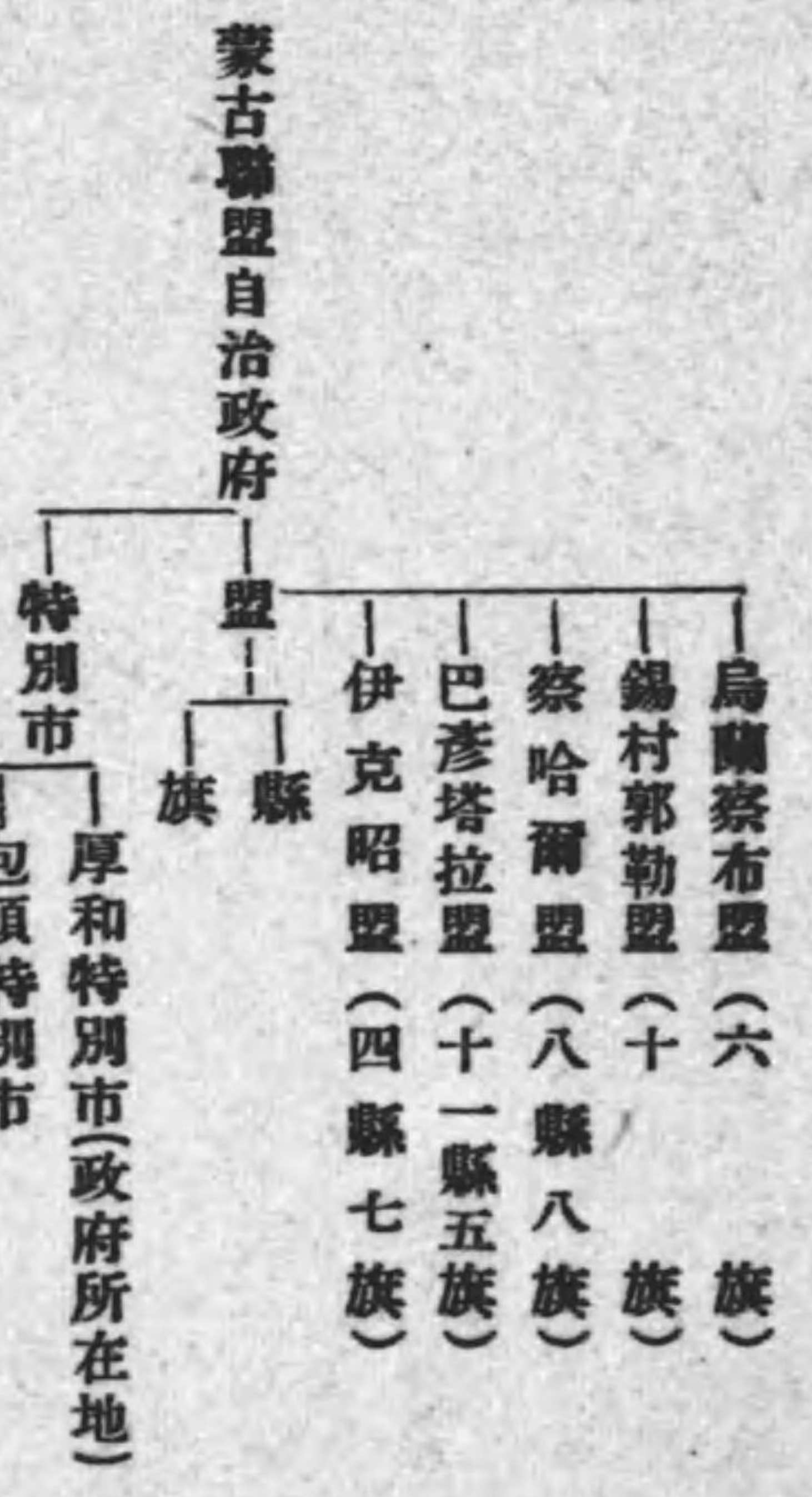
蒙疆の概念

事變後蒙疆なる概念はすくなからぬ變化を示した。民國二十六年九月四日察南自治政府の成立と共に舊察哈爾省外長城線以南、内長城線以北の十縣は國民政府統轄の編制を脱し翌月十五日山西省内長城線以北十三縣は同省から分離獨立して晉北自治區と改稱され、十月二十七日蒙古聯盟自治政府の成立により従來の綏遠省政を廢棄して察哈爾省の外長城線以北を交へ同自治區を現出し舊來いはゆる北支五省の中二省に數へられた察哈爾、綏遠兩省は解消し三政府聯合新形態の獨立政權が現出した。

蒙疆三政權新行政區劃

- 察南自治政府 — 縣 (萬全縣外十縣)
- (市) 張家口 (政府所在地)
- (大同外十三縣)
- 晉北自治政府 — 縣 (一區一村一團)
- (市) 大同市 (政府所在地)

日本軍需品商會	日界花園街二一	銃砲火藥
日本鋼管(株)會社	法界二路三菱公司內	鋼管
扶桑工業(株)會社	日界福島街一〇	工業
富士通信機(株)會社	日界明石街九古河公	通信機
武崎洋行	海河路	骨粉
藤崎洋行	日界松島街一一ノ四	木炭
藤和洋行	日界東馬路三三	ベニヤ板
平井洋行	日界須磨街二五ノ二	蠟燭
堀井洋行	日界旭街一ノ五	騰寫版及文具
滿洲日日新聞販賣所	日界須磨街二〇ノ一	新聞販賣
宮本商店支店	法界七號路	絨氈
明光社	日界松島街三五ノ五	圖書
柳販賣店	英界二八路一七	裁縫具
山田司法代辦事務所	日界須磨街二三	代書
山葉洋行	華界東馬路二二	樂器
吉岡司法代辦事務所	日界常盤街一一ノ二	代書
吉岡洋行支店	日界明石街一ノ五	工業、鑄造
利亞洋行	法界二四路一一九	工業用品
理化工業(株)會社	華界東馬路南緯街一五	工業用品
出光張	日本自動車會社出張所上	工業用品
(株) 隆光公司	法界二四號路一	工業用品



察南自治政府 (十縣)

縣 (舊察哈爾省長城以南十縣) 宣化 懷來 龍關 懷安 萬全 蔚 延慶 赤城 陽源 涿鹿

政府所在地張家口 (萬全縣)

事變一年小史 舊軍閥潰滅と共に従來南京政府より任命派遣されてゐた各縣々長並幹部は逸早く遁走し従前の各縣政府は自然解消の狀態となつたが昭和十二年九月四日政府成立するや直ちに各縣地方代表的有力者を幹部とせる各縣治安維持會を結成せしめ時局の收拾に任ずると共に政府政治工作班の地方巡回指導の下に縣行政の常道復活に努めた。十三年一月元日蔚縣公署の開設を見たのを嚆矢として各縣治安維持會は解散して新組織による管

下十縣公署の開設を同月二十四日完了した。縣の下にある自治體たる鎮鄉村は保甲制と合體せる鎮村制によつて治められ縣行政の重點は治安の確立に置かれてゐる。

晉北自治政府 (十三縣)

縣(舊山西省北部内外長城線内十三縣)

- 大同 渾源 朔縣 陽高 天鎮 靈邱 右玉 左雲
- 懷仁 山陰 廣靈 應縣 平魯

政府所在地大同(大同縣)

事變一年小史 閻錫山政權の壊滅と共に十三縣の中一縣に日本軍が駐屯し九縣に縣政府を組織し毎月二十五日縣長會議が開かれるやうになつた。同時に縣以下の組織を擴大し區村長の人選は嚴格を極めてゐる。

蒙古聯盟自治政府 (二特別市五盟)

盟(舊察哈爾省長城以北五盟)

- 烏蘭察布盟公署(六旗)
- 四子部落、喀爾喀右翼、茂明安、中公、東公、西公
- 錫林郭勒盟(十旗)
- 東烏珠穆沁、西烏珠穆沁、東浩濟特、西浩濟特、東阿巴嘎、西阿巴嘎、東阿巴哈納爾、西阿巴哈納爾、東蘇尼特、西蘇尼特
- 察哈爾盟(八縣八旗)

- (縣) 多倫、張北、寶源、崇禮、尚義、高郡、德化、康保
- (旗) 正藍、正白、肅黃、肅白、太僕、寺左翼、同右翼、高郡牧場、明安牧場
- 巴彥塔拉盟(十一縣五旗)
- (縣) 興和、豐鎮、陶林、集寧、涼城、薩、包頭、武川、托、和林、固陽
- (旗) 正紅、肅紅、肅藍、肅黃、土默特
- 伊古昭盟(四縣七旗)
- (縣) 五原、臨河、東勝、澤野
- (旗) 坑錦、準嘎爾、郡王、札薩克、達拉特、鄂托克、烏審
- 特別市(二)
- 厚和特別市、包頭特別市
- 政府所在地厚和蒙特

地理

位置 蒙疆三自治區の位置は東方興安嶺を境に滿洲國に接し北方一帯はゴビの沙漠で漠北に赤色外蒙古があり南は内長城線を境に支那本部に、西は寧夏および甘肅に續いてゐる。内外長城線に圍まる、東南隅の一角を二分して察南、晉北の兩自治區、他の大部分は蒙古自治聯盟となつてゐる。

する京包鐵路沿線の地勢は大體大同から平地泉の間を最高線として東西へ漸次高度を減じこの地帯は陰山山脈の支脈に屬する部分で平地泉の西約四十軒の十八台驛は海拔一、五七九米で本線における最高の地點である。大同以東は陰山、太行兩山脈の接合地帯で永定河の上流たる桑乾河がこの間を貫流しその限界を劃し路線はその支流たる洋河および南洋河の河合に沿ふて下り東端に近く太行山脈の餘勢、七五五米の八達嶺を越へ急降下して河北の平野に達する、西は十八台の稜線を越ると路線の北側に沿ひ陰山の幹脈が聳立し内蒙古の地域を南北に二分し遠く西へ伸びその南側は黄河の支流たる黒水河がその流域を横めつゝ黄河を越えて遙かにオルドスの平原に續いてゐる。

氣象 河北の平野から大行山脈を西に越ゆると氣象は急に大陸的な特性を強め晝夜の氣温の變化、寒暑の差は次第に著しくなるが大行、陰山の兩山脈の間に狭まれた京包鐵路沿線の地ではその度合はさして目立たない、氣温を北京、張家口、厚和に就き比較すれば左の如くである。

各都市平均氣温及降水量表 (攝氏・度)

都市	一月 氣温	七月 氣温	降水量 (年間)
北京	11.5	26.5	560
張家口	11.3	19.3	400

厚和 (一五九) 三人 四〇〇耗
風は夏季東南の季節風が吹く關係上降水量もこの期間に多く冬期は寒冷な西北風が吹き降雪の量は極めて少い。
右大體において寒さは滿洲の奉天以南位に相當し暑さも平均氣温は遙かに低く夏季は凌ぎよいとされてゐる。
面積人口 面積約六十萬平方軒、人口約五百五十萬である。

類別	面積(約)	人口
察南	三三〇〇方軒	一、四六六、四一七
晉北	三三〇〇方軒	一、五二五、二四六
察北	五七〇、九方軒	二、五三六、五四三
蒙聯	六五、九方軒	五、五八、二〇五

察南各縣土地面積方里統計表

縣別	土地面積方里	說明
萬全縣	7,000	查各縣土地面積
宣化縣	11,000	均無確實報告表

察南管內各縣人口表 (民國三十年二月在現)

縣名	村落數	男	女	計
赤城	二六三	五〇,九二二	二六,三〇七	七六,八八九
龍關	二二二	三三,二八八	一〇,〇四六	四三,三三四
陽原	二二二	五五,九五五	二二,六一一	七八,五六六
懷安	二二二	四三,九九四	一五,三五一	五九,三〇五
懷來	二二二	八六,〇六一	三三,三六一	一二九,三七二
延慶	二二二	五三,〇〇六	一五,〇三三	六八,〇三九
蔚縣	二二二	七五,六九四	二五,七六七	一〇一,四六二
宣化	二二二	一〇四,九九九	三〇,九九九	一三五,九九八
張家口	二二二	一〇四,九九九	三〇,九九九	一三五,九九八
總計	二二二	四一〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇

列數目係參照縣志地圖填註

察南管內各縣農戶數表

縣名	總戶數	農民戶數	農人口數
赤城	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
龍關	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
陽原	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
懷安	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
懷來	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
延慶	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
蔚縣	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
宣化	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
張家口	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
總計	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇

資源產業

概況 蒙疆は近代的商工業においては北支とは比較にならぬほど格段の劣勢にあるが産業資源としては石炭、鐵礦、羊毛、獸皮その他畜産物において見るべきものあり、殊に羊毛獸皮類は蒙疆産業の大宗ともいふべきもので最近石炭、鐵礦の開発もその緒につかんとしてゐる。資源産業各種統計は概ね察南自治區のそれを記載して他の二省の状況を累算することにした。

農業

農業は一般に近代に至つて移住した漢人およびその子孫の手によつて營まれてゐるが依然農耕法の域に低迷し或は掠奪農法を繰り返して土地の生産力發展を阻害せしむる結果となつてゐる。最近日本又は歐米の影響を受け農事試験場などの設立も見たがこれとても微々たる成果をあげてゐるに過ぎなかつた。

蒙疆地方の耕地及農戶數表

地區名	耕作面積	一農戶當
察南	六六七,〇五五	一農戶當

察南自治政府事變前管內各縣農戶數表

縣別	總戶數	農民戶數	農人口數
赤城	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
龍關	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
陽原	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
懷安	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
懷來	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
延慶	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
蔚縣	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
宣化	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
張家口	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇
總計	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇

察南各縣農戶數統計表

縣別	自耕農	半自耕	佃農	商戶	計
赤城	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
龍關	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
陽原	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
懷安	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
懷來	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
延慶	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
蔚縣	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
宣化	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
張家口	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
總計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇

種類	縣別	萬全	宣化	蔚縣	懷來	懷安	陽原	涿鹿	延慶	龍關	赤城	計
高粱		250,000	260,000	90,000	170,000	237,000	82,000	140,000	220,000	1,000	90,000	1,100,760
大豆		180,000	1,100,000	1,100,000	180,000	160,000	60,000	200,000	100,000	15,000	60,000	4,435,000
小豆		400,000	600,000	600,000	400,000	140,000	500,000	200,000	100,000	1,000	60,000	4,435,000
綠豆		2,000,000	800,000	300,000	2,800,000	500,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000	1,000,000	11,100,760
大麥		2,000,000	300,000	300,000	2,800,000	500,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000	1,000,000	11,100,760
蕎麥		900,000	300,000	300,000	2,800,000	500,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000	1,000,000	11,100,760

察南各縣農作物產量數目表 (單位擔 每一百斤)

品名	地別	張家口	大同	豐鎮	平地泉	其他	總計
馬鈴薯		285,000					285,000
藥草							
煙草							
豌豆		10,200					10,200
蠶豆							
蕎麥							
洋麥							
大麥							
芥子							
高粱							
綠豆							
黃豆							
黑豆							
紅豆							
黃豆							
總計		285,000					285,000

京包鐵道沿線雜穀各地出廻豫想高 (單位千担屯) 八月現在

察南事變前各縣已耕地數目表

縣別	已耕地畝數	縣別	已耕地畝數
萬全縣	55,000	陽原縣	87,700
宣化縣	1,350,000	涿鹿縣	355,000
蔚縣	1,381,100	龍關縣	285,133
延慶縣	279,200	赤城縣	352,126
懷來縣	633,050	總計	6,677,550
懷安縣	608,028		

(註) 萬全宣化涿鹿懷安涿鹿等縣均有水田種稻米高粱糜子等。

察南各縣特產物品名稱產地一覽表

名稱	產地	用途
生皮	各縣	耕種、食品
獸毛	各縣	作皮件、皮衣、等項
香牛皮	張家口	作毡毯、紡織、靴襪等項
起皮	宣化	作皮靴箱子等項
葡萄皮	懷來	作皮衣等項
藍皮	蔚縣	食品釀酒
大石	蔚縣	染色
陽原	陽原	紡織麻繩麻袋等項
口城	張家口	食品製肥皂

察南各縣積穀數目表

縣別	積穀數目	縣別	積穀數目
萬全縣	245,970	懷安縣	64,038
宣化縣	3,679,296	陽原縣	1,052,000
蔚縣	712,587	涿鹿縣	827,520
延慶縣	3,033,350	龍關縣	2,480,990
懷來縣	1,789,788	赤城縣	2,487,300
總計	22,522,159		

蒙疆地方區域別品種別農產物表 (單位擔)

品種	察南	晉北	蒙聯	合計
小麥	4,830,000	4,830,000	4,830,000	14,490,000
大麥	4,830,000	4,830,000	4,830,000	14,490,000
燕麥	7,000,000	7,000,000	7,000,000	21,000,000
高粱	7,000,000	7,000,000	7,000,000	21,000,000
玉米	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
粟	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
米	3,800,000	3,800,000	3,800,000	11,400,000
黍	3,800,000	3,800,000	3,800,000	11,400,000
大豆	1,075,000	1,075,000	1,075,000	3,225,000
甘藷	1,075,000	1,075,000	1,075,000	3,225,000

康保縣成紀七三三年度
主要農作物收穫豫想

類別	作付面積 畝	每一畝 斗	豫想收穫量 石
燕麥	400,000	四斗	160,000石
小麥	300,000	四斗	120,000石
大麥	50,000	四斗	20,000石
蘇子	100,000	四斗	40,000石
大豆	50,000	四斗	20,000石
豌豆	60,000	四斗	24,000石
葫豆	40,000	四斗	16,000石
菜種	50,000	一斗	5,000石
馬鈴薯	100,000	三斗	30,000石
合計	2,500,000		1,000,000石

（比較單位斗、馬鈴薯百斤）

なほ本豫想は各郷長並に外區署長の報告を主たる參考資料として算出作製せるものでこれを昨年の實績並に平作に比較すれば左の如し。

主要農作物一畝當成績

種類	平年	昨年	本年豫想
燕麥	三三	〇七	四四
小麥	三五	一〇	四〇

ける重要集散地たる新民その他七ヶ所の貨車乗標準價額及び糧棧買付標準價格を公定して麗麻子の一元的收買、配給、輸出統制を實施しその後麗麻子ならびに配給、統制の缺陷に基く幾多の障害を生じたので産業界では過般來關係當局と協議しこれが統制の強化對策を討究中であつたが次の如き要領に依る改革方針を正式決定し八月六日各省關係官を産業界部に招集して新方針を指示し本年度出廻開始期たる八月末日より全國に實施して統制の徹底的強化を圖ることになつた。新方針の要領は大要左の如くである。

- 一、現行方針に依る麗貨不備を是正し且つ農民の利益を確保するため今後は努めて農事合作社の交易場に出廻らしめ、合作社において生産検査を行ひ別項等級貨車乘價格を基準として定めたる價格を標準として賣買を行はしめる。
- 二、農事合作社なき地方においては縣公署において生産検査を行はしめる。
- 三、生産検査不可能なる場合は糧業者は生産検査に準ずる品質鑑定に基き購入價格に差當を附することを得るも縣公署は之に對し可及的に監督指導を行ふ
- 四、共同麗貨事務所は従來通り麗麻子の一元的麗貨を行ふ外麗麻子油の輸出統制も行はしめる。
- 五、共同麗貨事務所の購入價格は貨車乘價格に依らしめるが糧業者の中間的麗貨は従來通り行はしめる。
- 六、共同麗貨事務所又はその下受店は麗麻子の麗貨に際

- 一、不當なる品質鑑定をなし又は夾雜物八%以上のものを購入を故意に遷延せしめず。
- 七、共同麗貨事務所は日本内地製油業者その他の發注せる麗麻子油製造業者及び大同生業會社に原料麗麻子を供給する以前に適當地點において滿鐵の任意検査を受け、等級別價格に依り供給するが、大同生業に對しては一定量に限り優先的に供給する。
- 八、大同生業會社をしてその搾油せる油を總て共同麗貨事務所納入せしめるが、粕は従來通り自由販賣とす。

なほ以上の方針に基き政府では速急に次の如き處置を採ることになつた。

- 一、麗麻子油を貿易統制法に基く輸出統制品目として追加指定する。
- 二、農事合作社における取引は重量取引に依る。
- 三、農民が既に取定めたる先物約定に依る不利を解消せしめるため縣公署をして農民が先物買約者に對し現物受渡後一定の金利を附して約定代金を返却し得るが如く適當の措置を講ぜしめる。
- 四、農事合作社をして當該地出廻麗麻子の夾雜物含有量が八%以内に止まる如く適當なる施設を講ぜしめる。
- 五、農事合作社なき縣においては縣公署をして可及的に麗麻子の取引場所を指定せしめ、取引に關する指導監督に當らしめ。
- 六、大同生業が既に日本内地市場へ供給の約定をなしたる油に關しては之が輸出を許可する。

燕麥の試作良好 蒙疆地域には馬糧として北支那特有の燕麥を産するがこれは裸燕麥でもみがないため馬糧としては缺點がありさりとて普通の燕麥を蒙疆地域内に栽培することは滿洲での成績に鑑み九分通り絶望視されてゐたが蒙疆聯合委員會産業界部一般産業界では馬糧の自給自足政策上蒙疆の地位に適して馬糧栽培の必要を痛感種々研究した結果今春上海道産燕麥五百袋を察哈爾盟公署管内の農民に配付試作を行はせたがこの程に至り結果極めて良好であらゆる點で馬糧として最適のものを得た一般産業界でも來年は今年の十倍分の種子配給を行ひ確固たる結論を得たいと意氣込んでゐる。

麗麻子の配給統制 軍需潤滑油カストル・オイルの原料として日本における總需要量五萬匁を一手に供給する滿洲産麗麻子の供給力を確保するため政府は昨年九月國內に於る收買配給機構の一元的統制を企圖し三井物産および三菱商事を獨占的取扱業者に指定し兩社の共同麗貨機關として奉天に共同麗貨事務所を設立せしめ國內にお

植林計畫 蒙疆地方の造林計畫に對しては氣候風土の關係から特に三十五年の貴重な經驗を有する朝鮮の積極的援助に多大の期待をかけられ、七月の蒙疆政府植林會議には特に總督府林業試驗場長鎗木技師が出席一ヶ月に亘つて現地を踏査し更に江頭囑託も同地方を調査したが一方朝鮮時局對策調査會では蒙疆地方造林事業への朝鮮の人的物的援助の必要が強調され林業に於ける鮮蒙聯携はいよいよ具體化するに至つて。多少の缺陷を除けば同地方の植林の可能性は鎗木技師の視察によつても保證されて居り同政府では目下大造林計畫の具體策につき鋭意研究を進めてゐるが廣漠たる山野の造林は相當難事業でこれが實現には苦闘三十年曲りなりにも全鮮の綠化に成功した朝鮮の林政當局の經驗が絶対に必要なことは七月の植林會議に於ても一致した意見であり總督府としても同政府の具體案作成を俟つて積極的援助に乘出すことに決定一方既に新義州方面の養苗業者の蒙疆進出も計畫されてゐる。

蒙疆各區ニ於ケル家畜鶏現在數
(民國二十五年末調)

種別	察南	晉北	蒙聯	合計
牛	1,000,000	1,500,000	6,500,000	8,000,000
馬	3,000,000	3,100,000	3,600,000	9,700,000
騾	11,000,000	6,200,000	3,000,000	20,200,000

針をとるとともに牧草その他飼料の増殖改良を獎勵する。

一、家畜類の増殖、防疫、牧野などに關する試験を行ひこれに必要な基本施設として政府自身の牧領を設定する。

一、雪害、傳染病などによる家畜減少を防止するとともに家畜保養力の増大をはかるため各旗に旗營による大規模の各營地を設立す。

一、家畜防疫の重要性にかんがみ蒙古聯盟政府の家畜防疫處を設け家畜防疫に關する試験および豫防を行はしむ。

一、種畜に關しては當地域にある優良種より選擇、繁殖を行ふとともに馬はアラブおよびアングロ・ノルマン種、羊は増産改良を目標にコルベール種を主として輸入する。

一、西北接壤地域において生産する家畜および畜産物に對しても蒙古地域内の資源に準じこれを必要地域に積極的に誘致し、その確保を期して西北接壤地域に對する取引を一層旺盛ならしむべく適當な措置を講ず。

一、これら蒙疆地區内の畜産資源の確保のためには同地域にあつて家畜、畜産物の輸出に關して家畜監視處を設置、輸出統制を行ふ。

一、畜産養成機關として蒙古聯盟自治政府に畜産部を設け、畜産技術員を派遣して畜産行政を擔當せしむ。

家畜増産計畫案大綱 馬、綿羊を中心に各種家畜類の徹底的増産確保を期するため蒙疆三政府と緊密な連絡をとつて蒙疆聯合委員會が抱懷する計畫案は大要左の如くである。

一、現在の遊牧を一定地域に定住せしめるか否かについては飼料なる牧草地域の關係および家畜類の減少、農耕に適せざるなど定住の自然的、經濟的條件の不利にかんがみ飽くまで遊牧の方法によらしむ。

一、土地使用形態は現在の共同的使用形態を變更せずこれを飽くまで牧野として保存し耕作は絶対に禁止の方

種別	計
厚和優屠宰場	1,680,000
計	1,680,000
山	100,000
綿	100,000
羊	100,000
駝	100,000
豚	100,000
雞	100,000
鴨	100,000

蒙疆馬大増産計畫 從來馬匹は内地でも輕種(サラブレッド等)が重視獎勵された傾向があつたが、今次支那事變の大陸作戦の貴重な經驗により輕種より中間種(アングロノルマン等)の獎勵を要望されるに至つたので内地ではこの要望に副ふため中間種の大増産、改良に當ることになつたが、かゝる馬匹供給の轉換期は必然蒙疆馬の登場を招くに至つた。蒙疆馬は主として中間種の優良馬であり、體高適當、體幅も豊、足も太く、なほ粗食に甘んじて悍意を有してゐるのが特徴であり、専門家によつても興安省ホロンベイルの蒙古馬よりはかるに優良である。太鼓判を押されてゐるのが蒙疆地區の過半を占むる大高原は同時に大牧場であり、この大自然の牧場に放牧されてゐる馬は四十萬頭乃至五十萬頭と推算され蒙疆馬の供給を要請されるものは北滿の大量移民に送る畜力北支蒙疆の産業開發に送るものであるが、さらに蒙疆に必要なる馬匹の保有数を合すると蒙疆馬の供給数は相當莫大のものになるので蒙疆聯合委員會畜産部では蒙疆馬が日滿に寄與する役割を重視し、蒙疆馬増産改良の尠大の計畫を樹立することになつてゐる。

一、外來種を一切入れないこと。

一、蒙疆在來の優良馬を目標として一途に増産すること。

一、年度計畫を樹て、明年より實施すること。

一、縣地帯には牧廠を設置、旗地帯には盟公署が直接牧領を經營する(牧廠とは牧場の規模大なるを稱し、牧

領は一牧領敷族より成る大牧場) 家畜監視署 民國二十七年十月五日察南自治政府は家畜監視署の名稱および位置を制定官制を公布即日實施した。

- 一、名 稱 康莊家畜監視署
- 一、位 置 延慶縣第四區康莊
- 一、管轄區域 察南自治政府管内
- 官 制

第一條 家畜監視署は政府管轄の下に左の事項を管掌す。

- 一、蒙疆地區輸出家畜及畜産物の監査取締。
- 二、秘密輸出家畜及畜産物の摘發及處罰。
- 三、家畜及畜産物の檢疫。

- 第二條 左の職員をおく。
- 一、署 長
- 一、事務官佐
- 三、技 佐

(以下略)

鑛 業

鑛産資源の主なるものは石炭、鐵の二種で、石炭は晉北區の大同、鐵は察南區龍關、宣化附近によつて代表しその大部分を産出する。從來交通機關の不備、海港への遠距離等のために開發の軌道に乗らなかつたが事變後この情勢は激變し大同、龍煙共にわが技術資力の後援と俟

それが大同炭田であるがその中注目すべきものは晉北および保晉分公司の二つに過ぎぬ。

(A) 晉北鑛務局

民國十三年(一九二四)山西省當局は大同に軍人煤廠なるものを設立、口泉附近約十餘ヶ所において試掘を行つたが兵亂により一時作業を中止し十七年秋復工し永定莊に口徑十七呎の大堅坑二本を開鑿した。十八年改組して晉北鑛務局となり省政府から一〇〇萬元を支出有限資本となし機械類を購入すると共に事業を擴張し口泉永定莊、口泉煤峪口間に支線を敷設した。同年八月永定莊の兩堅坑が着炭し十月には煤峪口に堅坑を開鑿して十九年三月着炭した。又永泉および煤泉の兩支線は四月および八月に前後して開通し同時に口泉、馬林湖間の泉峯輕便線と晉煤公運局も同局の經營下に移つた。二十一年春同局は大同保晉分公司及同寶等と出炭統制と共同販賣方法とを協議し山西省營業公社と合同して大同に大同煤業公司を成立し大同炭の運搬と販賣との統一的業務に當らすこととして今日に至つてゐる。

鑛區號數	鑛區名稱	鑛區面積
第一號	永定莊	二七〇、九〇〇畝
第二號	煤峪口	三〇、九三三畝
第三號	曹家峯	三、五九一畝
第四號	鄭家峯	七、九〇二畝

つて積極的開發の緒についた。

蒙疆全域ノ石炭鐵埋藏量表

(單位百萬噸)

品別	地別	察南	晉北	蒙聯	計
石 炭	埋藏	四九六	二〇〇〇	四八四	三〇九〇
	探出	九三	一	一	九五

大同炭礦 事變後治安の恢復と共に業界注視の的となつたものに大同炭がある。今日北支重工業資源の中心をなす大同炭礦の開發に關しては内地重工業界は重大な關聯を有するところから現地側では日本の中央政府當局と密接な聯繫の下に計畫を進めつゝあるが右は大體五ヶ年後に一千二百萬噸出炭を豫定する甚大な計畫であるだけに大同炭開發はいづれの點から觀るも事甚だ重大であり内地將來の重工業資源も大同炭依存を中心と豫定され日滿支の石炭問題これによつて完全に解消されるとまで謂はれてゐるくらゐである。いはゆる大同炭田とは京綏線の中間大同から支線一九・八一軒の地點に口泉驛があつて口泉を中心とする一帯に晉北鑛務局、大同保晉分公司の外同寶、寶恒、同泰、恒義等約十六坑あり、さらに同盛、五福等の埋藏二十數坑が散在してゐる。埋藏量實に二百二十億噸、炭田は長さ二十八里幅、四里、すなはち面積四百七十方里の石炭の大山脈で撫順八億噸の約十五倍

第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號
後溝村	新 村	永定莊後溝	瓦渣後溝
三、六四八七	二、八〇九八	五、五三七三	四、七三三九
八 鐵 區	一、八〇一八	一、八〇一八	一、八〇一八

堅緻にして取扱中粉化の虞れなく着火容易且短時間白煙を出すも爾後無煙にして白煙炭に屬し火力亦強大である。用途は各種汽機はもとより家庭におけるストーブ、風呂に至る迄百般の用途に適すといはれてゐる。塊粉出炭歩合は七五對二五で、炭層堅硬にして坑内は杭木を必要とせず而かも硬炭も夾雜物も皆無である。選炭機はさきに大倉組から購入取付けられサイズは一呎以上を大炭としてそれ以下を二炭、三炭並に粉炭と區別しゐる。二炭は六吋以上三炭は三吋以上粉炭一吋以下とし、二炭以下を選炭機にかけて選別してゐる。同鑛の分析によれば次の如くである。

鑛廠炭種別	成分	
	水分揮發分	固定炭灰分
永定炭	五〇〇	六三、八九
大炭	四二	六五、二〇
三炭	三九	六三、〇六
切炭	三〇	六二、七一
粉炭	二三	五九、九